平成27年３月定例会

総務文教常任委員会記録

平成27年３月６日（金）

平成27年３月９日（月）

平成27年３月10日（火）

場所：鳥栖市議会　第１委員会室

目　　次

平成27年３月６日（金）　……　５頁

平成27年３月９日（月）　……　73頁

平成27年３月10日（火）　……　161頁

平成27年３月定例会審査日程

日　次	月　　日	摘　　要
第１日	３月６日（金）	開　　会 日程決定 議案審査（総務部） 議案乙第１号、議案乙第９号 議案甲第２号～議案甲第４号 議案甲第10号 〔説明、質疑〕
第２日	３月９日（月）	議案審査（教育委員会事務局教育部） 議案乙第１号、議案乙第９号 〔説明、質疑〕 請願審査 請　願第１号 〔趣旨説明、質疑〕 陳情 陳　情第１号 〔協議〕
第３日	３月10日（火）	自由討議 議案審査 議案乙第１号、議案乙第９号 議案甲第２号～議案甲第４号 議案甲第10号 〔総括、採決〕 請願審査 請　願第１号 〔総括、採決〕 報告（教育委員会事務局教育部学校教育課） 〔報告、質疑〕 閉　　会

３月定例会付託事件

１　市長提出議案

〔平成27年３月３日付託〕

議案甲第２号　鳥栖市行政手続条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案甲第３号　鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例　〔可決〕

議案甲第４号　鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案甲第10号　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について　〔可決〕

〔平成27年３月10日委員会議決〕

議案乙第１号　平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）　〔可決〕

議案乙第９号　平成27年度鳥栖市一般会計予算　〔可決〕

〔平成27年３月10日委員会議決〕

２　請　願

〔平成27年３月３日付託〕

請　願第１号　鳥栖市における少人数学級の拡充を求める請願　〔趣旨採択〕

〔平成27年３月10日委員会議決〕

３　陳　情

〔平成27年３月３日送付〕

陳　情第１号　要望書（旭小学校トイレ改修について）　〔協議〕

４　報　告

鳥栖市内中学校で発生したいじめ問題の概要及び訴訟内容等について

（教育委員会事務局教育部学校教育課）

平　成　27　年　３　月　６　日　（金）

1　出席委員氏名

委員長	国松　敏昭	委員	中村　直人
副委員長	下田　寛	〃	久保山　博幸
委員	成冨　牧男	〃	柴藤　泰輔
〃	久保山　日出男		

2　欠席委員氏名

なし

3　委員会条例第19条による説明員氏名

総務部長	野田　寿	教育長	天野　昌明
総務部次長	松雪　努	教育部長	園木　一博
総務課長	古賀　達也	教育部次長	白水　隆弘
総務課長補佐	古澤　哲也	学校教育課長	柴田　昌範
総務課文書法制係長	樋本　太郎	生涯学習課長	佐藤　敦美
総務課職員係長	山本　英規	文化芸術振興課長	石橋　沢預
総合政策課参事	藤川　博一	スポーツ振興課長	石丸　健一
情報管理課長	青木　博美		
情報管理課情報化推進係長	佐藤　正己		
財政課長	小柳　秀和		
財政課財政係長	古賀　庸介		
契約管財課長	三橋　和之		
契約管財課管財係長	庄山　裕一		
契約管財課管財係長待遇	中嶋　浩一		
契約管財課契約検査係長	立石　光顕		
会計管理者兼出納室長	権藤　博文	議会事務局長	江﨑　嗣宜
出納室審査出納係長	武富　美津子	議会事務局次長	緒方　心一
選挙管理委員会事務局次長	姉川　勝之	議会事務局庶務係長	野中　潤二

監査委員事務局長　　中　山　　泰　宏

監査委員事務局次長　　古　賀　　和　教

4　議会事務局職員氏名

議　事　係　長　　江　下　　剛

5　審査日程

議案審査

議案乙第１号　　平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）

議案乙第９号　　平成27年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第２号　　鳥栖市行政手続条例の一部を改正する条例

議案甲第３号　　鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第４号　　鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第10号　　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

〔説明、質疑〕

6　傍聴者

１　人

7　その他

な　　し

午前９時56分　開会
開議

国松敏昭委員長

ただいまから平成27年３月定例会総務文教常任委員会を開会いたします。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

審査日程の決定

国松敏昭委員長

早速でございますけど、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、甲議案４件、乙議案２件、請願１件の計７件でございます。また、陳情１件も送付されております。

審査日程につきましては、本日６日に総務部関係議案の審査、９日月曜日に教育委員会教育部関係議案、請願の審査及び陳情について、10日火曜日は自由討議、総括、採決ということでお願いしたいと思います。

審査日程については以上のとおり決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、御異議なしと認めます。

よって委員会の日程については、以上のとおり決しました。

それでは、総務部の審査の準備のため、暫時休憩をいたします。

午前９時58分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午前10時開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

総務部

議案乙第１号　平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）

国松敏昭委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

議案乙第１号　平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小柳秀和財政課長

おはようございます。

それでは、議案乙第１号　平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）のうち、総務部関係について説明をいたします。

なお、資料は、総務文教常任委員会資料、総務文教常任委員会参考資料等により、行います。

まず、総務常任委員会資料１ページをお願いいたします。平成26年度３月補正予算概要として、歳入についてまず説明いたします。

款２．地方譲与税、項２．自動車重量譲与税につきましては、決算見込み等によります、2,000万円の減額の補正をいたしているところでございます。

款７．ゴルフ場利用税交付金、項１．ゴルフ場利用税交付金につきましては、決算見込みによる600万円の減額をいたしております。

次に、款９．国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、交付金額の確定に伴い、39万9,000円の増額補正でございます。

款11．地方交付税、項１．地方交付税、補正額といたしましては、841万5,000円の決算見込みによる補正を行っております。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、２ページ目をお願いいたします。

款13．分担金及び負担金、項２．負担金、目１．総務費負担金、節１．選挙費負担金についてでございますけれども、昨年４月30日執行の鳥栖市土地改良区総代選挙が無投票となり

まして、負担金の額の確定に伴い、減額するものでございます。

以上でございます。

三橋和之管財課長

款14．使用料及び手数料、項１．使用料、目１．総務使用料、節１．総務管理使用料の電柱敷地料等につきましては、決算見込みによるものでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

款15．国庫支出金、項２．国庫補助金、目５．総務費国庫補助金、節１．総務管理費国庫補助金のうち、がんばる地域交付金1,153万円は額の内定による補正でございます。

平成25年度の経済対策による補正でございまして、小学校空調設備設置事業に充当をいたしております。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

同じく節１．総務管理費国庫補助金のうち、次の行の社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,507万8,000円につきましては、補助金の交付額の決定によるものです。

以上です。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

続きまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金でございますが、これにつきましては、国の補正予算に伴いまして8,210万円を補正させていただくところでございますが、その内訳といたしまして地域消費喚起・経営生活支援型ということで5,695万1,000円、地方創生先行型ということで2,514万9,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、３ページをお願いいたします。

款16．県支出金、項２．県補助金、目８．消防費県補助金、節１．消防費県補助金でございます。

これにつきましては、県から消防団員確保対策事業補助金がございましたので、バルーン投光器の購入費の一部に財源を充当することといたしております。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

続きまして、項３．委託金、目１．総務費県委託金、節１．総務管理費委託金、県広報紙配布委託金１万7,000円の減額につきましては、委託金の交付額の確定によるものです。

次の節４．統計調査費委託金154万3,000円の減額につきましては、経済センサス基礎調査及び商業統計調査委託金、全国消費実態調査委託金、農林業センサス委託金等に関する委託金の交付額の確定によるものです。

以上です。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、４ページをお願いいたします。

節５．選挙費委託金でございます。

これにつきましては、昨年12月14日に執行されました衆議院総選挙及び１月11日に執行されました佐賀県知事選挙の県委託金の確定に伴うもの、及び佐賀県知事選挙の執行に伴いまして、４月に予定しておりました知事・県議会議員選挙のうち知事選挙がなくなったため、決算見込みにより減額するものでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

続きまして、款17．財産収入、項１．財産運用収入、目２．利子及び配当金７万1,000円の補正をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、財政調整基金利子の決算見込みによる減額補正として36万6,000円、減債基金利子の決算見込みによる減額補正といたしまして26万9,000円、退職手当基金利子の決算見込みによる補正17万2,000円の増額、公共施設整備基金利子の決算見込みによる補正26万円の増額、土地開発基金利子の決算見込みによる補正27万4,000円の増額を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その下の段でございます。

款18．寄附金、項１．寄附金、目１．総務費寄附金、節１．総務管理費寄附金につきましては、ふるさと寄附金でございまして、平成26年度は９人の69万円の寄附があっているところでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

５ページをお願いいたします。

続きまして、款19．繰入金、項１．基金繰入金、目１．財政調整基金繰入金につきましては、7,957万5,000円の減額を行っております。繰入金の減額補正として繰り戻しを行うものでございます。

目２．減債基金繰入金、同じくこちらにつきましても２億49万1,000円の減額を行っております。繰入金の減額補正、繰り戻し等を行っているものでございます。

目３．公共施設整備基金繰入金につきましても、4,000万円の減額でございます。こちらにつきましても、繰入金の減額補正、繰り戻しを行うものでございます。

基金の現在高につきましては、お手元に配付いたしております参考資料１ページのとおりとなっておりますが、財政調整基金利子の３月末現在高は19億8,269万6,000円、減債基金につきましては６億253万4,000円、公共施設整備基金につきましては23億9,823万5,000円となっております。

続きまして、下の欄の款の21、諸収入、項５．収益事業収入といたしまして、目１．競馬事業収入でございます。こちらは、1,000円の減額を行っております。競馬事業収入等の確定によりまして、減額補正を行っているところでございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に６ページをお願いいたします。

款21．諸収入、項６．雑入、目４．雑入、節３．消防雑入でございますけれども、これにつきましては消防団員退職報償金でございまして、決算見込みにより減額補正いたしております。

次の節４．雑入のうち、総務課関係分といたしまして、主なものといたしましては、全国市町村職員研修助成金及び生活習慣病予防検診助成金の額の確定による補正でございます。

三つ飛びまして、災害派遣職員経費負担金の減額補正でございますけれども、平成26年度は気仙沼市へ職員派遣を行いませんでしたので、減額するものでございます。

その下の退職手当企業会計負担金につきましては、今年度の退職者のうち企業に在職した者の在職期間中分の退職手当の負担分を受け入れたものが主なものでございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

同じく節４．雑入のうち、情報管理課分について申し上げます。

上から７行目、８行目のホームページ及び市報の広告収入につきましては、それぞれ決算見込みによる増額です。

また一番下の光熱水費雑入の116万9,000円の補正のうち、情報センターの光熱水費雑入につきまして、決算見込みにより109万8,000円の増額をお願いするものです。

以上です。

小柳秀和財政課長

同じく財政課分について申し上げます。下から５番目でございます。

競馬事業を雑入の確定による補正といたしまして100万円、その下の新市町村振興宝くじと市町村振興宝くじ、オータムジャンボとサマージャンボの収益金の交付金の確定に伴う補正を行っておるものでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

同じく６ページ下から２番目になりますが、建物総合損害共済災害共済金等につきましては、池田下ため池公園、四阿屋テーブル破損に対する共済金などでございます。

また、一番下になりますが、光熱水費雑入のうち契約管財課関係分といたしましては、電気料の改定等に伴い、７万1,000円の補正を計上いたしております。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

続きまして、７ページをお願いいたします。

款22．市債、項１．市債につきまして、一括して説明をいたします。

参考資料、２ページ、３ページとあわせてごらんいただければ幸いでございます。

まず、目１．総務債でございます。節１．総務管理債、1,300万円の減額を行っております。参考資料２ページの上のほう、弥生が丘まちづくり推進センター建設事業の決算見込みによる減額補正でございます。

目２．土木債でございます。節２．住宅債370万円の減額を行っております。資料２ページ、真ん中付近の公営住宅改善事業の決算見込みによる減額補正でございます。

目３．消防債でございます。節１．消防債、120万円の減額でございます。参考資料は、先ほどの下の欄、防災基盤整備事業の決算見込みによる減額補正です。

目４．教育債につきましては、まず節１．小学校債4,100万円は、学校給食センター建設事業の決算見込みによる2,170万円の減額、小学校空調設備設置事業につきましては、がんばる地域交付金の充当などによる決算見込み、1,930万円の減額でございます。場所は参考資料２ページの下段のほうとなっております。

次が、節２．中学校債220万円は、参考資料２ページ、一番下の中学校空調設備設置事業の決算見込みによる減額でございます。

節３．保健体育債は、参考資料３ページの一番上の段のスタジアム改修事業の決算見込みによる減額でございます。

目６．災害復旧債、節２．土木施設災害復旧債20万円の減額は、参考資料の３ページ、真ん中あたりに、平成26年度発生災害復旧事業の決算見込みによるものでございます。

以上が歳入でございます。

江崎嗣宣議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をいたします。８ページをお願いいたします。

款１．議会費でございますけれども、それぞれ決算見込みによる補正額でございます。

主なものといたしまして、節９．旅費、減額でございますが、これは、常任委員会、議会運営委員会等の行政視察や議長会、議長随行、職員随行の旅費及び本会議、委員会等の出席費用弁償の不用額でございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、９ページをお願いいたします。

款２．総務費、項１．総務管理費、目１．一般管理費でございます。

主なものといたしましては、節１．報酬につきましては、嘱託員報酬などの決算見込みによる減額補正でございます。

節３．職員手当等につきましては、特別職及び職員の人件費の決算見込みによる減額、それから、退職者の増に伴う退職手当の補正でございます。

節７．賃金から、次の10ページ、節25．積立金にまでにつきましては、各節ともそれぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

10ページの目２．秘書費でございます。こちらにつきましても、各節ともそれぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

次の11ページをお願いします。

目３．広報費でございます。節９．旅費から節18．備品購入費につきましては、各費目とも決算見込みによる減額でございます。

続きまして、目４．情報管理費の主なものを申し上げます。

節13．委託料のうち944万3,000円につきましては、社会保障・税番号制度導入に伴う基幹系システム改修委託料の決算見込みによるものです。

節14．使用料及び賃借料の278万8,000円の減額につきましては、パソコン賃貸借業務等の入札残によるものです。

節19．負担金補助及び交付金の78万8,000円の補正につきましては、地方公共団体情報システム機構負担金及び県公共ネットワーク負担金の確定に伴うものでございます。

以上です。

小柳秀和財政課長

続きまして、目５．財政管理費につきましては、予算編成等に係る決算見込みによる減額補正等を行うものでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

その下、目７．財産管理費、節18．備品購入費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

その下の目８．契約検査費、節１．委託料につきましても決算見込みによるものでございます。

以上でございます。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

目９．企画費につきまして御説明申し上げます。

節８．報償費、節９．旅費につきましては、鳥栖駅周辺の基本構想の減額によりまして、検討委員会未設置のための減額でございます。

節11．需用費につきましては、市制60周年の記念式典の額の確定によるものでございます。

節13．委託料につきましては、市民満足度調査委託料は、これは額の確定による減額でございまして、総合戦略策定委託料1,000万円につきましては、繰越明許させていただきまして、来年度に向けて、まち・ひと・しごとの総合戦略を策定するための委託料でございます。

めくっていただきまして13ページ、使用料及び賃借料でございますが、これにつきましては、市制施行60周年記念式典の額の確定によるものなどでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

続きまして、目12．財政調整基金でございます。

節25．積立金でございます。財政調整基金積立金として22万4,000円の増額補正、減債基金積立金として76万円の減額補正、合わせて53万6,000円の減額補正をお願いしております。

目13．公共施設整備基金積立金につきましては、26万円でございます。

こちらにつきましても、預金利子の積み立ての決算見込みということで、補正をお願いしているところです。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その下でございます。

項４．選挙費でございますけれども、目１．選挙管理委員会費及び目２．選挙啓発費につ

きましては、それぞれ決算見込みによる補正でございます。

次の14ページをお願いいたします。

目４．土地改良区総代選挙費でございます。

こちらにつきましては、昨年の４月30日執行の土地改良区総代選挙の経費でございまして、無投票となりましたので、各節それぞれ額の確定に伴うものでございます。

その下でございます。

目５．農業委員会委員選挙費でございます。

こちらにつきましても、昨年７月６日執行の農業委員会委員選挙の経費でございまして、無投票となりまして、各節それぞれ額の確定に伴うものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

目６．知事・県議会議員選挙費でございます。

こちらは本年１月11日に佐賀県知事選挙を執行いたしましたため、知事選挙に係る経費を減額するとともに、県議会議員選挙の経費で各節それぞれ必要な額を見込みまして、平成26年度分の予算として調整をいたしたところでございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

続きまして、項５．統計調査費、目１．統計調査費総務費及び目２．基幹統計費につきましては、工業統計調査、国の基幹統計調査等に関する経費の決算見込みによる減額でございます。

以上です。

中山泰宏監査委員事務局長

続きまして、17ページをお願いいたします。

項６．監査委員費、目１．監査委員費でございます。

節３．職員手当等から共済費は、事務局職員３名分の職員手当の決算見込みによる減額補正でございます。

次に、節９の旅費と節19. 使用料及び賃借料は、決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その下でございます。

次に、款９．消防費でございます。

主なものといたしましては、目１．総務管理費は職員手当の決算見込みによる補正でございます。

目２．非常備消防費の節８．報償費につきましては、消防団員の退団が少なかったため、退職報償金の減額が主なものでございます。

次の18ページをお願いいたします。

中ほどの目３．消防施設費及び、その下でございます、目４．防災費につきましては、各節ともそれぞれ決算見込みによる補正でございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

資料19ページをお願いいたします。

款12．公債費でございます。

目１．元金、節23．償還金利子及び割引料でございます。地方債元金の償還金の額の確定に伴います補正を行っております。

また、目２．利子、節23．償還金利子及び割引料でございます。2,068万円の減額、こちらにつきましても地方債利子の額の確定、並びに一時借入金利子等の決算見込みによります減額補正等を行っているところでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

款13．諸支出金、項１．土地開発基金費、目１．土地開発基金費、節28．繰出金につきましては、土地開発基金利息相当額を計上いたしております。

以上、議案乙第１号　平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）中、当総務文教常任委員会に付託されました総務部関係分についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

国松敏昭委員長

はい、執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。ございますか。

成冨牧男委員

最初にですね……、済みません。

ちょっと、後にしてください。確認しながら言わんと。

久保山日出男委員

歳入のほうの、何ページかな。

国松敏昭委員長

ちょっとページ数をお願いします。

久保山日出男委員

４ページでございます。

寄附金の関係で、たまたまきょう、朝のほうでテレビで、これがあっておりましたけれども、この寄附、ふるさと寄附金については、意外と小さな市町がいろんなＰＲ等でやって、大きいところでは４億円というような、報道がなされておりました。

鳥栖市においては69万円ということでございますが、これについてはホームページとかいろんなもので一応されておるんでしょうか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ふるさと寄附金につきましては、ホームページへの掲載、それから、関東鳥栖の会、関西県人会等での案内、それから、新鳥栖駅での観光案内所でのパンフレットを設置して周知に努めているところでございます。

以上でございます。

久保山日出男委員

それについて、鳥栖市独自性の、何かをこう、相手にお返しするということでありますが、何かそれをやっておりましょうか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ふるさと寄附金につきましては、ふるさとを応援したいという気持ちに応えまして、いろんな形があるかと思います。

今年度からお礼につきましては、３万円以上の寄附者には、市内での特産品といたしまして、アスパラガスやお米、それからイチゴ等、１割程度のお礼の品をお送りしているところでございます。

10万円以上の方につきましては、その３点を期間を分けてお送りするような取り組みを本年度から取り組んだところでございます。

以上でございます。

久保山日出男委員

総体的に何件ありましたでしょうか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

６件の69万円ということでございます。

以上でございます。

久保山日出男委員

はい、結構です。

成冨牧男委員

今の、委員会資料の、ページ数が11。予算説明資料は69ページですかね。補正、情報管理

費の委託料、４目の情報管理費、委託料911万3,000円。

ここのですね、ちょっと少しおさらいも込めて、どういうことでこの社会保障、いわゆるマイナンバー、かつて言ってたマイナンバー制度が導入されたのかということと、それについての鳥栖市ちゅうか自治体ですね、自治体のメリット。

それから、かつて懸念されていた個人情報の問題とか、そういうことはどういうふうに解消されてきたのか、いるのか。

それと、一つは、あれがようわからんですよね。事前にいただいた、平成26年度３月補正予算資料主要事項説明、予算説明関係資料というのを事前にいただいてましたけど、ここら辺との、そしてまた補正、当初予算にも上がってますけど、当初予算の中で説明するちゅうことであればそれでもいいんですけど､何かこう流れ的なやつ､そして最終年度こうなって、それまでにこういうのがずっと実施されてきます。それによって、さっきの話、メリットの話とダブりましょうけど、どう、こういうことができるようになりますとかいうような話をしていただけたらと思うんですけど。

青木博美情報管理課長

まずメリットにつきましてですけれども、住民側からすれば、市など官公署への書類の提出する際に、住民票とかの添付書類を省略できることになります。

これは、このシステムがつながることによって、よその地域ですね、よその市町村で保有している情報を電子情報として、請求し、いただけることによるものです。

官公署につきましても、同様にそういった申請の際に、書類を省略されて、よその市町村から情報を、今まであれば、もし取り寄せるとすれば郵送で数日かかったものが、短時間で情報取得できるというようなメリットがございます。

と、情報漏えいにつきましては、国の機関で、市町村のやりとりを管理することになりますけれども、情報そのものを、国の機関で一括して、全国のものを集約するようなことはありませんので、それぞれ一件一件ごとにやりとりをするということになります。ですから、まず一括して情報が抜き取られるというような、危険性はございません。

それと、今後の進め方でございますけれども、今回も補正予算お願いしておりますが、順番として、ことし平成26年度につきましては、住民基本台帳システム、住民情報ですね、とか税情報などの書類関係の内部的なものに番号対応の処理をしていくということにしております。

それと、来年度に、平成27年度に、国や地方同士の情報のやりとりをするためのシステムの改修を進めていくことになっております。

そして、平成27年の10月に、個人番号をそれぞれ通知しまして、平成28年１月に、個人番

号のカード交付が始まります。それから、平成29年１月から、国の機関同士の連携を開始されます。

一番最後として平成29年の７月から、地方公共団体との連携開始が始まりまして、これで、市町村で実際の全体的な運用が開始するという手順になっております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

成冨牧男委員

またちょっと当初予算のときでも、何かこう、今ずっと御説明いただいた分の一覧、時系列的にこう、わかっていくようなやつがあったらいいなと思いますが、委員長にできればそういう、一覧、Ａ４ぐらい１枚で、横書きの。

国松敏昭委員長

今後の取り組みについてですか。

成冨牧男委員

そうですね、今までからずっと、この税番号制が、での、鳥栖市での取り組み。

国松敏昭委員長

鳥栖市での取り組み。

成冨牧男委員

鳥栖市での取り組み、スケジュール。

国松敏昭委員長

出せるとですか。そういう資料、今の。

青木博美情報管理課長

ちょっとすぐにっていうのはございません。ちょっと時間いただければ……

国松敏昭委員長

わかりました。

それちょっと執行部と検討して、どういうふうなお答えできるか。よろしいですか、後ほどその辺。

成冨牧男委員

よろしくお願いいたします。

国松敏昭委員長

ほかはまだありますか。（発言する者あり）まだありますか。

成冨牧男委員

数字的なやつも飲み込めないんで、さっき言ったように３月補正の補正額の1,439万5,000円。これになる。

これと、この今の11ページの、説明資料の11ページの、その内訳ですよね、944万3,000円。

ここら辺が多分、他の予算に絡むやつがあるからこういうふうになってるんですかね。その関係をちょっと。単純に、その数字の関係がわからないんでお尋ねしてます。

国松敏昭委員長

質問の趣旨わかっとかな。

青木博美情報管理課長

今回、上げております分は、細かく言いますと、住民基本台帳システム、団体内統合利用番号サーバーほか、中間サーバー、プラットホーム等の増額と、厚生労働省分の改修費用を上げておりました分の減額がありますので、その分の相殺になっております。

これが、総務省関係の分が２月に通知がありまして、補正として上げた分がございます。

それと、厚生労働省分については、これもう繰り越しさせていただくんですけれども、一部減額ということでの相殺として、金額を上げさせていただいております。

成冨牧男委員

ちょっと私わかってないんで、再三言いますけど、11ページの節13．委託料、911万3,000円、その中の944万3,000円が、その関連だと思うんですけど、その数字、９、４、４、３とですね、事前にいただいた主要事項説明書、これの数字の関係を、こうこうこうだからこうたいっていうふうに説明していただいたらいいですけど。

国松敏昭委員長

はい、誰かな、担当は。

佐藤正己情報管理課情報化推進係長

11ページの委託料について説明いたします。

今回総務省分として、補正予算分として1,520万円の増額をいたしております。

それから厚労省分につきまして、補助金額の確定によりまして、委託料を110万3,000円減額いたしております。

それから、基幹系システム分の、ちょっとここに今年度ありました分で378万円の実際基幹系更新の分が入っておりますので、トータルしますと944万3,000円減額という形になっているところでございます。

それから、中間プラットホームの98万1,000円につきましては、節19の負担金という形で、補助金はいただきますけど負担金という形でお出しいたしますので、この委託料の中にはちょっと含まれない形になります。

補正資料の中で98万1,000円というのが上がっておりますが、それは負担金の中で出ますので、この計算、この944万3,000円の中にはちょっと含まれない形になっております。

以上です。

国松敏昭委員長

いいですか、今ので。

成冨牧男委員

大分わかりましたけど、ちょっともう少しわかりやすい説明をお願いしたいです。

もういいです。

国松敏昭委員長

求めない。（「もういいです」と呼ぶ者あり）いいですか。

ほかございますでしょうか。

中村直人委員

そちらから出された資料で言いますと、12ページ。一番下の企画費の総合戦略策定委託料1,000万円。

これは繰越明許で、いずれ平成27年度になると思いますけれども、説明をされてるのでは、人口減少等の関係で策定をしたいということですが、この総合戦略の中には、いろんなこの種類があって、この国のあれを見ると、地方に仕事をつくり安心して働けるようにするとか、地方への新しい人をつくるとか、また、まち・ひと・しごとでは地域の実情に応じたきめ細やかな施策、人口減少、いろいろこう、国のまち・ひと・しごとの関係がありますけれども、具体的には2060年とかこう言ってますが、そこまでのトータルをつくる、計算しながら、そこに向けてどのような形でやっていこうかという戦略を立てたいと、具体的に言えば。そういったことを今後やりたいと。

平成27年度またつくはずですよね、これ。平成27年度、つかない。わかりませんね。

４月で終わります。統一地方選挙対策ですから、終わります。

と思いますが、そういったね、急に、12月の28日ぐらいに閣議決定されてやられて、この３月の補正までにしなさいと、これは無理な話ですよ、結局。ですから繰越明許やるわけでしょう。

ですから、具体的にね、じゃあ2060年今からやって、平成27年度で今度繰り越ししてやりますよということなんだけれども、2060年、もう10年後でもどうかわからないというようなこの形の中で、逆に言えば人口減少歯どめをかけるて2060年までしなくても、現在、やれるところはやれるんですよね、対策としては。

だから、具体的に言うと2060年とか――我々はもう生きとるかどうかわからんのやけども

ね――そういった戦略ていうのも大切かもしれんけれども、じゃあ今やることはあるでしょうと、今人口減少歯どめかける対策もあるでしょうと。

ですから、この総合戦略がもう全く我々からするとわからない、ばらまき予算だと思うんだけれども、執行部側はそういった点を含めて、具体的にどのような形をやろうとしているのか、ちょっとお願いしたいと思います。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

2060年、国におきましては、１億人程度の人口を確保していこうという目標を立てておられます。この総合戦略につきましては、我々も長期の人口ビジョン、そして、鳥栖市の総合戦略というものを策定をするようになっております。

長期の人口ビジョンにつきましては、委員からも御指摘がございます2060年を見越してのビジョンというような中身でございます。

ただ、総合戦略につきましては、平成27年度から５カ年の戦略をつくっていくということでございまして、その５年間についての今からの各種事務事業について、体系立て、もしくは新規事業への取り組み、こういうものをですね、総合戦略として計画をしていくということでございますので、目標の人口は2060年なんですけども、今回のこちらの総合戦略につきましては、平成27年度からの５カ年間の計画ということで計画を策定する予定となっております。

以上でございます。

中村直人委員

市のほうでも、そういった対策をつくったという話ですけれども、新年度予算でまた具体的には聞きたいと思いますけれども、仮にそういった策定をするにしても、やはり、ただ人口だけの問題じゃなくして、ほかのやっぱり産業分野、そういったものの活性化がどのような形でやられるのかというのも含めて、それが仕事だと思うんですけれども、そこにじゃあどういう、農業にしても鳥栖市の場合の農業をどのくらいにする、そのためには土地をどのくらい確保するとか、いろんなビジョンが立てられると思うんだけれども、そういった形の中で、ただ人口だけをどうするかじゃなくして、そういった産業分野、今第６次だとかも言われているんだけれども、そういう産業分野をどのような形で配置をしながら、そこに働く人たちをどう、この雇用対策も含めてやるのか、そういったものが今後、求められるんだろうと思うんだけれども、そういった面含めて、今後やっぱりさらにそういったところの研究ちゅうのは重ねてほしいし、新年度でまた出てくるだろうと思いますので、そちらのほうでも若干質疑はしたいと思うんだけれども、もっと幅広いビジョンを立てて、やっぱりするべきだろうと、このように思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

久保山博幸委員

12ページの企画費、報償費の件ですが、先ほどの説明で、検討委員会を開かなかったからこの分減額したということですが、検討委員会を開かなかった理由っていうのは、どういうことでしょうか。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

これにつきましては、以前からもお答えをさせていただいておりますが、執行部といたしましては、基本構想、鳥栖駅周辺のまちづくりの基本構想を策定するために委託料をお願いをいたしておったところでございます。

その基本構想策定するために、幅広い意見をお伺いするための検討委員会ということで位置づけをしておりましたので、まず基本構想があってからということで考えておりましたので、その、減額ということになりましたもんですから、設置をしなかったとということでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よかですか。

ほかは。

成冨牧男委員

いつもしつこく言っておりますけれども、補正の時期の問題でちょっと気づいたのが、説明等を聞いている中で気づいたのが、例えば、先ほど言われた災害派遣職員経費負担……

国松敏昭委員長

何ページですかね。

成冨牧男委員

ごめんなさい、６ページ。６ページの雑入です。

これは、ことし平成26年度は派遣しませんよって言った時期は、普通考えれば、当初に近い時期だったのかなと思ったんで、例えば６月とか、極端に言えば９月とか、補正減ができたんではないかということ。

それからもう一つ、これ農業委員会は７月ですよね、選挙が。７月、今回は無投票だったということになると、例えば９月、遅くても12月とか、できたのではないかということですけど、もし当たってなければ、違いますということを答弁していただいていいですけども、今後ともこういう歳入歳出の補正の増減の時期については留意されて、限られた財源の有効

活用に努めていただきたいということを申し上げておきます。

もし違うよっていうのがあれば言っていただきたいと思いますけど。

国松敏昭委員長

説明、ありますか、答弁が。今の。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

災害派遣援護をしない時期につきましては、当初の段階で、人員の配置の問題で平成26年度は派遣できなかったということで、わかっております。

こちらの雑入につきましては、派遣をした派遣先、鳥栖で言えば気仙沼市のほうから清算的な意味合いで、雑入として、歳入として上がりますので、長期で一応１年間を考えておりましたけれども、状況によりまして、清算のタイミング等ありまして、この時期での補正となったところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

あともう一つは、もうよかですね。いいですね。（発言する者あり）

成冨牧男委員

ちょっと今の、そこまで言われると、その清算の時期云々て、もう少し御説明を願いたいんですが。

違ってなかった、そうじゃないですよと、この３月しかだめなんですよっていう意味で言われたと思いますので、そのタイミング、まさにタイミングがどうだったのか、もうちょっと詳しい説明を。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

成冨議員の御指摘のとおりでございます。時期につきましては、３月でなくても、それ以前の補正でのタイミングでも、可能であったというふうに理解しております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

いいですかね、はい。

ほかはございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

じゃあ質疑を終わります。

トイレ休憩のために、10分休憩をし、11時から再開をしたいと思います。

休憩を、暫時休憩を行います。

午前10時50分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午前10時59分開議

国松敏昭委員長

じゃあ、再開をいたします。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

議案乙第９号　平成27年度鳥栖市一般会計予算

国松敏昭委員長

次に、議案乙第９号　平成27年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小柳秀和財政課長

それでは、議案乙第９号　平成27年度鳥栖一般会計予算のうち、総務部関係について御説明申し上げます。

なお、説明はお手元に配付しております総務文教常任委員会資料及び総務常任委員会参考資料等により行います。

まず、総務常任委員会資料１ページをお願いいたします。

平成27年度当初予算概要、まず、歳入について申し上げます。

款２．地方譲与税でございます。

項１．地方揮発油譲与税につきましては、決算見込み等によりまして、昨年度と同額の6,500万円の予算を計上いたしております。

項２．自動車重量譲与税につきましては、決算見込み等によりまして昨年度より2,000万円減の１億5,000万円を計上いたしております。

続きまして、款３．利子割交付金でございます。昨年同様の1,300万円の予算を計上いたしております。

２ページをお願いいたします。

款４．配当割交付金でございます。こちらも昨年同様、1,000万円を計上いたしておりま

す。

款５．株式等譲渡所得割交付金につきましても、昨年同様の300万円を計上させていただいております。

款６．地方消費税交付金でございます。こちらが、昨年８億円の計上でございましたけれども、昨年から４億円増加いたしまして、12億円を計上いたしております。消費税率の引き上げによりまして､地方消費税が１％から1.7％になりましたことなどから12億円といたしておるところでございます。

款７．ゴルフ場利用税交付金でございます。こちらにつきましては、平成26年にゴルフ利用税の額の変更があったゴルフ場がございましたことから、平成26年度の決算見込み額と同じ1,600万円を計上いたしております。

次に３ページをお願いいたします。

款８．自動車取得税交付金につきましては、昨年同様2,000万円の計上でございます。

款９．国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましても、昨年と同額の予算計上となっております。

款10．地方特例交付金5,000万円につきましては、住宅取得特別控除に係る減収補填に伴います地方特例交付金でございまして、昨年度と同額の予算計上といたしております。

款11．地方交付税は、今年度６億5,000万円の予算を計上いたしております。内訳といたしましては、普通交付税４億円、特別交付税２億5,000万円でございます。昨年度から３億5,000万円の減となっておりますが、基準財政収入額において、地方消費税交付金の増、評価がえによります固定資産税の減、基準財政需要額におきます社会保障費の増などがその要因と考えているところでございます。

次に、４ページをお願いいたします。

款12．交通安全対策特別交付金につきましても、平成26年度と同額を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

その下、款14．使用料及び手数料、項１．使用料、目１．総務使用料、節１．総務管理使用料のうち、電柱敷地料等409万7,000円につきましては、九電の電柱やＮＴＴの鉄塔などの敷地使用料でございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

同じく節１．総務管理使用料中、２行目の情報センター使用料597万1,000円につきまして

は、市庁舎南側の情報センターの民間事業者への共同アウトソーシングセンターとしての貸し付けに伴います使用料でございます。

以上です。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次の段でございます。

款15．国庫支出金、項３．委託金、目１．総務費委託金、節１．総務管理費委託金１万8,000円につきましては、自衛官募集事務に係る国からの委託金でございます。

以上でございます。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

続きまして、款16．県支出金、項２．県補助金、目１．総務費県補助金、節１．総務管理費県補助金39万4,000円につきましては、国土利用計画法に基づく土地取引届け出事務等に要する費用の交付金でございます。

めくっていただきまして、５ページをお願いいたします。

項３．委託金、目１．総務費県委託金、節１．総務管理費委託金のうち、総合政策課関係分といたしまして、一番上の権限移譲交付金301万3,000円、それから国土利用計画法関連調査委託金９万6,000円でございます。

権限移譲につきましては、パスポート等の申請など県から移譲を受けた事務に対しての交付金でございまして、国土利用計画法につきましては、無届けの取引調査事務に対する委託金でございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

同じく節１．総務管理費委託金中、２行目の県広報紙配布委託金149万2,000円につきましては、県民だよりの配布事務に要する委託金でございます。

以上です。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その下の段でございます。

節４．選挙費委託金でございます。こちらにつきましては、４月12日執行予定の県議会議員選挙に係る平成27年度分の県の委託金でございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

次の節５．統計調査費委託金2,514万9,000円につきましては、国勢調査を初めとした国の基幹統計調査及び統計調査員確保対策事業等に要する委託金でございます。

以上です。

三橋和之契約管財課長

その下になりますが、款17．財産収入、項１．財産運用収入、目１．財産貸付収入、節１．土地貸付収入でございますが、京町ビル敷地の貸付料などでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

同じく目２．利子及び配当金でございます。

節１．利子及び配当金といたしまして、121万7,000円でございます。内訳といたしましては、財政調整基金利子、減債基金利子、退職手当基金利子、公共施設整備基金利子、土地開発基金利子でございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

６ページをお願いいたします。

款17．財産収入、項２．財産売払収入の目１．不動産売払収入、目２．物品売払収入、目３．証券売払収入につきましては、それぞれ1,000円の頭出しをいたしております。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その下の段でございます。

款18．寄附金、項１．寄附金、目１．総務費寄附金、節１．総務管理費寄附金10万円につきましては、ふるさと寄附金でございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

７ページをお願いいたします。

款19．繰入金、項１．基金繰入金でございます。

まず、財政調整基金繰入金２億5,181万4,000円は、今回の当初予算編成に伴い、財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

同じく目２．減債基金繰入金でございます。こちらは1,997万6,000円、減債基金からの繰入金でございます。

参考資料といたしまして、お手元に配付いたしております１ページの取り崩しの欄に、その内訳を記載いたしているところでございます。

次に、款20．繰越金でございます。今回、平成27年度の予算編成に伴います繰越金として、頭出しを行っているところでございます。

次に、款21．諸収入でございます。

目１の競馬事業収入、こちらにつきましても、競馬事業の収入として頭出しを行っているところでございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、８ページをお願いいたします。

同じところで、項６．雑入で、下の段でございます。

目４．雑入でございますけれども、節３．消防雑入につきましては、消防団員の退職報償金でございます。見込みで計上いたしております。

次の節４．雑入のうち、総務課関係といたしましては、全国市町村職員研修助成金、生活習慣病予防検診助成金、胃検診助成金、婦人検診助成金を見込みにより計上いたしております。

また、その下の段でございますが、宿舎入居負担金につきましては、安東副市長の宿舎借上に伴う個人負担分でございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

同じく節４．雑入のうち、下から３行目、２行目のホームページ及び市報広告収入につきましては、それぞれ年間見込み額を計上いたしております。

また、その下の光熱水費雑入689万9,000円のうち、アウトソーシングセンター運営に要する光熱水費として、505万2,000円の受け入れを計上いたしております。

以上です。

三橋和之契約管財課長

同じく光熱水費雑入のうち、契約管財課関係分といたしましては、佐賀銀行市役所内派出所を初めとする市役所本庁舎の貸し付け使用に係る電気料などの実費負担分として184万7,000円を計上いたしております。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

９ページをお願いいたします。

款の22、市債でございます。歳入の市債につきましては財政課で一括して説明をさせていただいているところでございます。

別冊の参考資料の、平成27年度当初予算計上起債一覧表、２ページ、３ページの一覧表とあわせてごらんいただければ幸いでございます。

まず、目１．総務債でございます。

九州国際重粒子線がん治療センター施設整備事業にかかわる分といたしましての１億円でございます。

目２．土木債でございます。節１．道路橋梁債は、道路改良事業として5,070万円、節２．住宅債は、公営住宅改善事業として、1,240万円でございます。

目３．消防債、節１．消防債でございます。1,820万円は、防災基盤整備事業といたしまして、第１分団本部の消防ポンプ自動車等に係るものでございます。

目４．教育債でございます。節１．中学校債１億7,410万円は、田代中学校の管理特別教室棟大規模改造事業に係るものでございます。

次の節２．保健体育債でございます。3,370万円は、市民庭球場改修事業に係るものでございます。

目５．臨時財政対策債でございます。こちらは、地方交付税制度の振りかえ措置として計上するものでございまして、７億円の計上をいたしております。

以上で歳入についての御説明を終わらせていただきます。

江﨑嗣宜議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をいたします。

委員会資料10ページをお願いいたします。

目１．議会費でございますけれども、節１．報酬につきましては、現在１名欠員となっておりますけれども、議員22名分を計上いたしております。

節２．給料につきましては、事務局職員７名分を計上いたしております。

節３．職員手当等につきましては、議員22名及び事務職員７名分の期末手当等を計上いたしております。

節４．共済費につきましては、事務局職員７名分及び議員年金給付費負担金分を計上いたしております。

節９．旅費につきましては、常任委員会、議会運営委員会等の行政視察旅費、議長会関係旅費、職員随行旅費及び本会議、委員会等の出席費用弁償を計上いたしております。

節13．委託料につきましては、本会議の録音テープ反訳、会議録作成委託料のほか、インターネットによる議会映像配信業務委託料が主なものでございます。

節14．使用料及び賃借料の主なものにつきましては、委員会の会議録作成のために導入いたしております反訳ソフト及び録音機材の借上料が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

節19．負担金補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会、九州市議会議長会、県

内市議会議長会等への負担金のほか、政務活動費交付金を計上いたしております。

以上で議会関係の説明を終わります。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款２．総務費でございます。目１．総務一般管理費の主なものについて申し上げます。

節１．報酬につきましては、個人情報保護審査会、情報公開審査会など各種審議会の委員の報酬及び嘱託員76人分の報酬でございます。

節２．給料、節３．職員手当、節４．共済費につきましては、特別職３名及び部長以下職員62人分の人件費でございます。

なお、節３．職員手当につきましては、時間外手当等を見込みにより計上しております。

節７．賃金につきましては、育児休業の代替嘱託職員等の賃金でございます。

節８．報償費は、顧問弁護士の謝金、産業医の報償費などでございます。

節９．旅費につきましては、職員の研修旅費などが主なものでございます。

節11.需用費のうち、消耗品費につきましては庁内の用紙代、また修繕料につきましては、町区掲示板の修繕料でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

節12．役務費のうち通信運搬費につきましては、庁内の郵便料金代でございます。手数料につきましては、職員、嘱託職員の健康診断の手数料などでございます。

節13．委託料は、嘱託員の研修委託料、職員の研修委託料及び例規集差しかえのための例規集データ構築業務委託料が主なものでございます。

節14．使用料及び賃借料のうち、システム借上料につきましては、例規集をホームページ上で見るためのシステム借上料でございます。

節19．負担金補助及び交付金の、上から６段目でございますが、職員研修等負担金につきましては、主に職員の庁外の研修に係る負担金でございます。

一番下でございますが、防犯協会補助金につきましては、鳥栖市防犯協会に対する補助金でございます。

次に13ページをお願いいたします。

目２．秘書費の主なものにつきましては、節９．旅費につきましては、市長、副市長及び職員随行の旅費でございます。

節10．交際費につきましては市長交際費でございます。

節14．使用料及び賃借料のうち、宿舎借上料につきましては、安東副市長の宿舎借上料でございます。

節19．負担金補助及び交付金は、全国市長会など市長会関係負担金が主なものでございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

目３．広報費の主なものについて申し上げます。

節７．賃金につきましては、記者室の臨時嘱託職員の賃金でございます。

節11．需用費の印刷製本費につきましては、市報等の入札に要する費用でございます。

節13．委託料のテレビ広報とす放送委託料につきましては、はっぴとすビジョンテレビの広報番組、テレビ広報とすの放送に要する費用でございます。

次のページをお願いします。

目４．情報管理費の主なものについて申し上げます。

節11．需用費の光熱水費につきましては、情報センターの光熱水費等でございます。

節12．役務費につきましては、庁外施設等とのネットワーク通信料でございます。

節13．委託料につきましては、社会保障・税番号制度対応へのシステム改修費用及び情報システムの管理運営委託料が主なものでございます。

節14．使用料及び賃借料につきましては、アウトソーシング経費を含む基幹系システム使用料及び内部情報系システム関連機器の賃借料でございます。

節19．負担金補助及び交付金につきましては、県の公共ネットワーク管理運営に要する本市負担分と、加入しております協議会等への負担金でございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

目５．財政管理費、節９から次のページの節19までにつきましては、予算編成に係る経費等を計上したものでございます。

以上でございます。

権藤博文会計管理者兼出納室長

同じページでございます。

目６．会計管理費の主なものについて申し上げます。

節12．役務費中、手数料につきましては、納税者、銀行口座から税金などの公金を振りかえるための手数料が主なものでございます。

口座振替件数１件当たり10円を金融機関へ支払うものでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

目７．財産管理費について御説明いたします。

節７．賃金につきましては、庁舎当直臨時職員４名分の賃金でございます。

節11．需用費につきましては、共用車の燃料費や本庁舎の光熱水費、庁舎維持管理に要する修繕料や、共用車の車検に要する経費などを計上いたしております。

節12．役務費につきましては、本庁舎電話料の通信運搬費や、建物共済保険料及び公用車の自動車任意保険料などでございます。

16ページをお願いいたします。

節13．委託料につきましては、庁舎管理委託料や公用車の定期点検委託料、土地開発公社への公共用地買収事務委託料など、委託料でございます。

節14．使用料及び賃借料につきましては、庁舎内ＬＥＤ照明借上料、電気自動車等の借上料などでございます。

節15．工事請負費につきましては、市庁舎の営繕工事費などで、営繕工事費でございます。

節19．負担金補助及び交付金につきましては、講習会の出席負担金などでございます。

節27．公課費につきましては、共用車の自動車重量税でございます。

次に、目８．契約検査費でございますが、契約事務に要する経費として、節９．旅費、消耗品費、印刷製本費などの節11．需用費、節12．役務費、節14．使用料及び賃借料、節19．負担金補助及び交付金を、それぞれ計上いたしております。

以上でございます。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

続きまして目９．企画費の主なものにつきまして、御説明を申し上げます。

旅費70万円につきましては、職員の調査研究等のために要する旅費を計上させていただいております。

めくっていただきまして17ページでございます。

17ページの節19．負担金補助及び交付金のうち、一番上でございますが、鳥栖地区広域市町村圏組合運営費負担金につきましては、組合議会等に要する経費、管理者、副管理者等に要する経費など、議会等に関する経費の本市の負担分でございます。

それから、この段の中の下から２番目でございますが、がん先進医療治療費助成金につきましては、約10名分の治療費助成金を見込んで計上させていただいております。

最後でございますが、九州国際重粒子線がん治療センター施設整備補助金１億円につきましては、平成25年５月の臨時議会で議決をいただきました債務負担行為３億5,000万円のうち、本年度分１億円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

続きまして、目12．財政調整基金費、節25．積立金につきましては、利子相当額などの積立金でございます。

目13．公共施設整備基金費、節25．積立金につきましても、利子相当額の積み立てでございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その下の段でございます。

項４．選挙費、目１．選挙管理費の主なものといたしましては、節１．報酬につきましては、選挙管理委員会委員４人分の報酬でございます。

節２．給料から節４．共済費につきましては、事務局職員２人分の人件費でございます。

次の18ページをお願いいたします。

節14．使用料及び賃借料につきましては、選挙の投開票管理システムのリース代でございます。

次に、目２．選挙啓発費につきましては、ポスターコンクール賞品代など、経常的な経費を計上させていただいております。

目３．県議会議員選挙費でございますけれども、本年４月12日執行予定の県議会議員の選挙に要する平成27年度分の経費を計上いたしております。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

次のページをお願いいたします。

項５．統計調査費でございます。

目１．統計調査総務費につきましては、統計担当職員２名分の人件費が主なものであります。

次の目２．基幹統計費につきましては、国勢調査を初めとした経済センサス基礎調査及び商業統計調査など、国の基幹統計調査に要する費用でございます。

以上です。

中山泰宏監査委員事務局長

続きまして、20ページの下段から21ページをお願いいたします。

項６．監査委員費、目１．監査委員費でございます。

節１．報酬費から節４．共済費につきましては、監査委員２名分の報酬費及び事務局職員３名分の人件費でございます。

次に、節９．旅費につきましては、事務局職員の一般旅費及び監査委員２名分の費用弁償費であり、その主なものは、全国都市監査委員、委員会、九州都市監査委員会等への総会や、研修会に出席するための旅費でございます。

節11. 需用費は、事務用品及びコピー代や、地方監査事務提要などの追録代でございます。

節14. 使用料及び賃借料は、佐賀県各市監査委員会及び事務局長会が２回唐津市で開催されますので、高速道路使用料を計上しております。

次に、節19. 負担金補助及び交付金は、全国都市監査委員会の会費や、佐賀県各市監査委員会の負担金、九州各市監査委員会定期総会などへの出席負担金を計上しております。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その下でございます。

款９．消防費、項１．消防費についてでございます。

目１．総務管理費でございますけれども、節２．給料から節４．共済費につきましては、消防担当職員２名分の人件費でございます。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、鳥栖・三養基地区消防事務組合への本市の負担金でございます。

目２．非常備消防費の主なものにつきましては、節１．報酬につきましては消防団員332人分の報酬でございます。

節８．報償費につきましては、消防団員の退職報償金が主なものでございます。

節11. 需用費の被服費につきましては、消防団員の活動服の購入費でございます。

次の22ページをお願いいたします。

節19. 負担金補助及び交付金の県消防協会負担金、それから退職分報償金負担金等が主なものでございます。

その下でございます。

目３．消防施設費の主なものについてでございます。

節11. 需用費につきましては、各消防団格納庫の維持管理に要する経費でございます。

節18. 備品購入費につきましては、第一分団本部ポンプ自動車等の購入に要する経費でございます。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、消火栓の増設、修繕の経費に係る上下水道局への負担金でございます。

その下の目４．防災費の主なものといたしましては、節12. 役務費の通信運搬費は、コミュニティ無線システム65局分の利用料などでございます。

節13．委託料につきましては、気象情報の提供を受けるための気象情報収集業務等委託料、それからコミュニティ無線システムの点検業務委託料でございます。

次の23ページをお願いいたします。

節19．負担金補助及び交付金は、防災行政無線の負担金、それから、自主防災組織への補助金が主なものでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

款12．公債費、項１．公債費、目１．元金、こちらにつきましては、地方債の元金償還金の見込み額21億2,574万3,000円を計上いたしております。

同じく目２の利子でございます。節23．償還金利子及び割引料でございます。地方債の利子２億4,518万9,000円と、一時借入金の見込み額といたしまして150万円、合わせて２億4,668万9,000円の計上をいたしております。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

その下、款13．諸支出金、項１．土地開発基金費、目１．土地開発基金費、節28．繰出金につきましては、土地開発基金の預託金利息相当額の繰出金でございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

24ページをお願いいたします。

款13．諸支出金、項２．公営競技収益金貸付基金支出金、目１．公営競技収益金貸付基金支出金1,000円につきましては、公営競技収益金貸付基金支出金として、頭出しを行ったものでございます。

続きまして、款14．予備費でございます。予備費といたしまして、昨年と同額の5,000万円を計上したものでございます。

以上で、議案乙第９号　平成27年度一般会計予算のうち、総務部関係についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

国松敏昭委員長

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑を行いたいと思います。

下田　寛委員

何点かお伺いしたいんですけれど、まずは選挙啓発費について。

いただいた資料の18ページになるんですが、これしつこいようなんですけれど、この選挙

啓発費の目的はそもそも何なのかというのをお伺いしたいと思います。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

18ページの目２．選挙啓発費で組まさせていただいておりますのは、小・中学生へのポスターコンクール関係に関する経費でございます。こちらにつきましては、子供たちに選挙に関する関心を持ってもらうというような意味合いを兼ねているところでございます。

なお、通常の選挙における啓発につきましては、個別のそれぞれの選挙費の中で、啓発に関する経費を予算化しているところでございます。

以上でございます。

下田　寛委員

ちょっと３月の補正で聞くべきだったのかもしれないですけれど、要は、その選挙ごとに行っている選挙啓発というのの目的は一体何なんでしょうか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それぞれの選挙において、啓発を実施しております。現在、投票率について下がっている状況にございますので、投票率についての啓発ということで、選挙に行っていただこうというような形で啓発を行っているところでございます。

以上でございます。

下田　寛委員

一概にこの事業が、こういう結果になるというようなことはなかなか証明しづらいところがあるんで、一概には言えないんですけれど、今、投票率の話が出ましたが、今の事業をやってて、果たして投票率に結びつくのか、もしくは、投票率が低くなることに歯どめがかかっているのかというようなところを、何かこう効果が出ているということで、何かこう成果が出ていることがあったら教えていただきたいんですけれども。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

啓発に関して成果があるというか、効果があっているというようなお答えはちょっとできかねるんですけれども、一つは選挙の当日選挙行けない方が、不在者投票から期日前投票に変わったというような観点でいくと、期日前投票については期日前投票をされる選挙人の方の数はふえているというような状況でございます。

以上でございます。

下田　寛委員

期日前投票のところが、成果が出ているのではないかというお話でした。

これもちろん、政治の側に問題があると私思ってるんです。ただ、例えば、啓発活動でティッシュを配ったりとか、いろいろされてると思うんですけれど、やってて楽しいかどうか

っていうところ考えると、何か、ただ決まってるから粛々とやっているという観点だと思うんですよね。でも、毎年必ず予算はついてるわけなんですよ。選挙のときも必ず予算がつくわけなんですよね。でもなかなか効果が出ていない事業の、出ているということが証明できない事業の一つだと思うんですよね。

現場で職員の方々が、もうこれ啓発をとにかくせないかん、やるぞ、という思いでやってるかっていうと、別にそうでもないのかなっていうふうに思ってしまうんですよ。ただ、ルーチンとして予算を、しかも一般財源で上げてるにもかかわらず、なかなか効果が出ない事業ではないかなと思ってて、何かこう、もう一歩踏み込んで楽しいことできないのかなというふうな、せっかく予算つくってやりますんで、思ってて、今、これは市役所の事業でありますけれど、今民間で投票率を上げようとか、そういうことやってる方々いらっしゃいますし、そういったところとの連携を通して、もっと、効果的な啓発ができる活動というのできないのかなと、ちょっと個人的に思ってます。

今回市長選挙ありましたけど、こんときは公開討論会があったりとか、あと、県を越えて考えると、大学生とかが中心になって選挙に行こうとか、そういった活動してる方々もいらっしゃったりして、過去の事例で言うと、大学生が知事選挙の公開討論会の中の一部分を担ったりしてそれが新聞に取り上げられたりして、これが投票率につながったかっていうとまた別なんですけれど、何かこう新しい手法というものを一歩盛り込むことで、ひとつ啓発というのをもう一歩踏み込んだ形にできないものかなというふうに思ってます。

これ意見としてなんですけれど、何か御検討を、せっかく予算つけて、毎年やってることなんで、ちょっと歯がゆく思ってる一つなんで、お願いをしたいなと思っております。

以上です。

引き続きいいですか。

国松敏昭委員長

はい、どうぞ。

下田　寛委員

いただいた予算資料の17ページ。

まず、重粒子線がんセンターについてということで、これ関連してなんですけど、資金の収集の今後のめどについて、どのようなことになってるのか、ちょっと状況お伺いしたいと思います。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

平成26年度につきましては、市、市長、それから議長からも御依頼をしていただきましたんですが、久留米市からの補助金、それから県内の市町村振興協会からの補助金というもの

がございました。

いわゆる「鳥栖ならでは」ということで約25億円ということでいきますと、約800万円ほどあと必要だというような状況でございまして、今後も引き続き資金収集には努めるというような目標は持っているところでございます。

以上です。

下田　寛委員

すいません、要はあと、あと800万円ほどで目標達成するというようなところですか。

わかりました。

ちょっとまた、ここは後ほどで、あとですね、これちょっと予算には具体的に上がってないんですけど、このがんセンターを利用して――これ聞いていいんすかね――そのメディカルツーリズムを何とかしていきましょうというようなことを総合政策課考えてらっしゃったと思うんですけど、これ何か、ひとつ発展的なことが何かあったのかというのをお伺いしたいんですが。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

ここの予算書にも上がっておりますが、グランドクロス広域連携協議会というものがございます。

鳥栖、久留米、小郡、基山のクロスロード協議会に福岡市を含めた協議会でございますが、この５自治体で医療資源活用部会というものを設置いたしております。

そこの中で例えば、福岡市のこども病院や久留米市のがんワクチンセンター、鳥栖市の重粒子線がん治療センター、これらの施設を今現地の調査を行い、今後どのようなものが取り組めるのかというものを一緒に考えていきましょうと、メディカルツーリズムということですので、少し広い範囲で考えたほうがよかろうというようなことで、こちらのほうで検討をいただいているところでございます。

以上でございます。

下田　寛委員

わかりました。

なんかグランドクロスは、ちょっと課は違うのかもしれないですけど、観光のグランドクロスの何かすごい、これおもしろいなと思ったんすけど、何すかね、観光名所をめぐるマップとか、これは、何か観光業界の人たちもおもしろいねって言っていらっしゃるという話を聞いて、そういったものが、医療業界というか、そういった中でも何か活用されていくのかなという形で、早く何か形になってくると、また鳥栖市の一つの武器になっていくかなと思っております。ぜひよろしくお願いします。

それと、あと、これも関連してなると、なってしまうんですが、新鳥栖駅の活用状況について。

要は、今後恐らく６月にも鳥栖駅の周辺整備事業の予算等が出てくるに当たって、この新鳥栖駅に関しても、やはり重粒子線がんセンターを核として、九州の玄関口としての、いわゆるメディカルツーリズムや、そういった利用客をいかにふやすかという対策されてますけれど、これから視点が鳥栖駅のほうに移っていくんじゃないかなというようなことを少し懸念してます。

その中で、今の新鳥栖駅の利用状況、多分ふえてると思うんですが、その利用状況と駅周辺のあり方を今後どうしていくのかというようなビジョンがあったらお伺いしたいんですが。

ちょっと委員会違いますかね。

国松敏昭委員長

それはちょっと……

何か部長、その辺な。総務委員会としての考え。

野田　寿総務部長

鳥栖駅の利用状況の数字は、建設部のほうで把握していると思います。総務部のほうでは、ちょっと手元にはないということでございます。

今回、鳥栖駅のほうの東西連携、当然、今後取り組んでいくという形になると思いますけれども、新鳥栖駅についても、議員御指摘のこのがん先進、重粒子線がんセンター、中核として、今言われているそのメディカルツーリズムですか、の活用も当然していくと。

もともとその、新鳥栖駅の中核っていうか、そういった利用も含めた形でのセンターの位置づけもございましたので、当然そっちはそっちで進めていくという、注目は当然、鳥栖駅のほうに、当然移っていくのかもしれませんけれども、新鳥栖駅は新鳥栖駅の役割、鳥栖駅は鳥栖駅の役割というものがそれぞれあると思いますので、それぞれの特性を生かして、今後進めていくという形になるかと思います。

下田　寛委員

すいません、また、別の場で質問させてください、ここは。

それで、あわせてなんですけど、あとこれちょっと予算上がってないなと思ったのが、鳥栖・三養基地域ビジョンは、これ予算上がってないですよね。

これが今後どうなっていくのかというところをお伺いしたいんですが。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

昨年度からも予算的なものは計上はしておりません。今までもですね。

鳥栖・三養基地域につきましては、今現在は連携事業、例えば合同のパトロール、それか

ら、共同観戦などを行っておりますが、こちらにつきましては粛々と進めていくというようなことで考えているところでございます。

以上です。

国松敏昭委員長

いいですか。

下田　寛委員

将来のあり方検討委員会というのは、今は状況どうなってるんでしょうか。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

今現在は、今、正直言いまして一旦休止中でございまして、将来の在り方検討委員会設置をさせていただきまして、新たな連携事業の検討を行おうというようなことで、今、その新たな連携事業の検討というところで、ストップしているというところが実情でございます。

下田　寛委員

何かクロスロードでやってるようなですね、何かサガン鳥栖応援宣言のようなわかりやすいシンボルみたいなのが、クロスロードでできたらなと思うんですけれど、ごめんなさい、鳥栖・三養基でできたら、できたほうがわかりやすいのかなと思うんですけれど、そういった連携事業というのは実現は難しいんでしょうか。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

先ほど申しました、クロスロードは共同応援宣言ということで、共同観戦、鳥栖・三養基も同じような日にですね、クロスロードと鳥栖・三養基ということで共同観戦をしておりまして、共同観戦する場は、久留米、小郡、基山で、鳥栖とあとみやき町と上峰町、この６自治体が共同観戦で一緒に応援をしているというような今状況でございます。

ですから、共同観戦はクロスロードもやってますけども鳥栖・三養基でもやっているというような状況でございます。

以上です。

下田　寛委員

わかりました。応援のことはわかりました。

何かそういった一体的になる、目で見てわかりやすいようなフレーズで、ブランド化ができればいいなと思ってて、多分行政も悩んでいらっしゃるところなんだと思いますけれど、引き続き、よろしくお願いいたします。

国松敏昭委員長

はい、ほかございますでしょうか。

成冨牧男委員

そしたら、幾つかお尋ねします。

まず、委員会資料の５ページ。款17、項１．財産運用収入の、目１ですね。

単純にお尋ねしたいのは、今年度を前年度に比べて予算が減額されていますが、その理由を教えてください。

三橋和之契約管財課長

財産貸付収入のうち、土地貸付収入につきましては、本年度まで旧消防長宿舎、現在たばこ組合のほうにお貸しをしておりますけども、これがですね、佐賀県単位で統合をされるということで、本年４月から事務所が佐賀のほうに行かれるということで、組合のほうから４月以降はお借りしませんということの申し出をいただいております。

その関係で、平成26年当初予算と比較をして、収入額が減っているということでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

理由はわかりましたが、ちょっと場所と、どれぐらいの広さあるんですかね。

すいません、私全然知りませんので、お願いします。

三橋和之契約管財課長

すいません、時間かかって申しわけないです。

場所がですね、どう言ったらいいんですかね、大正町になります。あすこは古野になるのかな。

大正町になりますかね、八坂神社のちょっと南側あたりになるんですが、広さ的にはですね、335.97平米の広さになってます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

成冨牧男委員

これは、今までは具体的に何かで使われてたのか。

三橋和之契約管財課長

鳥栖市内でつくられてあるたばこ販売協同組合の事務所として使われてあり、今現在も使われてありますけど、４月以降はこれが行かれるということでございます。

成冨牧男委員

それさっき何か消防長って言われなかったですか。

三橋和之契約管財課長

これは、もともとが旧消防長宿舎の跡地ということになっております。

以上でございます。

成冨牧男委員

はい、わかりました。

あとは、これぐらいの広さがあれば、今後、まだね、決まったばかりでしょうから、有効活用とか、どこかに貸すとかいろいろあると思いますけど、ちょっと注文つけたいのは、そういうふうにですね、同じようなやつはあんまり説明は、基本的に要らんのですよね、前年同額のことで詳しく説明してありますけども。

むしろ、こういうふうに少額であっても、前年から見て割合的に、割合として減ってるやつ、ふえてるやつ。それについてこそ説明を丁寧にしていただいて、もう前年同額は基本的には省略をされる、私個人的には、それぐらいのつもりで、全体の時間は今までと変わらないようにしていただきたいなと思います。

国松敏昭委員長

要望ですね。はい。

成冨牧男委員

14ページの、４目、情報管理費のところですね。

12の役務費、通信運搬費ですね、庁外施設ネットワーク通信料等、等はいいけど、庁外施設とのネットワークということですけども、これ、そのネットワークの内容、もう簡単にいいです、どういうのでネットワークして、要は、データで送信、こう送受信できるようにというような意味だと思いますけど、簡単な業務の内容と、それとあとは、これは具体的に聞きたいのは、今あの各まちづくり推進センターございますよね。そこに対してはどうなってるのか。なってればそれでいいんですけど、もしなってなければ今後その計画とかあるのか。

以上お尋ねしたいと思います。

国松敏昭委員長

ちょっと待って、その前に、時間、答弁かかる。かかる、時間。

青木博美情報管理課長

すぐ終わります。

国松敏昭委員長

はい、なら、はい。答弁お願いします。

佐藤正己情報管理課情報化推進係長

説明いたします。

庁外施設に係りましては、サンメッセ、図書館、衛生処理場と給食センター等に係る分の、

インターネット回線使用料とかをしております。

それと内容としては内部情報系へのシステム等がうまく機能するようなネットワークを構築して、運用しているふうな費用に係るところです。

それからあの、まちづくり推進センターにつきましては、市民協働推進課のほうで、以前からネットワークを構築してありましたので､そちらのほうでの費用負担があっております。

市のほう、内部情報系とかのネットワークの連携等については今協議をしているところでありますが、まだ具体的にはどういった形で結んでいくかというのは、まだ正式には決まってない状況です。

以上です。

成冨牧男委員

今の話は、内部情報、市役所とのやりとりができるようなやつはまだ、推進センターではできてないっちゅうことですか。

青木博美情報管理課長

内部情報系と言いますのは、うちの財政とかそういった財務関係のシステムとつながるものです。ですから、各地区公民館とは、つながっておりません。

成冨牧男委員

はい、わかりました。

情報管理課には情報推進化計画かな、正式にはちょっと違とったかもしれませんけど、もあると思いますが、そういうネットワークの重要性というのはそこでも述べられておると思います。

今のニュアンスは、何となくまちづくり推進センターはちょっと違っうっちゃんね、そいけんしとらんとたい今はちゅうな感じに私は今聞こえたんですけど、まちづくり推進センターは、鳥栖市の位置づけでも、一番ある意味じゃ根っこの、それぞれですね、まちづくりをする上での根っこの部分ですから､ぜひここにも､活用方法はいろいろあると思いますので、検討をされたらと思います。

終わります。

国松敏昭委員長

では、まだ、質疑が残っておると思いますが、昼食のために、暫時休憩をいたします。

午後は１時10分より開会をいたします。

暫時休憩します。

午前11時59分休憩

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

午後１時７分開議

国松敏昭委員長

再開いたします。よろしいですかね。

午前中に引き続き質疑を行います。

ございますか。

成冨牧男委員

続けまして17ページ。参考資料の17ページです。委員会資料の17ページ。

先ほど下田委員からも出てました、企画費の中の九州国際重粒子線がん治療センターの施設整備補助金です。

これさっきの答弁の、あと800万円っていうふうに言われましたが、24億円必要だった分がもうあと800万円になったちゅう意味ですか。

ちょっとそこんとこ、すいません、確認です。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

「鳥栖ならでは」という約25億円に、あと800万円ほど足らない状況まで、収集ができているというようなことでございます。

成冨牧男委員

その800万円っていうのは、実際、寄附として集まった金のことですか。それとも、この１億円、１億円毎年積もうとしてる、積んできた分、積んできた分も合わせて。

どういう意味です。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

鳥栖市の４億5,000万円を含んでおりまして、４億5,000万円は４億5,000万円全体で含んでるんですが、この議案を御提案を差し上げた時に、あと収集見込みということで4,000万円ほどあったと思うんですが、ありました。

4,000万円ほど収集見込みということでお示しをしておりまして、その4,000万円にあと800万円ほどで到達するというような状況でございます。

成冨牧男委員

今の分の説明はわかりましたけど、私前提は、この４億5,000万円の提案されたときは、４億5,000万円、今からこの４億5,000万円手出し、手出しというか市が出すけども、この分

については今から努力して回収ちゅうか、その寄附を回収し、寄附金を募っていきますちゅうことじゃなかったんですね、あの時の。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

収集を重ねていくことで、今後鳥栖市が出していく補助金をですね、は減額をすることは可能であるというようなお答えをしておりました。はい。

ただ、その約25億円の中にはですね、4,000万円という収集見込みというところでですね、お示しをしたところがございます。

ですから、今言いました約800万円以上集めていけばですね、そこから鳥栖市の補助金は減額になっていくというようなお約束をさせていただいておりますが。

成冨牧男委員

ちょっとそこんとこは、私の理解は違ってましたので、また今までのやつなんかもちょっと確認はさせていただきたいと思います。

それでこれ重ねて言ってますけども、私の理解では、さっき申し上げましたように、４億5,000万円そのもののつもりでおりました。４億5,000万円。

で、当座は出しとくけどもあとは寄附があればその分、後年度負担の分、例えばあと28、29残ってますけど、その分はもういらんごとなる場合もありますよというふうな、意味ですよね。これちょっと、とにかく一回確認させていただきますね。

それと、合わせて申し上げ、昨年も申し上げましたけども、昨年度も申し上げましたが、いわゆる建屋、建屋を貸しているいわゆる大家さんとですね、財団、運営財団、これ、同じ人じゃないですけど、同じ出身母体、例えば、九電さんとか九電工とか、それから久光さんとか、かぶってますよね。

ですから、別法人ちゅうのはわかりますけどね、ちょっとまだ今スタート時点で苦しいけん、家賃ば、ちょっと5,000万円落としてくれとかですよ、１年間で三億幾らやったですよね。３億9,000万円、３億8,000万円か9,000万円。

だからその１割ぐらい落としてくれとか、せめてですよ、そういうのも、それは別法人だから、そういうことは簡単にはできませんというのはわかりますけど、逆に言うと、鳥栖市も特に、規定がない苦しまぎれの４億5,000万円を出しているわけですからね。それぐらいの融通は、幸いなんか業績も好調みたいですので、何かそこら辺で、28、29の鳥栖市の税金が少しでもですね、そういうことも含めて取り組んでいただき、少し、幸い、財団のほうに入ってあるんですかね、市の副市長と市長が、役員でですね。

だから、そういう働きかけもあるのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

これについては以上です。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

また。

成冨牧男委員

これも下田議員の後追いのごとしてあれですけど、選挙、次のページ、18ページの選挙啓発費ですね。

これ、きのうからきょうのニュースによると18歳選挙権ちゅうのも出てきて、ますますその学校での教育っていうのが、もちろん私たちの責任もありますけど、出てくると思いますが、それはそれはそれとしてですね、ちょっと端的な話を、これ選管の関係ですかね、聞きたいと思いますけど、投票へ行こうっていうの、やるやないですか。投票へ行こうちゅうの、黙って立って。

御存じですよね、投票日なんかに、投票日だけやなくてもいいですけど。投票へ行こうっていうやつを持って、よく黙って立っとく、そういう、そこまでわかりますか選管の方。

選管、わかりますよね、言ってる意味は。道路上とか、よく目立つところ、交差点なんかに立って。

要はそういうのは、例えば、選挙運動関係者がしても別に問題ないのかどうかですね、投票当日。ちょっと念のため確認しときたいと思います。

姉川勝之選挙管理委員会事務局次長

まず、選挙日当日というのはまず選挙運動ができないっていうのはもう皆様御存じだと思いますけど、今、議員のほうが言われてあります、投票へ行こうっていうもの自体、そのものがちょっと事例としてうちのほうに、そういうふうなことが行われているということでの話は今のところ、こちらのほうとしては、聞いたことはないんですが、それが、単純に選挙啓発に係るものなのか、それとも選挙運動に伴うものなのか、そういったところ取り扱いによって、最終的にそういうものが選挙運動に該当するというふうな判断がされるのであれば、違法というふうな形になるかと思います。

成冨牧男委員

それぐらいまだはっきりしとらんとですかね。

私、ごめんなさい選挙啓発かどうかちゅうよりも、いわゆる違反になるのかどうかっていうのを端的に尋ねたかったんですけど、今の答えは、必ずしもずばっと、その、白とか黒とか言えないちゅうことですか。

私、よく見るからいいのかなと思ってたんですけど。

国松敏昭委員長

それを、いいと。

姉川勝之選挙管理委員会事務局次長

される内容、その態様、そういう団体、選挙運動員がやってらっしゃるとか、そういったところの実際の状況等を判断して、最終的にそれが選挙運動としてなって、違反となるかどうかっていう判断は、警察、司法のほうで行うような形になりますので、選挙管理委員会としてはその分について、これが白ですよ黒ですよとかっていうふうな形で判断ができる立場ではないというふうな形になっております。

以上です。(「はい、そういうことは……」と呼ぶ者あり)

国松敏昭委員長

まだあるとですか。

成冨牧男委員

そんなら確認だけさせてください。そういう事例があるちゅうのは承知してありますかね。

そういう、こうしてある、見られたことないですか。テレビなんかでもよくやるでしょう、投票へ行こうとか。住民投票んときもやりますよ。

国松敏昭委員長

ちょっと成冨議員、議案のあれとは趣旨が。

成冨牧男委員

いや、あの……

国松敏昭委員長

啓発でしょう。啓発ということでですから。関連して言いよっと。

成冨牧男委員

だから、もう、特に御存じないちゅうことであれば、それでいいです。

国松敏昭委員長

ほかございますでしょうか。

久保山博幸委員

以前お聞きしたんですが、この市庁舎の建てかえの計画を平成27年度からスタートしますというふうなことを、小耳に、正式にはないんですが、小耳に挟んだんですが、そういう計画はあるんでしょうか。

国松敏昭委員長

議案の中でじゃなくて、今の……

久保山博幸委員

企画、企画の中で、はい。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

公共施設、建物も含んだ、市庁舎も含んだですね、公共施設の総合管理計画というのの策定が、再来年度、平成28年度までに、平成28年度までに策定をする必要がございます。

その中で、公共施設整備基金とも絡んでくるんですけども、どのような形で改修をしていくのか、もしくは更新をしていくのか、そのあたりを明確にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

いいですか今の、答弁で。

久保山博幸委員

というのが、駅前周辺計画がございますけども、大きな鳥栖市の方向性を決める計画が、６月、多分６月に出てくるのかなと思うんですが、以前、行政視察に行った長岡なんかはもう駅と市庁舎がつながったような形で、先ほど選挙の関心にもつながるんですが、行政と市民のその辺、コミュニティーの交流ていうかな、身近なところに議会があって、行政があるという、それも一つの方向性としてあると思うんですが、その周辺計画等含めてですね、鳥栖市の未来を考えていくには必要かなと思いまして、時期的にちょうど、同じような時期にかかるんで、そのことも含めて考え、いかれるその構想あるのかないのかですね。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

市の庁舎ということになれば、大変大きな問題でございます。また、東西連携についての議案等も考慮する必要があるというふうにもちろんわかっておりますので､なおかつ､あと、鉄道高架用地の活用という部分もございますので、そのあたりも含めて総合的に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかは、ございますでしょうか。

下田　寛委員

国勢調査についてお伺いをしたいんですけれど、委員会資料の19ページですね。

あと、主要事項説明書の４ページになりますけれど、これは恐らく国から、やりましょうということで来ているものであると思うんですけれど、これは鳥栖市の行政に、どのように生かしていくのかというところをお伺いしたいんですが。

国松敏昭委員長

担当は。

青木博美情報管理課長

国勢調査によりまして、人口、いろいろな資料、数的な資料ができますので、それからまた、全国まとめてそれが発表されます。

そういったものを今後の少子高齢化、就業や雇用の地域の状況などの実態が明らかになりますので、そういったことでの鳥栖市としての今後の政策のあり方に反映させていけるものと考えております。

下田　寛委員

今その国勢調査の結果というのは、市役所にあるんですよね。

青木博美情報管理課長

市役所で持っております。

下田　寛委員

例えば今、鳥栖は人が集まってきているわけじゃないですか。そこに対して、恐らく国勢調査の結果から、鳥栖の強みが何であって、この鳥栖市に人が集まってきている要因になっているであろうというような関連づけとかできないものかなと思うんですけれど、そういう活用の仕方っていうのはできないんですかね。

国松敏昭委員長

誰、答えは。

どこ。どの部署。活用できるかと。

青木博美情報管理課長

ちょっと明確にわかりませんけれども、住民登録と、実際に住民票登録なくして住まわれている方、そういった差とか、特に就業や雇用の実態を調べるものなんで、そういったもの分析によっては、何らかの形で使える可能性はあると思います。

下田　寛委員

いや、何でしょう、今後の戦略を立てる上で、恐らく鳥栖も、今、特区の申請等されてて、これはまだ今後どうなるかわからないですけれど、20年後、30年後を考えたら鳥栖市が佐賀県を牽引していくのは間違いないと思うんですよね。

そのときに、強みになることは何なのかっていうのと、あと、例えば雇用をふやすという観点からすると、どういった企業がこの鳥栖市に必要なのかというところなど、あと、子育て支援の何が功を奏してこの鳥栖市に集まってきているのか。

もう単純に、交通の便がいいからとただ鳥栖市に人が集まってきているというところから、プラスアルファで鳥栖のメリットと今後どういったところに重点を置いて戦略を組んでいかないかんかというところで、この国勢調査というのをもっと生かせられないものなのかなと

思うんですが、どうでしょうか。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

国勢調査をもとに、今後、先ほど補正でもお答えいたしました人口ビジョンというところをですね、策定をするようにしております。

で、今回の国勢調査については、結果が出るのが来年、再来年ぐらいになると思いますので、今回の国勢調査ちょっと生かせないとは思うんですが、今までの国勢調査をもとに、どのようなところから人が集まり、どのようなところに出て行っているのかっていうようなところはですね、分析をするようにしております。

で、それをもとに、じゃあ今後どのような推計をしていくのかっていうのが長期の人口ビジョンでございまして、ただ、おっしゃってるところのですね、今現在鳥栖市は人がふえております。若年、若年というか、若者世代とそのお子さんというところがふえておりますが、そのふえている伸びが、実は若干緩やかに今現状なっているところでもございます。

じゃあ、それはなぜそのような形になっているのかっていうところはですね、正直言いまして、今現在、子育て施策が功を奏しているのか、もしくは、土地の分譲価格が安いからなのか、どちらかだろうとは思うんですが、どちらなのかって突き詰められると、正直お答えしづらいというのが現状のところでございます。

ただ、今回その合わせた総合戦略で、じゃ、今現在も、鳥栖市、人口が伸びているのを、この伸びをさらに発展させていくというような施策展開で、他の自治体と差をさらに広げていきたいというふうな思いは持っているところです。

以上です。

下田　寛委員

ぜひその方向性お願いをしたいと思うんですけど、恐らく鳥栖市、恐らくてまた失礼な言い方かもしれないですけど、やっぱり佐賀県内でも、いい政策がなされているから人が集まってきているものだと認識しているんですけれど、それが本当にそうなのかっていうところがわからないですし、例えば住民票を書かれるときに、転入届とか出すときに何で鳥栖来たんですかっていうところを、これちょっとまた担当が違いますけれどね、そういったところでアンケートをとるとか、そういったのも一つ参考にならないものかなと思いますし、この調査をどのように生かして、今後の鳥栖市の強みをさらに強みとしていくのか、実際鳥栖市の強みが何なのかっていうところが、もっと自覚したものとして出てこないものかなというふうに思ってますんで、ぜひお願いしたいと思います。

続けて、委員長いいですか。

あと、ちょっと戻って、参考資料12ページの、職員研修についてなんですが、職員研修は

基本的に、何でしょう、組織の中で、例えば、役職に応じてこういうことを心がけなければいけないとか､職務に応じてそのハウツーを学ぶというような研修がメーンなんでしょうか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

職員の研修につきましては、今下田議員おっしゃるように、役職に応じた必要な能力というか、部分をする研修、それから、担当職員として必要な、政策形成なり、プレゼンテーションなり、そういう必要な能力を身につける研修を、計画をつくって実施しているところでございます。

以上でございます。

下田　寛委員

そこでちょっと質問というか、なんですけれど、鳥栖市の職員の数っていうのは佐賀県内でも人口当たりの職員数が一番少ない自治体でありますよね。やっぱり職員の方々のそういった気概といいますか、その職務の重さっていうのも、佐賀県内でも一番重いんじゃないかなって思うんですよ。

その中で、今も言ったとおり今後佐賀県、ひいては僕は九州を全部牽引するのは鳥栖市であると思ってるんですけれど、そこで必要なもの何なのかって言ったら、僕はもう気概だと思うんすよね｡志の部分だと思うんですけど､そういった研修はないのかなと思うんですよ。

例えば、小学校、中学校で２分の１成人式とか立志式てやってるじゃないですか。じゃ大人の志は何なのかと。やっぱり大人が育ってこそ子供が育つと思うんすよね。

そういった､大人が､自分はこの鳥栖市をこうしたいんだと､それが､役職にかかわらず､そういった思いを持った職員の人が一人でも多く育っていったら、この鳥栖市の未来もっと明るくなるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

下田議員おっしゃるように、そういう志なりですね、いう部分が、非常に重要であるというふうに思っております。

今、一例で申し上げますと、そういった意味では、目標を立てて、それについて目指していくと、いうのも一つの志なり気概の持ちようかなというふうに思っております。

そういった意味では、今、部課長の仕事宣言というような形で取り組んでおりますけれども、そういうやはり、目標を自分の中で持って、それに向けていろんな創意工夫をして実施をする、それを達成して喜びに変えるというようなことが重要かと思っております。

また、組織においては、庁内での、そういう部下職員に対しての、そういうやる気を引き出すようなマネジメントをというのが、管理職、監督職に求められるものと思っておりますので、そういう部分を引き出すような、マネジメント、リーダーシップ研修というのに今現

在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

下田　寛委員

目標等を設定してその達成するため、達成して、喜びを分かち合うといいますか、そういったの、非常に大切だと思います。

ただ、その個人個人の職員の方々が、やっぱり思いがあってこそそういったものが、結局、目標とか、どういった仕事をしっかり遂行していくのかっていうのは、根っこがあってこそ、ついてくるものだと思いますんで、言ってしまえば枝葉の部分を補完する一番大事なものは、心の部分だと思います。

子供たちに、ボーイズ・ビー・アンビシャスということをよく言いますけれど、僕はオールド・ビー・アンビシャスだと思ってますんで、そういった背中を市役所が持つことで、鳥栖市全体が元気になっていくと思ってますんで、ぜひとも、引き続き、よろしくお願いしたいと思います。

引き続きいいですか。

国松敏昭委員長

はい、どうぞ。

下田　寛委員

これ、90ページ、ちょっと待ってください、参考資料の14ページの、これちょっと情報システムになるのかどうかちょっとわからないんで聞きたいんですけれども、以前市民生活サポートシステムと子育て支援連携システムだったと思うんですが、これはこの中に入るんですかね。

もう、もうないんですかね。

国松敏昭委員長

質問の意味わかる。誰。

青木博美情報管理課長

子育て支援については、その枠の一番下の情報システム管理運営委託料に含まれております。

下田　寛委員

わかりました。

で、それで今は利用者数と目標、目標設定と利用者数についての現状をお伺いしたいんですが。

もしわからなかったら、質問……

青木博美情報管理課長

まず、市民生活サポートシステムにつきましては、平成27年度目標値が1,000人、平成25年度実績は452人なっております。

子育て支援連携システム更新利用者数が、目標値が平成27年度で1,500人、平成25年度実績が、2,057人となっております。

以上です。

下田　寛委員

要は、子育て支援連携システムは目標を大幅に上回る方々が利用されてるということなんですけれど、恐らくこれ、窓口が多いからこういう結果を出すことができたのかなって思うんですけど、どうですかね。

青木博美情報管理課長

これにつきましては、情報発信が保育園となっておりますので、保育園等の窓口で御父兄の方に勧めていただいている関係で、これだけの実績が出ております。

以上です。

下田　寛委員

で、それと同様に、市民生活サポートシステムが目標までなかなか行けてないというのは、これ市役所でしか申請たしかできなかったですよね。

いかがでしょうか。

青木博美情報管理課長

確かに市役所でということですけども、一応ネット上の、ホームページからではできるようになっております。

ただ、子育て支援のように、多くの窓口で対象者に勧めていただくというような形をとっておりませんので、どうしてもこれだけの数字にとどまっているものと考えております。

下田　寛委員

ネットでもできるんですけど、何か、何でしたっけ、何か申請して、情報をちゃんと取ってからしなきゃいかんかったですよね。

多分その手間がなかなか目標に達しないとこの原因なのかなと思うんですけど。

青木博美情報管理課長

確かに登録にはちょっと二度手間的なところが必要ですけれども、これは市が運営するシステム上安全性を確保するためには、やはりどうしてもこのような手続をしていただかないと、安全性が確保できないということで、こういう手法とっております。

下田　寛委員

そこでなんですけど、今安全性を確保するためと言われて、それは非常によくわかります。

ただ、今、例えば、銀行の口座の送金なんかももう携帯一つでできたりするわけですよね。個人認証までちゃんとできて。今そういうところまでできてますんで、恐らくできるんじゃないかなと思うんですよ。個人認証までしっかりするというところは。

で、過去の事例にしても、例えば、ツイッターとフェイスブックについて、私過去これを活用するべきだと言ったときも、その責任の所在等そういったところでなかなか難しいというところも今クリアされて、もうがんがん今発信されてらっしゃるわけやないですか。

恐らく、個人情報の観点や、そういった情報の漏えい等についても、このシステム、もう少し進めてできるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

青木博美情報管理課長

確かにこの点については、登録、スタートのときにやはりなかなかつながらないとかやりにくいとかいう話があったところは聞いております。

ですから、今後システム見直しとかを捉えて、より使いやすいものにしていきたいという考えは持っております。

下田　寛委員

最後意見なんですけど、この二つのシステムって、これ一緒にしちゃってもいいんじゃないかなあって、思ったんですよね。

で、恐らく市役所に年間市民の人が何回来るかって言ったら、どうでしょうね。１年に１回もくればいいほうっていう方が結構いらっしゃるんじゃないかなと思うんで、そのときのチャンスに、この市民サポートシステムを登録してくださいというのも、なかなか酷だと思うんですよね。

であれば、もう少し簡単なシステムをつくっていただいて、もうこの二つ一緒にしてしまって情報の共有も全てできる、お悩み相談とかもこうやってらっしゃるわけで、そういったのは全て一緒にしてしまったほうが市民生活がより充実するものになるんじゃないかなあと思いましたので、ちょっとこれ意見として申し上げさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

成冨牧男委員

あと一つ。

22ページの、そうですね、いろいろありますけど、消防施設、３目の19節、消火栓増設等負担金。

消火栓がふえるということでしょうけど、私が知りたいのは、消火栓を増設の場合の手続、例えば地元からの要望とかいろいろあると思いますけど、それをどういう、どのようにしてやるのか。

それとか、水道は大体でき上がっとる、そういう増設する場合の手続というか、それとどういうときに増設をされるのかっていうこと。

それと、あと消火栓ができた後の管理ですよね、管理。これはどういうふうにしてあるのか。消防団か消防署か。

これいわゆる火災時には大事なことだと思うんですよね。一番頑張って、地域の実情に詳しいのは多分消防団だと思います。消防、だからそこのどちらがやってるのか。

そして、ついでにこれも消防団であれば、消火栓点検とかについても、いわゆる、費用弁償なり、ここは費用弁償なかったか、何か報酬っていうか、お金が出ているのか。それとも、報償費の中に入っているというのか、そこんとこ。

すいません。

古澤哲也総務課長補佐兼庶務防災係長

消火栓の設置位置の要望の件ですけれども、基本的には町区の区長さんであったりとか消防団、こちらのほうの御意見を聞きながら、設置箇所を検討しているところでございます。

また、市のほうでも、設置箇所把握しておりますんで、要は消火範囲へ足りない部分につきましては、重点的にこちらの判断をし、設置をいたしているような状況でございます。

それと、消火栓の管理の件につきましては、消防署と消防団のほうで、それぞれ行っているような状況でございます。

あと消火栓の点検等々に対する消防団への手当等の件でございますけれども、現状報酬と現在お支払いしている運営報償費のほうで、その中に含まれているというふうな状況でございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

運営報償費の中に含まれているということでいいんですね。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

報酬とあと運営報償費の中に含まれているということでございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

はい、ほかはございますでしょうか。

中村直人委員

数点に渡ってちょっとお聞きしますが、まず、この参考資料からいえば10ページなんだけども、議会。

この数がわかっているのに22人分、これも予算編成時期が11月末をして、12月財政こうして、２月の市長査定でこうやるから、時期的なものはあるかもしれんけれども、もうわかってるわけよね、21に減ったちゅうのは。だから頭から、当初予算だから、もう減額をしておいてもよかったんじゃないかと。

ふえる要素はないんですからね。22人というもう立てているわけだから。あともう、平成27年度の最終的な不用額でやるんだろうけれども、政務調査費にも影響する、何でも影響するわけよね。不用額かなり多く出てくるという。

だからそこら辺のね、やっぱりやり方というのはもう少し、わかってるんだから、早目にこれはしたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

江﨑嗣宜議会事務局長

説明の中でもお話をさせていただきましたけれども、失職をされた時期が予算編成が終わった時期でございましたので、そういった関係で、予算編成に間に合わなかったというか、そういう時期でございましたので、このようにさせていただいております。

今お話ありましたとおり、補正の中で減額なりをさせていただくという形にはなってこようかと思います。

今、中村委員のほうからも話ありましたとおり、報償、それから出席費用弁償、そういったものも全てかかってきますので、かなりな額が不用額として出てくるというふうに思っております。

以上でございます。

中村直人委員

それでは早目に対策を練っていただきたいと思います。

それから、ページの２ページ、財政課に担当すると思いますが、地方消費税交付金が４億円、見込まれておりますね。前年度よりも４億円増加と見込まれておりますが、この増加の原因。

多分税率の改定があって、してるんじゃないかというふうな気がしますけれども、そこら辺の内容を説明お願いします。

小柳秀和財政課長

地方消費税が５％から８％に変わりました。で、５％の際は、地方消費税が１％、８％になりますと1.7%がその相当額となっております。

今回、昨年度当初予算で８億円計上させていただいていた地方消費税交付金を12億円にさ

せていただいた分につきましては、平成25年度の決算が約7.1億円の歳入があっておりましたので、それに、1.7倍を掛けさせていただいて、約12億円という数字が出ましたので、12億円と。率の上昇に伴う分を反映させていただいたというところでございます。

以上です。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

中村直人委員

そうしますと、原因は、今そのままの状態で引き上げがなかったんで1.7％ですね。仮にこれが10％になると2.2％になるわけですよね。それはわかって、こうしてされておりますが、それでは次は、地方交付税、これが３億5,000万円減額ですね。

これの原因は何でしょうか。

小柳秀和財政課長

地方消費税の交付金が主な原因になっております。

基準財政収入額の部分で地方消費税交付金が増という形になります分と、評価がえによります固定資産税の減が見込まれるという部分が、基準財政収入額の主なものだというふうに見込んでおります。逆に基準財政需要額についてはどうかっていう部分ですが、社会保障費の増とか、そういう部分が見込まれるという部分はございます。

そういう部分を差し引いたところで、今回、鳥栖市においての主な原因といたしましては、地方消費税交付金の増によるものではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員

そうしますとね、先ほど言われていたように、基準財政需要額と収入額の関係が出てきますけれども、そうしますと今度は臨時財政対策債が、当初では２億円、しかし実質は、先ほどの補正では８億6,540万円だったので、実質的には１億6,540万円の減額になるだろうと思うけれども、この減額をされてきているけれども、昨年は８億6,540万円の減額、臨時財政対策債。そうしますと、これは後年度で元利償還金100％戻ってこなくちゃいけないわけですよね。

しかし、次の予算をするときには、これは地方交付税がありますから基準財政収入額の中に入ってくるわけだから、その分が減るわけですね、今度は。そうしますと地方交付税分が減ってくると。でしょう。

そうすると、この収入が、税収がずっと上がっていく、そうしますと、財政収入額が多いということだから、この臨時財政対策債で使った分を全部後でやりましょうと言っても、税

収が伸びればこれは減らされるわけですよね。

結局借金が、逆に言うと、借金を先にしときなさいと、先食いだから、これは地方交付税の。先食いしとってもその収入がよくなれば、これは戻ってこないということになると、一所懸命しよったところは損をするというような形になると思うんだけれども、そこら辺の臨時財政対策債などに対する考え方、これやっぱり減額されてもいい、これは減額するのが本当だろうと思いますよ。ないほうがいい、これね。使わないほうがいいかもしれないけれども、どうしても足りないから使っていいですよっていうことだから。

それを、立てて、財政を立ててるんだけれども、税収は伸びる、先ほど言われたように地方消費税がこれ消費税の交付税の法定税率が変わっとるわけですよね。現行22.3%で、大体延期になったからそのままよくなったわけでしょ。大体、20%ぐらいに落ちる予定やったんですよね、消費税率が10%に上がっておれば。

ところが現行のままでいいということで、消費税率の関係で、消費交付税は上がると。しかし、この地方交付税はその分、収入額があるから、交付税は減らしましょうと。

こうして考えるとね、地方消費税の交付金と、地方交付税、臨時財政対策債の減額、なんかよく考えると余り変わらない金になるわけよ、金額に。

どうもそこら辺で、作用されてるっていうか、そういったこの感覚になってくるわけなんだけれども、国のやり方がそういった感じで、こっち上げますからこっち下げますからて、そこで相殺しましょうと、いうような感じに受けとめるんだけれども、そこら辺はどう考えられますか。

小柳秀和財政課長

中村委員からの御質問の件でございますが、臨時財政対策債は交付税の代替措置として、地方が借金をするという形で、その分を国が後ほど補填をすると。先ほど委員から言われたとおりでございます。

交付税、先ほどちょっと原資が変わってるんじゃないのというお話がありましたので、平成27年度につきましては、所得税が現在32%相当分を33.1%相当に、酒税が32%相当を50%相当に、法人税を43%相当分を（「34やろ」と呼ぶ者あり）33.1%、後期で34ですよ。

国松敏昭委員長

いやいや、43ちゅうた。

小柳秀和財政課長

あ、すいません。

34%相当額を33.1%相当額に、で、たばこ税のほうを、25%相当額をゼロにしたと。ということで、国のほうは見直しをされてます。

見直しによる法定率分の増は、900億円程度になるだろうということでお話をいただいております。

なぜ見直したかという部分で国のほうが考えてある分については、そうですね、まず、酒税とたばこ税のバランスをとりたいという部分と、法人税から所得税のシェアを上げることによって、交付税の原資の安定化を確保するという部分で、国におきましても、地方の近年厳しい状況という部分を考えられて、このような制度に変えられてるのではないかというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員

法人税が減税されてる、ちょっとここは税務課やないから、担当が違うんやけども、法人税が引き下げられているんだから、34％が33.1％か、0.9％引き下げられてきているという状況の中で、ちょっと財政にしか聞かれんのだから、当初予算としては法人税は減額どのくらいされていますか。

資料見ればわかるんだけども。

小柳秀和財政課長

平成27年度鳥栖市予算書の39ページ、市税、款１．市税、項１．市民税、目２の法人税で、マイナス２億円程度を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

中村直人委員

すると、法人市民税が、ちょっと今見ましたけれども、２億円減額ですよね。個人市民税は6,600万円程度ふやしてある、これちょっと担当外だからですけども。やっぱしそこら辺ですよね。大変厳しい状況、この経済状況の中で法人税は減額をして、個人市民税はふやすと。このやり方なんですよね、一番は。

今非常に、先ほどから、職員の関係で気概を持ってって言われるけれども、気概だけではどうしようもない。生活実感がそこにいかないと、気概も生まれてこないというのが本当だろうと思う。

ですから、いつかの委員会でも言ったように、市役所にだけでも約200人が、嘱託臨時という状況が生まれていると、非正規雇用が生まれているというところに来てるわけだから、そこをやっぱりきちんとやらないと、そういう人たちをなくせばもっと税収上がっていくわけだから、きちんとした雇用形態をつくれば。だから、そこら辺のやっぱ対策というのは必要であるし、全国的に公務員は物すごく減らされてるんですよ。ね。仕事はしなさい、どんどん言ってるけれども、片方じゃどんどん減らされている。

この逆作用をやっぱり改善していかないと、経済的にもうまくいかんのじゃないかというような気がして、いつかも委員会で言ったけれども、そこはやっぱりきちんと直しなさいよと。やっぱり嘱託臨時をするんじゃなくて、きちんと正規の雇用をして、職員をきちんと配置をして、そして市民のためのニーズにこたえると、これが本来のあり方だということ言ってきましたから、そういった面を含めていくと税収も伸びていくわけだし、そういった安定した、財政運営ができるということにつながると思うんで、そこら辺はね、やっぱりこの国の税収、国の対策もあるけれども、やっぱし、もうかってるところは減、法人税などは、減税をして、大変厳しい個人所得は上げていくと。これはやっぱり逆作用だと思うんですよ。

今はそれこそ法人は、企業は300兆円からの内部留保金を持っていると言われているような状況の中で､それをますます減税するということにれば､賃上げには戻ってきませんから。ますます内部留保に入っていきますから。だからそういった面含めて、やっぱりこの国の対策もあるけれども、地方は地方での対策をやっぱそこに練らないと、やっぱりこのまずいんじゃないかということで、僕は税収の関係も言いますけれども、やっぱりそういったところで、消費税も消費がないと、消費税は上がらないわけだから、だから、お金がなければ、買い物ができなければ消費税も上がらないわけだから、だからそういったもの含めて、やっぱり対策をやるべきだということを言っているわけですので、やはり今後、やっぱりきちんとこういった税収対策も含めたところの雇用対策というのは、当然必要だと思うんで、そこら辺に力を入れてほしいと、こう思います。

それでいいです。

国松敏昭委員長

ほかは。ありますか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

国松敏昭委員長

次に、議案甲第２号　鳥栖市行政手続条例の一部を改正条例を議題といたしますが、すいません、ここで、10分ほど休憩をいたします。

２時10分から再開をします。暫時休憩します。

午後１時58分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後２時７分開議

国松敏昭委員長

再開します。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第２号　鳥栖市行政手続条例の一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に、議案甲第２号　鳥栖市行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ただいま議題となりました、議案甲第２号　鳥栖市行政手続条例の一部を改正する条例についてでございますが、お手元にお配りしております条例案参考資料に基づきまして説明したいと思います。

条例案参考資料の３ページをお願いいたします。

この条例につきましては、行政手続法の一部改正により行政指導の中止の求め等を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、行政指導の中止等の求めにつきましては、行政指導が法律や条例に規定する要件に適合しないと思う場合には、市に対して再考を求める申し出ができるという規定を追加するものでございます。

また、処分等の求めにつきましては、法令に違反する事実を発見した場合に、市に対して処分や行政指導を申し出ることができるという規定を追加するものでございます。

施行日につきましては、本年４月１日といたしております。

簡単でございますけれども、以上でございます。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中村直人委員

単純な質問だけども、わざわざ平仮名で打ってあるのを漢字に変えると。何かこれ理由があるんですか。

樋本太郎総務課文書法制係長

総務課の文書法制係長の樋本と申します。

中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

平仮名と、今まで「あて」という字が平仮名になってあったりとか、「かかわる」といった文字が漢字に改正されている理由でございますが、こちらは平成22年11月30日付で常用漢字表が改正されました。それに伴いまして内閣法制局長官により法令における漢字使用等についてということが提示されまして、これによりこれらの文字が漢字として使用することができるようになったということで、今回改正をさせていただいているものでございます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)はい。

ほかはございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

そしたら、質疑を終わります。

議案甲第３号　鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に議案甲第３号　鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、議案甲第３号　鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

議案等参考資料の11ページをお願いいたします。

今回、この条例につきましては、国・県の給与制度の総合的見直しに準じまして、市職員の給料等について改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、給料月額について、給料表の水準を維持するため、平

均では全体では0.16％の増となっておりますけれども、50歳代を中心とする年代層の給料水準を是正するため、最大で2.15％引き下げるとともに、若年層を最大1.85％引き上げるものでございます。

額にいたしまして、高卒初任給で2,600円、大卒初任給で3,200円引き上げ、課長級で最大9,200円、部長級で最大5,400円の引き下げを行うものでございます。なお、今回給料月額が引き下げられます職員につきましては、２年間の現給保障を行う激変緩和措置を設けておるところでございます。

また55歳以上の職員の昇給につきましては、現在も抑制を行っておりますけれども、国や県と同様に、高齢層の職員の官民格差を縮小するために、標準での昇給を停止することといたしております。

また、第２条関係では、平成18年度の給与構造改革に伴う現給保障を今年度で廃止することといたしております。

施行日につきましては平成27年４月１日、また、現給補償の廃止に伴うものについては公布の日といたしております。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。よろしいですか。

成冨牧男委員

ちょっとまずその前に、この12ページ、13ページと、今説明された関係で、説明された内容をこの12ページ、13ページを使ってちょっと補足してもらえますかね。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今回、12、13、それから給料表、14、それから給料表の見直しなりますけれども、まず最初に申し上げました給料表につきましては、15ページになりますけれども、初任給、高卒初任給が１の５となります。

１級のところの号級のところの５が現在14万2,100円が、改正案といたしましては14万4,700円ということになります。

大卒初任給は、その１級のところの第25号給、17万4,200円が17万7,400円になります。

６級、７級、６級が課長級になりますので、16ページになりますけれども、６級の一番下ですね、42万2,600円が41万3,400円、部長級はその右隣、７級になりますけれども、45万6,200円が45万800円になるものでございます。

それが給料表の見直しの内容でございます。

それから、現給保障の規定につきましては、ちょうど12ページと13ページ、附則になります。

附則の９項を追加しておりますけれども、この当分の間というところについて、今回平成29年３月31日までということで、こちらのほうが２年間の現給補償を行うという部分の改正内容になります。

それから、55歳の昇給停止につきましては、その上になりますけれども、４項、第４条の第４項になりますけれども、55歳に達した職員についての、特に良好である場合に限り行うものということで､標準､通常の勤務であれば昇給しないという規定に読めるんですけども、そういう形で特に勤務成績が良好な場合には昇給させますけれども、標準の場合は昇給をいたしませんという規定の改正でございます。

また、第２条の規定につきましては、14ページになりますけれども、７項の規定の中で、この中で時限的に平成27年３月31日までということで規定をしているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

ほかはございますでしょうか。

成冨牧男委員

で、今わかりましたので、それに対しての。

要は、これどうなんですかね。若年層に対しては、一言で言うとプラス、上のほうにいったらマイナスとして、今まで55歳以上でもふえていたのが55歳で、それ以上上がらないちゅうのが、55歳以上の職員の昇給、原則停止と。

特にその55歳以上の原則停止は、この12ページのこの４条の４号の部分だったですかね。ごめんなさい、12ページのそこ、そこの、そこを規定してある改正案は、それでいいんですよね。

そうすると、今さっき、ちょっと非常に気になるんですけれど、勤務成績が特に良好である場合に限り行う、これ微妙なところだと思いますけども、これは、文字どおり何か試験とか何かそういうやつで勤務成績、勤務成績の良好であるものに限るってありますけど、この勤務成績優秀かどうかちゅうのどういうふうにしてはかられるんですか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

職員の昇給につきましては、現在、内申ということで、所属長、管理する職員ですね、その職員が内申書ということで、昇給に値するかどうかという、勤務成績の判断をしているところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

成冨牧男委員

必ずしも、競走、競争試験やなか、試験みたいなやつはやっておられないということでいいんでしょうか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

はい、試験とかはやっておりません。

以上でございます。

成冨牧男委員

はい、わかりました。

そしたらもう一つ。だから全体としてですよ、その55歳でよく、いわゆる昇給がストップするちゅうのがあるわけですよね。

この昇給ストップによって、ちょっと金目の問題で、例えば生涯賃金でどうなるとかいう話がもしわかればしていただきたいんですけど。

今までどおりだったら、基準日は一応決めにゃいかんでしょうけど、こうだったのが、こうなりますみたいな、こう、生涯賃金なり別の指標でもいいですけど、これだけ目減りしますみたいな、何かで出てこないんですか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

具体的に、昇給停止に伴う積算というのは行っておりません。

若干、昇給がですね、現在でも、通常であれば、４号級、先ほどの１の５の５が四つ上がるとかいう部分なんですけれども、現在も55歳以上については、２号給が標準で上がるという形になっております。

額にして幾ら上がるかと申しますと、昇給について1,000円とか2,000円弱だと思いますので、それの12月分の５年間でいきますと、2,000円で仮にいきますと２万4,000円の５年間で10万円、12万円ぐらいの生涯賃金が下がるという、推測になりますけれども、そういうことになるかというふうに思います。

以上でございます。

成冨牧男委員

もちろんボーナスなんかも含むと思うんですが、は別だと思うんですけど、今ちょっとで意外でしたね、組合との交渉も基本的には妥結したというふうに聞いてますけど、そういう中でも、そういった資料というのはなかったということですよね、もう。

ないちゅうことでしたらいいんですけど、それで、要はですよ、さっき、直人議員から別な角度で言われましたけど、やっぱり今、ちょっとこれだけは言っておきたいと思うんですが、今、安倍政権、安倍さんは、民間企業に、普通はない民間企業に向かって、賃上げしてください、賃上げしてくださいと、早よう上げれ、早よう上げれて言いよるわけでしょう。

ところが一番自分のひざ元である国家公務員とか、それから地方に対しては、こういうふうな、わざわざ、今まで経過措置とってたやつにもキャップをかけてしまうようなことでやっとるわけですよね。

そこで、もう一つお尋ねしたいのは、国県に準じてっていう部分は、これは必ず従わなければならないものかどうか、もう一度確認しておきたいと思います。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

地方公務員の給与につきましては、地方公務員法の規定の中で均衡の原則という規定がございます。

その中で職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員、並びに民間事業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないというふうになっております。

そのような観点で国とか県に従うというよりも、準じる、また地域の民間給与の水準に準じるというような形で決定をすべきというふうに考えております。

以上でございます。

成冨牧男委員

やはり、地域には地域で、まさに地方分権の精神からいえばできるわけですし、先ほども言われた、地域経済の面から見ても公務員の占める、公務員だけやないんですよね、例えば公務員、それからここら辺、もう身近なところで想定できるのは、社協とか、いろいろ公務員に準じて給料を設定しますというところは結構あるわけですね。

そういう意味では、別に、これ、いわゆる違法では――その他の事情というのを言われました。違法ではないわけですから、ぜひ気概を、それこそ気概を見せていただきたいなと思った次第です。

以上です。終わります。

国松敏昭委員長

ほかは、ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第４号　鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に、議案甲第４号　鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

続きまして、議案甲第４号　鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

条例案説明資料の18ページをお願いいたします。

今回、この条例につきましては、先ほど御提案申し上げました給与の、高齢層の給料月額の引き下げに伴いまして、退職手当の調整額の引き上げについて、改正を行うものでございます。

今回の給与制度の総合見直しによりまして最大で2.15％引き下がりますので、退職手当の支給水準を維持するため、調整額の単価を、部長級で申し上げますと、この区分の第１号区分になります。第１号区分で１万2,450円、第２号区分が課長級でございます。課長級で１万円の引き上げを行うものでございます。

これにつきましては、平成27年４月１日からとしておりまして、平成27年度の退職者から適用するものというふうになっております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ございますでしょうか。

成冨牧男委員

この改正の理由の理由ちゅうか、調整額をどうして引き上げるようになったのか、もう単純なことですけど。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

退職手当、公務員の退職手当につきましても民間との支給水準をということで、現在、調整をされているところでございますけれども、そういう中で、今回、先ほどの議案甲第３号で給料月額が引き下がります。

で、それを引き下がった給料月額で、、退職手当は計算を、基礎となりますので、当然、退職手当の金額が､引き下がった額で計算すると支給額自体が下がるということになります。

そういう観点で、それに、現行も調整額というのがあるんですけれども、それぞれ役職に応じての調整額、これは60カ月分をこれに掛けるわけですけれども、掛けた金額をプラスして、加算して支給するというようなところで、減額することを抑えて支給水準を維持するという形でございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

成冨牧男委員

ようわかりません。わからない。

要はですよ、どうなんですかね、その……。もうちょっとわかりやすいように言ってくれますか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

退職手当の計算につきましては、最後に自分がもらっている給料月額をもとに計算をいたしますので、例えば先ほどの課長級でいきますと、42万幾らが40万円ということで、9,200円下がるような形になります。

ですので、その支給月数については変わりませんので、それでいきますと、給料月額が下がった分、退職手当が下がるというような計算になりますので、それをカバーするために、この調整額ですね、調整額のほうで、それを引き上げてプラスするということで、カバーするというような形になります。

ちなみに、課長級で先ほど9,200円下がりますと申し上げましたけれども、現行の支給率でいきますと約52万円程度退職手当は下がります。

ただ、今回、第２号の区分が１万円上がりますので、１万円掛けるの60月、60万円プラスになります。差し引き８万円となりますけれども、支給率等が今回引き下がりますので、そういう形では、そのようになりませんけど、簡単に申し上げますとそのようなことで今回、退職手当の調整額の引き上げを行ったところでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

１点だけ確認をさせてください。

退職時の給料が基準になるんですか。それはずっと前からですか。変わってないですね。

生涯のじゃないんですね。

わかりました。

国松敏昭委員長

ほかはいいでしょうか。

〔発言する者なし〕

条例ではございませんので質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第10号　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

国松敏昭委員長

次に、議案甲第10号　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、ちょっと飛びますけれども、議案等説明資料の33ページをお願いいたします。

議案甲第10号　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてでございます。

これにつきましては、数の増加及び規約の変更に関する協議をしたいため、地方自治法の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

協議の内容といたしましては、今回新たに天山地区共同環境組合が設立され、同組合、市町総合事務組合に加入するため組織の数の増加を行うもの、それから、同組合が、議会の議員その他非常勤職員公務災害補償等事務の共同処理に参加するため、規約の変更を行うものでございます。

施行日につきましては、知事の許可のあった日からでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

国松敏昭委員長

以上で総務部関係議案の審査は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後２時31分散会

平　成　27　年　３　月　９　日　（月）

1　出席委員氏名

委員長	国松　敏昭	委員	中村　直人
副委員長	下田　寛	〃	久保山　博幸
委員	成冨　牧男	〃	柴藤　泰輔
〃	久保山　日出男		

2　欠席委員氏名

なし

3　委員会条例第19条による説明員氏名

教育長	天野　昌明	生涯学習課長	佐藤　敦美
教育部長	園木　一博	生涯学習課生涯学習推進係長	天野　昭子
教育部次長	白水　隆弘	生涯学習課文化財係長	久山　高史
教育総務課総務係長	原　祥雄	文化芸術振興課長	石橋沢　預
学校教育課長	柴田　昌範	文化芸術振興課長補佐	久保山　卓
学校教育課参事兼学校給食センター長	佐々木　英利	文化芸術振興課文化芸術振興係長	古沢　修
学校教育課長補佐	宮原　信	スポーツ振興課長	石丸　健一
学校教育課主幹	中山　孝史	スポーツ振興課長補佐	大石　泰之
学校教育課給食センター係長	豊増　裕規		

4　議会事務局職員氏名

議事係長　江下　剛

5　審査日程

議案審査

議案乙第１号　平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）

議案乙第９号　平成27年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

請願審査

請　願第１号　　鳥栖市における少人数学級の拡充を求める請願

〔趣旨説明、質疑〕

陳情

陳　情第１号　　要望書（旭小学校トイレ改修について）

〔協議〕

６　傍聴者

１　　人

７　その他

な　　し

午前９時57分開議

国松敏昭委員長

これより本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

教育委員会教育部

国松敏昭委員長

本日は、教育委員会教育部関係議案の審査を行います。

教育委員会教育部関係議案については、議案乙第１号及び議案乙第９号でございます。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

議案乙第１号　平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）

国松敏昭委員長

それでは議案乙第１号　平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

園木一博教育部長

おはようございます。

委員会の審査に入ります前に、一言御挨拶申し上げます。

本日御審議を賜ります議案乙第１号　平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）及び議案乙第９号　平成27年度鳥栖市一般会計予算のうち、教育部の関係分でございます。

まず、議案乙第１号　平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）につきましてでございますけれども、歳入につきましては、国・県補助金の額の確定及び決算見込みにより補正をいたしております。

また、歳出につきましても、決算見込みによる調整が主なものでございまして、補正総額１億2,672万7,000円の減額となっておりまして、教育費総額で34億3,356万5,000円となっております。

次に、議案乙第９号　平成27年度鳥栖市一般会計予算のうち、教育部関係の当初予算につきましては、教育費総額で22億9,155万8,000円となっておりまして、昨年当初と比較いたしますと、34％の大幅な減額となっております。

その主な要因といたしましては、学校給食センター建設事業、小中学校空調設備整備事業、スタジアム大規模改修事業の完了に伴う事業費の減額と、スタジアム駐車場用地購入費の当初予算未計上によるものでございます。

今回の当初予算でお願いいたしております主な事業につきましては、田代中学校管理特別教室棟大規模改造事業２億3,220万円、学校給食センターの運営に要する経費として１億5,984万9,000円、ＩＣＴ利活用推進事業として、県の先進的ＩＣＴ利活用教育推進事業臨時交付金を活用いたしまして、昨年度の中学校に引き続きまして、市内全小学校普通教室に電子黒板を整備するための7,410万円となっております。

以上、概要について申し上げましたけれども、詳細につきましては各担当課長より説明させますので、どうぞよろしく御審議賜るようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

国松敏昭委員長

はい、どうぞ。

柴田昌範学校教育課長

では歳入について、学校教育課より御説明いたします。

款13．分担金及び負担金、項２．負担金、目２．教育費負担金、節１．小学校費負担金及び節２．中学校費負担金については、学校管理下における傷害保険である日本スポーツ振興センター負担金額の決定による増減となっております。

佐藤敦美生涯学習課長

款14．使用料及び手数料、項１．使用料、目５．教育使用料、節１．社会教育使用料につきましては、勤労青少年ホーム及び都市広場の決算見込みによる使用料の増額でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

その下でございます。

節２．保健体育使用料につきましては、スタジアムを初めといたします体育施設の決算見込みに伴います補正でございます。

柴田昌範学校教育課長

款15．国庫支出金、項２．国庫補助金、目４．教育費国庫補助金、節２．小学校費国庫補助金及び節３．中学校費国庫補助金の主なものは、学校施設環境改善交付金の決算見込みに

よる補正と、中学校特別支援教育就学奨励費補助金額の決定見込みによる減額補正となっております。

佐藤敦美生涯学習課長

その下、節４．社会教育費国庫補助金の史跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡公有化事業として購入予定の土地を変更いたしましたことに伴う、減額補正でございます。

柴田昌範学校教育課長

項３．委託金、目４．教育費委託金、節１．教育費委託金は、教育研究開発委託金の決算見込みによる減額となっております。

款16．県支出金、項２．県補助金、目７．教育費県補助金、節２．小学校費県補助金及び節３．中学校費県補助金については、被災幼児児童生徒就園就学支援補助金の決算見込みによる補正となっております。

佐藤敦美生涯学習課長

その下、節４．社会教育費県補助金の放課後子どもプラン推進事業費補助金につきましては、それぞれ放課後子ども教室推進事業、及び放課後児童健全育成事業の事業費の決算見込みによる減額補正でございます。

また、史跡等購入費補助金につきましては、先ほども申し上げましたように、勝尾城筑紫氏遺跡公有化事業として購入予定の土地を変更したことに伴う減額補正でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

その下でございます。

節５．保健体育費県補助金につきましては、スタジアム改修事業の入札減等に伴います減額補正でございます。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

資料２ページ最下段でございます。

款17．財産収入、項１．財産運用収入、目２．利子及び配当金、節１．利子及び配当金につきましては、育英資金貸付金の利子の決算による補正でございます。

続きまして３ページをお願いいたします。

款17．財産収入、項２．財産売払収入、目２．物品売払収入、節１．物品売払収入につきましては、学校給食備品等の売却代金の決算見込みによる補正でございます。

続きまして、款18．寄附金、項１．寄附金、目２．教育費寄附金、節１．教育総務費寄附金につきましては、育英資金寄附金の決算見込みによります補正でございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

款19．繰入金、項２．特別会計繰入金、目１．国民健康保険特別会計繰入金、節１．国民健康保険特別会計繰入金は、フッ化物洗口のフッ化物の費用決算見込みによる補正となっております。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

款21．諸収入、項４．受託事業収入、目１．受託事業収入、節５．教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、民間開発に伴う調査費の決算見込みによる減額補正でございます。

石橋沢預文化芸術振興課長

４ページをお願いいたします。

款21．諸収入、項６．雑入、目４．雑入、節４．雑入につきましては、文化施設、スポーツ施設利用に係る光熱水費収入及び施設内に設置している自動販売機、有料コピー機等の使用料収入が主なものでございます。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

その下段、款22．市債、項１．市債、目４．教育債、節１．小学校債及び節２．中学校債の主なものにつきましては、小学校及び中学校の空調設備設置事業の決算見込みによります減額補正、並びまして学校給食センター建設事業の決算見込みによります減額補正でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

その下でございます。

節３．保健体育債につきましては、スタジアム改修事業の入札減等に伴います減額補正でございます。

歳入については以上でございます。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

引き続き、歳出につきまして御説明を申し上げます。資料５ページをお願いいたします。

款10．教育費、項１．教育総務費、目１．教育委員会費につきましては、教育委員５名の旅費及び費用弁償等の決算見込みによります減額補正でございます。

続きまして、目２．総務事務局費につきましては、職員手当等及びその他需用費等につきましては、決算見込みによります減額補正でございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

６ページです。

目３．学校教育事務局費、節１．報酬から節19．負担金補助及び交付金までは決算見込みによる減額でございます。

節11．需用費、印刷製本費については、入札によって教科書印刷代が安くなったために減額補正額が大きくなっております。

以上です。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

次の小学校費に入ります前に、一つ訂正をお願いいたします。

５ページ最下段でございますが、繰出金の欄でございますが、文章の最終に減額補正となっておりますが、減額ではございませんので、申しわけございませんが、減額を訂正、削除をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

では、続きまして項２．小学校費、目１．学校施設管理費、節３．職員手当等から節18．備品購入費につきましては、決算見込み等によります減額補正でございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

目２．学校事務管理費、節１．報酬から節19．負担金補助及び交付金並びに目３．教育振興費、節18．備品購入費については、決算見込みによる減額補正です。

特に、目２．学校事務管理費の節13．委託料が減額になっていますけれども、多くの教職員が教職員共済組合及び教職員互助会の制度で、人間ドックを活用し、市で行う健康診断の利用率が低かったためによるものでございます。

以上です。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

資料８ページ、項３．中学校費、目１．学校施設管理費のうち、主な補正額につきましては、節15．工事請負費でございますが、空調設備設置工事にかかわる補正といたしまして、新年度学級増設分につきまして、３校、４台を予定しております。鳥栖中学校１教室、田代中学校１教室、鳥栖西中学校２教室、おのおの増設に対応しますための空調設備の工事費の補正でございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

目２．学校事務管理費、節１．報酬は、田代中学校の大規模化に伴い、小学校から１名を中学校へ増員した分となります。

節７．賃金から節19．負担金補助及び交付金までは、決算見込みによる減額補正です。小学校費と同じく、節13．委託料の減額が大きくなっておりますが、これも教職員の多くが人間ドックを利用したためでございます。

節18．備品購入費の減額となっている分は、電子黒板の購入が入札による購入で、見込みよりも安く購入できたものによるものです。

目３．教育振興費、節20．扶助費については、準要保護家庭への修学旅行費の決定や、特別支援教育就学奨励費の決算見込みによる減額補正となっております。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

その下、項４．社会教育費、目１．社会教育総務費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

主なものといたしまして、10ページ中ほどにございます委託料の、少年少女派遣事業委託料につきましては、対馬での本研修が台風で中止となったために、事業費が減額となったものでございます。

また、節19．負担金補助及び交付金につきましては、なかよし会を運営する放課後児童クラブ運営協議会に対する補助金の決算見込みによる減額でございます。

続いてその下、目２．文化財保護費につきましては、同じく決算見込みによる減額補正でございます。

主なものといたしましては、歳入のほうでも御説明いたしましたとおり、勝尾城筑紫氏遺跡公有化事業として、購入予定の土地を変更したことに伴う減額となっております。

石橋沢預文化芸術振興課長

次に、目３．図書館費の主なものといたしましては、節２．給料から節７．賃金につきまして、育児休業中の職員の休暇期間の延長及び嘱託職員の中途退職等による人件費の減額補正となっております。

節11．需用費につきましては、光熱水費の不足による増額補正でございます。

佐藤敦美生涯学習課長

その下、目５．埋蔵文化財調査受託費につきましては、同じく決算見込みによる減額補正でございます。

歳入のほうでも御説明いたしましたように、民間開発に伴う調査の決算見込みにより減額するものでございます。

石橋沢預文化芸術振興課長

次に、12ページ下から13ページにかけてでございますが、目６．文化振興費につきまして

は、決算見込みによる減額補正をお願いしているものでございます。

13ページ、中ほどより下、目７．定住交流センター費につきましても、決算見込みによる減額補正をお願いしているものでございます。

佐藤敦美生涯学習課長

その下、目８．勤労青少年ホーム費につきましても、決算見込みによる減額補正をお願いしているものでございます。

石丸健一スポーツ振興課長

ページ14ページをお願いいたします。

目１．保健体育費のうち、節３．職員手当等から節19．負担金補助及び交付金につきましては、決算見込みに伴います減額補正でございます。

節25．積立金につきましては、平成27年度のスポーツ振興奨励金に備え、スポーツ振興基金に積み立てるものでございます。

目２．体力つくり運動推進事業費につきましては、決算見込みに伴います減額補正でございます。

15ページをお願いいたします。

目３．体育施設費につきましては、決算見込みに伴います減額補正が主なものでございます。

そのうち、節13．委託料につきましては、主にスタジアムの改修工事に伴います設計監理委託料の入札残分の減額補正でございます。

節15．工事請負費につきましても、工事の入札残分の減額補正でございます。

節18．備品購入費につきましては、主に市民体育館諸室――多目的ホールでございますけれども――で使用しております空手用のマットの破損が見受けられましたので、安全性を確保するため、144枚を購入するものでございます。

次に、繰越明許費について御説明いたします。16ページをお願いいたします。

款10．教育費、項２．保健体育費のスタジアムネーミングライツ企業特典事業324万円は、ネーミングライツ契約をいただいておりますベストアメニティ株式会社との協議の結果、会社のロゴ横断幕をサガン鳥栖公式ゲーム中に２枚掲出することになりましたが、契約が平成27年３月から12月までと、年度をまたぐ契約期間となりますので、全額を繰越明許費として計上させていただいております。

以上で、平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）の説明を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

ただいま執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ありますか。

柴藤泰輔委員

おはようございます。

何点かお尋ねいたします。

委員会資料の、まず、４ページ。目４．雑入、節４の雑入の文化施設雑入でですね、自動販売機収入ていうのがあると思うんです。

これ多分売り上げに対してのパーセンテージで収入があると思うんですけど、電気代はどうなってるんでしょうか。自動販売機の。

石橋沢預文化芸術振興課長

定住交流センターと文化会館のほうに自動販売機入れておりますけれども、電気代のほうは、いただいております。一定額をいただいております。

柴藤泰輔委員

一定額て、実費じゃなくて一定額ということですか。

国松敏昭委員長

誰、答弁は。いいですか。

石橋沢預文化芸術振興課長

夏場と冬場で金額が若干違いますけれども、実費相当額ということで計算をして、いただいておるところです。

国松敏昭委員長

いいですか。

柴藤泰輔委員

細かいことですけど、何％の手数料１本、売り上げもらっているんですかね。

国松敏昭委員長

資料あっとね。はい、担当。はい、どうぞ。

古沢　修文化芸術振興課文化芸術振興係長

使用電力相当額と、プラスして売り上げの10％をいただいてるものがございます。

柴藤泰輔委員

はい、わかりました。

国松敏昭委員長

はい、いいですか。柴藤委員いいですか。

柴藤泰輔委員

はい。すいません、わかりました。

もうちょっとこれ、売り上げ少ないということですね、そしたら年間。意外と売れてないのかなっていうのがですね、手数料が低いっていうことは。いや、10%いただいてるんであれば結構……、いいです。

はい、すいません。

続きまして５ページの節９、目１．教育委員会費、節９の旅費、教育委員旅費というのがありますけど、この内容についてちょっと教えていただければと思いまして。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

教育委員の旅費につきましては、教育委員の研修関係でさまざま研修の場所に行っていただく場合の旅費、その都度都度違いますけども。それと、市議会出席等への費用弁償でございます。

柴藤泰輔委員

たら、教育委員さん全員が平成26年度は何らかのそういった研修に行かれたと考えていいんでしょうかね、教育委員。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

全員が何らかの研修に参加をしていただいております。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

わかりました。

最後もう一つ、15ページの節18. 備品購入費で、何か空手のマット144枚っていう説明をされましたが、どういったマットで、１枚当たり幾らかを教えてください。

石丸健一スポーツ振興課長

マットにつきましては、ウレタン、ウレタン製ち言いますか、通常の空手とか、あと、畳じゃなくてウレタン製っぽいような材質の、公式試合に使えるようなマット、導入をする予定にしております。

国松敏昭委員長

値段までわかると、何か。答弁は。

石丸健一スポーツ振興課長

単価は１万円弱、１枚当たり１万円弱ですね。8,000円から１万円の間ぐらいを予定をしております。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございます。

その公式試合でも使用す、通常、板の上じゃだめなんですかね、空手の試合ていうのは。その練習とかで安全性でっていうんだったらわかるんですけど、その公式試合まで、だから多分単価が高いと思うんですよね。

ブルーマットとかのことを言われてると思うんですけど、ここまで値段しないと思うんですけどですね。そこら辺の御説明をお願いいたします。

石丸健一スポーツ振興課長

確かに、主に使うのは練習で使うというふうに聞いておりますけれども、そろえるに当たっては、試合等でも利用できるような形で、市としては整備をしたいというふうに思っておりますので、今回ルールが変わって、マットの形式が変わったということもありましたものですから、危険性が一番問題があるというふうに把握をしておりましたけれども、そういうこともありましたので、今回、公式にも使えるような形で整備するならしたいということで考えております。

柴藤泰輔委員

144枚で、じゃあ試合何面使えるんですかね。

国松敏昭委員長

耐久性や。

石丸健一スポーツ振興課長

１面でございます。

柴藤泰輔委員

１面。

ただ、通常試合行う場合１面……、例えば４面とか使って試合とか今までされてたと思うんですけど、１面じゃ足りないんじゃないですかね。

石丸健一スポーツ振興課長

県体とかでですね、空手競技等あってますけれども、本年度を例にいたしますと、本年度は１面で試合をされておりました。

柴藤泰輔委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

国松敏昭委員長

ほかございますでしょうか。

成冨牧男委員

幾つかお尋ねします。

ページを追って、まとめてお尋ねしていきたいと思いますが、委員会資料の３ページです

ね。

款17、最初の物品売払収入、金額的には小さいですけど、何を売られたのか、どこに、買い手はどこだったのか。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

学校給食備品につきましては､今回給食センターに､学校給食の施設が移りました関係で、おのおのの学校にありました不要になりました物、例えば大きな釜でありましたり、ステンレスの台でありましたり、したような大きな物で給食センターへ引き継がない物につきましては、平成26年８月に、昨年８月に、相手方は佐賀金属株式会社様と、売り払い契約をいたしまして、まず鉄が、約27トンですね。それからアルミが0.4トン、ステンレスが1.7トン、それぞれ単価が、鉄が24.5円、アルミが80円、ステンレスが80円ということで、売り払い契約をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

今のお答えについて再質問と、もう一つさせていただきますが、今のは、いわゆる競争入札みたいなことでやられたんですかね。それが１点と、それと、ずっと学校給食の問題、センターの問題話してきたときに、田代小学校のスチームコンベクション、これはまだ利用、使用可能だということで、私の記憶では、向こうに持っていけるんじゃないかという話があったと思いますけど、それは、それも鉄くずになったんですか、それとも使われたんでしょうか。

以上２点。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

まず、契約相手方佐賀金属株式会社様でございますが、入札により決定をさせていただいております。

それから、田代小学校にありますスチームコンベクションにつきましては、現給食センターにおいて使用させていただいております。

以上でございます。

成冨牧男委員

次いきます。

先ほどのお尋ねとちょっとダブりますが、４ページの雑入の、節４．雑入、光熱水費のところですね。一番上の丸の説明欄の、光熱水費雑入の決算見込みによる補正、いろいろ上がってますけど、例えば、定住交流センター喫茶コーナー光熱水費87万8,000円。これ、補正増の額がこれだけですよね。もともと幾らだったのか。

幾つか大きいやつ、その次の施設利用光熱水費、この二つぐらいについて、教えてください。補正前ですよね。

石丸健一スポーツ振興課長

施設利用光熱水費、スポーツ振興課分でございますけれども、当初予算で122万円計上をさせていただいております。

石橋沢預文化芸術振興課長

雑入の光熱水費雑入、定住交流センター喫茶コーナーの分ですけれども、当初の予算額で上げておりますのは、家賃分の18万円を上げております。

今回、増額補正として上げておりますのは、実際使われました電気料の実費となっております。

成冨牧男委員

そうしたら、今のお答えの定住交流センターの分からですけど、当初は、光熱水費に当たる分は上げておられないちゅうことでいいんですかね。これ大体、通常これぐらいちゅうのは毎年、わからないんですか。物すごくこう、幅があるから、当初上げておられないのか。

もしそうでなかったら、当初に大体平均、いつもの決算見込みの金額については、当初から上げておくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

石橋沢預文化芸術振興課長

光熱水費につきましては、特に年度によって大きく変化するということはありません。

以前、御指摘をいただいておったところでございますので、来年度の予算からは、当初で上げさせていただいております。

国松敏昭委員長

いいですか、今の答えで。

ほかはございます。

成冨牧男委員

１回で終わるように。もう一つですね、この雑入のところで、同じく４ページの、教育施設雑入（学校施設）、あ、こら電話料になってますね。学校施設における光熱水費っていうのは、例えば、この雑入に上がってくるようなやつは出てこないですか。

何を言ってるかといいますと、各学校の体育館ですね。ここは恐らく夜、夜とか、土日もあるかもしれませんけど、学校教育以外で使われてるケースが多々、多々ちゅうか、あると思うんですね。よく照明がついてますから、夜行くと。そこの収入っていうのはどこに、上がってくるんですかね。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

学校施設の学校教育以外での利用、特に体育館の想定だろうと思いますけれども、現在体育館利用ほぼ毎日、利用していただいております。その際、照明は必ずつけていただいておるようでございます。

それにつきましての実費徴収につきましては、現在いたしておりません。利用につきましては、無料で御利用いただいておるところでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

取らんのはけしからんじゃないかというつもりで言ってるわけじゃないんですけども、一つは、ほかの体育館とか、使用料を取られているところとの平等に欠けているんではないかという問題とか、それからあと一つ、私の問題意識があるのは、もし取ってないなら取ってないで、逆に、これ歳出のほうで言うべきことなんでしょうけど、学校の水道光熱費に当たる分と、本来であれば、夜使ってあるのは社会教育関係だと思うんですよね。社会体育か。そうすると、いわゆる社会体育のほうの歳出と分けるべきではないかという問題意識ずっと持ってるんです。

というのは、日ごろから、学校のほうはきゅうきゅう、現場の声を聞くと、何か需要費をこうやりくりしてやられてるような話聞きますので、そこのところは、それなりに技術屋さんがおれば、案分比例で大体電気料はこの何ワットやったらどれぐらいの比率になるちゅうのはわかると思いますので、ぜひそういう予算計上、それが本来の目的に従って予算を上げてくていうのは、本来のあり方やないかと思いますけど、いかがでしょうか。

園木一博教育部長

今御指摘いただきました学校施設、特に体育館と、子供たちの放課後の、例えばバレーボールとかですね、そういった活動等で、基本的には学校長の判断で使用の許可をいたしております。

御指摘のとおり、使用料については無料と。ほかの体育施設等については、当然施設使用料ということで実費徴収、料金を使用料金の条例で価格を決定した額をいただいておりますもんですから、そことの整合性の問題は、委員会の中でも、事務局としても、課題だという認識をいたしております。

ただ、現実的に使用許可申請をされて、実費を徴収するとした場合に、学校での料金を徴収するという事務も発生するということで、学校現場との、そこの調整が必要になるだろうと。

実費を幾らが適当なのかという、そこの整理が必要ですし、県内の状況あたりも十分把握をした上で、当然、利用者に新たな負担が発生するという面もございます。

また公平性で考えますと、言われるように体育施設と学校施設、使う目的は同じでございますので、そういったものも一定整理をしないとちょっと判断がつきづらいなと。

当然、そこで徴収するという形になりますと、その予算科目の整理も含めて、一定今後ちょっと検討していく必要があるという認識はいたしておりますけれども、現段階ではまだ明確な方針を決め切っておりませんので、今後の課題ということで捉えさせていただきたいというふうに考えています。

以上です。

成冨牧男委員

今の内容は、何か渡りに船、そんなら、言うようにしましょうと、そういう意味ではありませんので、くれぐれも。

一つはそういう声が市民の中から、何であそこだけは無料て、さっきから使いよったもんだからっていうことになってもいけないなと思いつつ、そういう思いでお尋ねしました。

当然学校使う場合には、そういう新たな学校開放のための規則なり、そういうのが必要になってくるかとも思いますけども、もともとやっぱ体育館にしても、小学校は小学校に耐え得るようにつくってあるんでしょ、やっぱり。中学校は中学校。そこに大人がするわけですから、それやっぱりね、やっぱりこう耐用年数も通常よりも短くなる、そういうのも考えられますので、そこら辺も含めてですね。

そらもう運動場も私そう思うんですよ。運動場のトイレの問題とかですね、夏場だったら水も出すかもしれませんよね、社会体育関係で。まさに水道光熱費ですよね。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

久保山日出男委員

委員会資料の１ページでございます。

使用料及び手数料、保健体育使用料の陸上競技場の件でですが、この97万1,000円と、この使用料の非常に格差がありますが、これは見込みと、どのような状態で、これだけの数字が出たのか。

国松敏昭委員長

１ページ目。

石丸健一スポーツ振興課長

主な理由といたしましては、サガン鳥栖が北部グラウンド、それから陸上競技場を主に練習会場として使っております。

で、本年度、北部丘陵のほうの稼働、ほとんどそちらのほうで稼働されたと。一部陸上競技場も使われるのではないかというような予測をしておりましたけれども、ほぼ、北部グラウンドで年間の活動ができたということが、実績として出てまいりましたので、主にその分で減額をしております。

以上です。

久保山日出男委員

そしたら、当初予算の件は後であるでしょうけど、その中には、さっきの状況で、予算化されてますか。後ですけど、済みません。

国松敏昭委員長

答弁は、できますか。

石丸健一スポーツ振興課長

陸上競技場につきましては、200万円、平成26年度当初予算で計上しておりましたけれども、平成27年度は150万円ということで当初予算計上をさせていただいております。

国松敏昭委員長

いいですか、それで。

久保山日出男委員

それで結構でございます。

ただ、陸上競技場の場合は、使用不能で大会が開催されない、陸上大会があったと聞いてるんですが、その関連で申し込みがあって、使用されてない回数はほかに何かありますか。夏場の雨天のときに。

国松敏昭委員長

今んとはわかりますか、意味の。開催されてない。

石丸健一スポーツ振興課長

もともと年間予定計画等で、計画されているイベントにつきましては、特段それが利用できない状況に後からなるということはございませんけど、多分おっしゃってるのは、雨天とかで利用できないのがあるんじゃないかということをおっしゃっているかと思いますけれども、全ては把握をしておりませんけれども、そういう事例があるというのは承知をいたしております。

久保山日出男委員

屋外競技場でございますから、以前からもういろんな面で要望を、陸上競技協会のほうから要望されたいきさつもあります。

そこで、せめて全天候で走れるような、練習できるような陸上競技場に、近々できるよう

な予算化もお願いしたいと思って、要望しておきます。

それから、次に、７ページです。

学校事務管理費の委託料、節13．委託料ですね。

健康診断の利用率が少なかったということでございますが、何名を、その中で何名がパーセンテージでわかればお願いしたいんですが。

それで１人当たりどれくらいを見込んでいるのかですね。

国松敏昭委員長

何ページ。10、７ページの……

久保山日出男委員

学校事務管理費の中の節13．委託料、健康診査委託料。

国松敏昭委員長

わかりますか、答弁は。どの方。学校教育課。誰。

宮原　信学校教育課長補佐兼学校教育係長

健康診査委託料につきましては、児童及び教職員の健康診査に係るものでございまして、今年度の実績につきましては、教職員につきましては、中学校が１名、小学校が３名ということで、計４名の健康診査受診の本市が負担する分でございました。

あと35歳と、あと40歳未満の教職員につきましては、学校共済のほうで負担をするということで､ちょっとその人数が今手元にございませんで､御報告ができかねるんですけれども、予算を立てておりますときには、全教職員の８割方の人数を計上しておりましたけれども、先ほどの冒頭、課長のほうから説明をさせていただきましたように、健康診査につきましては、人間ドックを受けられた方につきましては、本市のほうで支出いたします健康診査につきましては、受診をしないという形になりますので、年々人間ドックを受けられる教職員がふえてまいりまして、減額の補正が大きな額になってきておるところでございます。

久保山日出男委員

じゃあ、通常のこれは健康診査ということですか。

宮原　信学校教育課長補佐兼学校教育係長

身体測定ですとか血圧及び血液検査、尿検査、そういった通常の健康診査の内容になってございます。

久保山日出男委員

要するに、学校の先生の休暇もちょっと非常に精神的な病気かもしれないけど、多いと聞いておりますので､その辺のところのですね､十分教育長あたりは､その辺のところ十分ね、各小学校長に把握されたりして、やはり先生方の健康診断、特に、子供たちに教育をしてい

く立場でございますので、ぜひともそういう健康診断受けていただく。中には結核のはやった時期もありましたし、いろんな面での懸念されますので、その辺のところよろしく要望しておきます。

以上です。

国松敏昭委員長

はい。ほかはございますでしょうか。

久保山博幸委員

先ほど成冨委員に関連して３ページの、物品販売売却代金、学校給食備品等売却代金の件なんですけども、これはあくまで、入札で、佐賀金属さんに決まったということですが、スクラップ前提で、入札をされたということですか。

例えばその、再利用っていうか、その辺を事前に評価されてスクラップという決定をされたのか、その辺も、経過も含めて御説明をお願いいたします。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

まず結論から申し上げまして､基本的に鉄くず､スクラップとして販売いたしております。売買契約を結んでおります。

経緯といたしましては、先ほどと重複いたしますけれども、基本的には９月の開業に向けまして給食センターで使える物、それから給食センターで当然引き継ぐべき物につきましては、選別いたしまして給食センターのほうに、運び込んでおります。

また、そのほか、公共施設などに引き合いを出しまして、必要な物は、引き取っていただいております。

残った物について、先ほど申し上げましたように鉄くずということで、それぞれ販売をいたしております。

以上でございます。

久保山博幸委員

ということは、使える物については検討された上で処分されたというふうに理解してよろしいですか。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

御指摘のとおりでございます。

まだ田代小学校につきましては、そういった、破損品が出た場合のストック分につきましては、まだ使える物につきましては、若干ストックをしているような状態がございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

ほかはよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

では質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

国松敏昭委員長

次に入る前に、暫時、11時まで休憩をしたいと思います。11時から再開をいたします。

暫時休憩します。

午前10時49分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前10時58分開議

国松敏昭委員長

はい、再開します。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第９号　平成27年度鳥栖市一般会計予算

国松敏昭委員長

次に、議案乙第９号　平成27年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

柴田昌範学校教育課長

まず、学校教育課から歳入について御説明申し上げます。

款13．分担金及び負担金、項２．負担金、目３．教育費負担金の節１．小学校費負担金及び節２．中学校費負担金については、学校管理下における傷害保険である日本スポーツ振興

センター負担金945円のうち、保護者に460円を御負担いただく分となっております。

石橋沢預文化芸術振興課長

続きまして、２段目、款14．使用料及び手数料、項１．使用料、目５．教育使用料、節１．社会教育使用料のうち主なものといたしまして、市民文化会館使用料、定住交流センター使用料は、貸し館に伴うホール、会議室等の諸室使用料でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

その下でございます。

節２．保健体育使用料につきましては、スタジアムを初めといたします体育施設、21施設の使用料でございます。

柴田昌範学校教育課長

款15．国庫支出金、項２．国庫補助金、目４．教育費国庫補助金、節２．小学校費国庫補助金、及び、２ページ、節３．中学校費国庫補助金の主なものでは、特別支援教育就学奨励費補助金及び理科教育設備整備費補助金となっております。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

その下、節４の社会教育費国庫補助金につきましては、埋蔵文化財確認調査に伴う補助金として、国から事業費の２分の１の補助を受けるものでございます。

また、史跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡地区の公有化事業に伴う補助金として、国から事業費の５分の４の補助を受けるものでございます。

柴田昌範学校教育課長

款16．県支出金、項２．県補助金、目６．教育費県補助金、節１．教育総務費県補助金は、主にスクールカウンセラー事業に対する県から３分の１の補助を受けるものです。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

すいません。ちょっと戻っていただきまして、節４の社会教育費県補助金の御説明をさせていただきます。

節４．社会教育費県補助金につきましては、埋蔵文化財発掘調査補助金。これは市内文化財の確認調査に伴う県から事業費の18%の補助を受けるものでございます。

また、その下、放課後子どもプラン推進事業費補助金につきましては、放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室推進事業について、それぞれ県から事業費の３分の２の補助を受けるものでございます。

その下、史跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡地区の公有化事

業に伴う補助金で、県から事業費の７％の補助を受けるものでございます。

以上です。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

款17．財産収入、項１．財産運用収入、目２．利子及び配当金、節１．利子及び配当金の主なものにつきましては、育英資金貸付基金の利子でございます。

以上でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

次のページをお願いいたします。

款19．繰入金、項１．基金繰入金、目６．スポーツ振興基金繰入金につきましては、スポーツ振興奨励金の財源として基金から繰り入れるものでございます。

佐藤敦美生涯学習課長

その下、款21．諸収入、項４．受託事業収入、目１．受託事業収入、節５．教育費受託収入につきましては、開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査にかかる経費を開発者から受託するものとして計上いたしております。

以上です。

石丸健一スポーツ振興課長

その下でございます。

項６．雑入、目４．雑入、節４．雑入の主なものといたしましては、施設の光熱水費雑入、田代小学校に設置されております中原特別支援学校の負担金、自動販売機の設置によります文化・体育施設雑入及びスタジアムネーミングライツ料でございます。

スタジアムネーミングライツ料につきましては、ベストアメニティ株式会社と契約いたしました平成27年１月から12月までの年間3,240万円のうち、４月から12月までの９カ月分を計上いたしております。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

３ページ、一番下でございます。

款22．市債、項１．市債、目４．教育債のうち主なものは、節１．中学校債の田代中学校管理特別教室棟大規模改造事業にかかわる起債分でございます。

以上でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

その下でございます。

節２．保健体育債につきましては、市民庭球場改修事業に伴います市債の借り入れでございます。

歳入については、以上でございます。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

引き続き、歳出について御説明を申し上げます。

資料４ページお願いいたします。

款10．教育費、項１．教育総務費、目１．教育委員会費の主なものにつきましては、教育委員４名の報酬等でございます。

その下、目２．総務事務局費につきましては、節２から節４につきましては、職員７名の給与等でございます。

節７．賃金につきましては、学校用務員、事務補助員等の嘱託職員の賃金でございます。

その下、報償費につきましては、教育委員会評価委員２名への謝金でございます。

節13．委託料でございますけれども、主なものにつきましては、各学校の警備委託料及び中学校の土曜、祝日、年末年始の日直代行委託料でございます。

最後一番下でございますけど、扶助費といたしまして、交通遺児手当、それから繰出金といたしまして、育英資金、貸付基金繰出金をそれぞれ計上いたしております。

柴田昌範学校教育課長

５ページをお開きください。

目３．学校教育事務局費のうち、節２．給料から節４．共済費までは、学校教育課職員10名分の人件費です。

節７．賃金は学校図書館事務補助員12名、嘱託指導主事２名、学校適応指導教室みらい指導員２名、教育相談指導員１名等の賃金でございます。

節８．報償費のうち謝金は、市内小中学校へのスクールカウンセラーの配置に係る謝金のほか、いじめ問題対策委員会の委員、就学相談、就学指導相談会の相談員謝金等となっております。

節13の委託料で主なものは、語学指導業務委託料として外国語指導助手、いわゆるＡＬＴ５名を小学校の英語活動及び中学校の英語の授業で活用するために配置している民間委託料でございます。

節19．負担金補助及び交付金のうち、スクールサポーター配置負担金につきましては、市内二つの中学校に配置されている２名のうち、１名分を市で負担するものでございます。

以上です。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

続きまして、項２．小学校費、目１．学校施設管理費のうち、節２．給料から節４．共済費までにつきましては、職員11名分の給与等でございます。

それから、節12．役務費につきましては、学校関係の法定検査等の手数料でございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

目２．学校事務管理費について主なものを御説明いたします。

節１．報酬は校医15名、歯科校医12名、学校薬剤師８名の報酬です。

節７．賃金は、主要事項説明書31ページをごらんください。小学校の特別支援学級生活指導補助員22名の賃金です。特別支援学級等に在籍し、一人で学校生活を送ることが困難な児童生徒に対して、学校生活全般の補助、それから交流教育等での補助などを行うものです。

節８．報償費は、主に学校評議員、８校に５名ずつ40名分の謝金等となっております。

節11．需用費の主なものとしましては、主要事項説明書30ページに記載しておりますが、４年に１度の小学校の教科書改訂に伴い､教師用指導書を購入するための費用が約1,850万円となっております。そのほか小学校１年生の防犯ブザー、３年生用の社会科副読本、及び４年生の副読本、学校の光熱水費等となっております。

節12．役務費は切手などの通信運搬費、手数料が主なものです。

節13．委託料の主なものは、塵芥収集委託料及び開かれた学校づくり推進事業委託料、鳥栖小学校の高田・安楽寺の子供たちの学童輸送業務委託料となっております。

７ページです。

節14．使用料及び賃借料の主なものは、コピー機、児童用パソコンの借上料、国語・算数のデジタル教科書、ソフトウエア使用料が主なものとなっております。

節18．備品購入費の主なものは、電子黒板購入費です。これは主要事項説明書32ページに記載しておりますが、昨年度の中学校に続きまして、小学校の普通教室、全教室190教室ございますが、190教室に電子黒板を配置し、よりわかりやすい授業の実現を目指すものです。

そのほか、児童用机・いすの購入費、児童用図書、学校備品が主なものでございます。

節19．負担金補助及び交付金の主なものでは、スポーツ振興センターの負担金のほか、各種教育研究会への負担金等となっております。

目３．教育振興費、節18．備品購入費は小学校の教材、それから理科備品購入費用でございます。

８ページですけれども、節20．扶助費は、要保護・準要保護児童の学用品費や学校給食費の補助、また特別支援学級在籍児童への就学奨励費として家庭に支払われるものです。

目４．学校給食センター費、節７．賃金は、学校給食センター嘱託職員16名ほかの臨時職員等の賃金でございます。

節11．需用費は、給食センターで使う消耗品費、燃料費、光熱水費が主なものとなってお

ります。

節12の役務費、手数料は理化学等検査手数料や検便、ノロウイルス等の検査手数料が主なものとなっております。

節13．委託料は、配送業務や米飯業務が主なものとなっております。

以上です。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

その下、項３．中学校費、目１．学校施設管理費につきまして、主なものは節の２から節の４につきましては、職員１名分の給与等でございます。

次のページお願いいたします。

節13．委託料の主なものでございますけれども、電気設備等に関します学校設備管理委託料及び設計管理等委託料につきましては、田代中学校の大規模改造にかかわるものでございます。

続きまして、15ページ、節15．工事請負費につきましては、基里中学校渡り廊下等の屋根の防水改修工事、及び田代中学校管理特別教室棟大規模改造工事費でございます。

田代中学校の大規模改造につきましては、主要事項説明書の33ページを御参照になっていただきたいと思います。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

目２．学校事務管理費、中学校の主なものを御説明いたします。

節１．報酬は、校医７名、歯科校医６名、学校薬剤師４名分です。

節７．賃金は、中学校選択制弁当給食に係る栄養士嘱託職員１名分と、特別支援学級生活指導補助員６名分の賃金です。特別支援学級生活補助員については、先ほど小学校で御説明したとおり、主要事項説明書31ページに記載しているとおりです。

節８．報償費は学校評議員20名の謝金及び理化学研究所講演会講師４校分の謝金が主なものとなっております。

節11．需用費の主なものは、副読本、中学校生活と進路、中学校体育実技、中学校献立の印刷費、光熱水費等となっております。

節13．委託料の中で主なものは、塵芥収集委託料、開かれた学校づくり推進事業委託料、給食業務委託料です。給食業務委託料は、中学校選択制弁当給食に係る調理等の日米クックへの業務委託料でございます。

節14．使用料及び賃借料の主なものは、生徒用パソコン借上料及びデジタル教科書ソフトウエア使用料でございます。

節18．備品購入費の主なものは、中学校生徒用の机・いすの購入費、生徒用図書、一般備品購入費、楽器購入費等となっております。

10ページに行きます。

節19．負担金補助及び交付金の主なものは、日本スポーツ振興センターへの負担金、あとは各種研究団体への負担金等となっております。

目３．教育振興費の節18．備品購入費は、中学校の教材費、理科備品等の購入費、それから11ページの節20．扶助費は、要保護・準要保護の学用品費や学校給食費等の補助、特別支援学級に在籍する生徒への就学奨励費として各家庭に支払われるものでございます。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

続いて、項４．社会教育費、目１．社会教育総務費の主なものについて御説明いたします。

節１．報酬につきましては、社会教育委員、青少年問題協議会委員、社会教育指導員の報酬でございます。

続いて、節２．給料から節４．共済費につきましては、生涯学習課職員12名の人件費でございます。

節７．賃金は、同和教育集会所に配置する事務員の賃金でございます。

節８．報償費は、講師謝金及び成人式記念品代でございます。

続いて、次のページお願いいたします。

節13．委託料は、社会教育関係施設の管理委託料及び市内の小中学生を対馬に派遣し、対馬での体験活動や、交流、歴史を学ぶことで青少年育成を図る、少年少女派遣事業委託料でございます。

節15．工事請負費のうち、なかよし会空調設備設置工事費につきましては、新たに若葉小なかよし会Ｂクラスを若葉小学校の図工室をお借りして開設するために、空調設備を設置するものでございます。

節18．備品購入費のうち、施設用備品購入費につきましても、若葉小なかよし会Ｂクラス開設に必要な備品費となっております。

節19．負担金補助及び交付金のうち、主なものとして、下から４つ目でございますが、放課後児童健全育成事業補助金について御説明をいたします。

主要事項説明書34ページのほうをお願いいたします。

放課後健全育成事業とは、保護者等が就労等で留守家庭の児童に対し、学校敷地内の専用施設等において放課後の健全育成を図るものでございます。本市ではなかよし会と呼んでおりまして、市内の全ての小学校に設置をしております。平成27年度は８小学校で16クラブの

開設を予定しており、なかよし会を運営いたす予定でございます。

この放課後児童クラブなかよし会を運営いたします放課後児童クラブ運営協議会への運営補助金を、運営協議会への補助金として計上している補助金と、それから、平成27年度より旭小学校区に新たにこの放課後児童クラブ、アフタースクール「はれあかる」という名前の放課後児童クラブを新たに開設を予定されております。こちらを運営される社会福祉法人和貴福祉会のほうに、運営費並びに環境整備費に対する補助金を交付する予定としております。

再び資料の12ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

続いて目２．文化財保護費につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡の保存整備事業が主なものとなっております。

国指定の史跡でございます勝尾城筑紫氏遺跡につきましては、平成24年度に策定いたしました遺跡整備基本計画に基づいて保存整備活用を進めております。

こちらについては、主要事項説明書の35ページをお願いいたします。

内容説明をいたします前に、文字の訂正をお願いいたします。

一番下の公有財産購入計画の表がございます。平成26年度実績というふうに記載しておりますが、平成26年度見込みに訂正をお願いしたいと思います。

平成25年度から葛籠城跡地区の公有化事業を、また、平成26年度からは、葛籠城跡地区の整備に伴う発掘調査事業を開始いたしております。

その事業内容といたしましては、２番目に書いておりますとおり史跡買上事業、それから、葛籠城跡地区の整備に伴う発掘調査事業、３番目に、保全管理及び保存整備委員会の開催等に伴う経費となっております。

先ほど、訂正をお願いいたしました公有財産購入計画を一番下に記載しておりますが、ごらんいただきますように、平成27年度は１万429平米の土地を公有化することと、家屋の撤去を予定しております。

これらに伴う公有財産購入費及び補償費を計上しているところでございます。

以上でございます。

石橋沢預文化芸術振興課長

続きまして、目３．図書館費の主なものについて御説明いたします。

節２．給料から節４．共済費までは、図書館担当職員５人分の人件費でございます。

節７．賃金につきましては、図書館司書等の嘱託職員10人と土日等に図書館業務に従事している臨時職員４人分の賃金でございます。

節11の主なものといたしましては、閲覧用の雑誌、新聞等の購入にかかる経費として消耗品費がございます。また、施設運営に必要な電気料、上下水道料等の光熱水費が主なものと

なっております。

節13．委託料につきましては、施設の清掃、警備業務、空調設備等の保守点検などの施設管理業務委託料が主なものでございます。

節14．使用料及び賃借料につきましては、図書館システム及び関連機器等の事務機借上料と書籍情報のデータベースであります図書館情報マークの使用料が主なものでございます。

15ページお願いいたします。

節18．備品購入費のうち、図書等購入費は、書籍及びＤＶＤやＣＤなどの視聴覚資料などの購入に必要な経費でございます。

佐藤敦美生涯学習課長

その下、目４．埋蔵文化財発掘調査費につきましては、市内遺跡の確認調査及び試掘調査にかかる経費でございます。

次に目５．埋蔵文化財調査受託費につきましては、開発事業に伴う市内遺跡の本調査にかかる経費を計上いたしております。

なお、この調査は開発者から受託して行うものでございます。

以上です。

石橋沢預文化芸術振興課長

続きまして、目６．文化振興費の主なものについて御説明いたします。

節２．給料から節４．共済費までは、課長及び文化会館、定住交流センター担当職員10人分の人件費でございます。

16ページをお願いいたします。

節７．賃金につきましては、文化会館当直管理業務嘱託職員１人分の賃金でございます。

節11．需用費の主なものは、空調機に係るガス代等の燃料費、電気料等の光熱水費でございます。

節13．委託料につきましては、清掃、施設設備の保守点検、舞台運営関係などにかかる管理業務委託料、自主文化事業の企画、実施に係る文化事業委託料、ピアノコンクール委託料、市民文化祭委託料などが主なものでございます。

節15．工事請負費の文化会館営繕工事費は、大ホール舞台機構改修工事が主なものでございます。

これにつきましては、主要事項説明書36ページをお願いいたします。

大ホール舞台つり物及びそれに必要な装置の経年劣化に伴う改修工事を、平成25年度より年次的に行っており、平成27年度は絞りどんちょうをつっている機械の更新を行うものでございます。

資料16ページに戻ります。

節19．負担金補助及び交付金につきましては、文化連盟等４つの文化関係団体に対する補助金が主なものでございます。

次に、目７．定住交流センター費について御説明いたします。

節７．賃金につきましては、貸し館業務及び図書コーナー業務を担当する嘱託職員７人分の賃金でございます。

17ページお願いいたします。

節11.需用費のうち光熱水費につきましては､主に空調設備にかかる電気料でございます。

節13．委託料につきましては、清掃、施設設備の保守点検、舞台運営関係などに係る管理業務等委託料が主なものでございます。

節15．工事請負費につきましては、空調機用フィルター取りかえ工事に要する経費でございます。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

その下、目８．勤労青少年ホーム費の主なものにつきましては、節７．賃金は、勤労青少年ホームの嘱託職員の１名の賃金でございます。

節８．報償費につきましては、勤労青少年ホームで開催いたします教養講座等に伴う講師謝金となっております。

節18．備品購入費につきましては、市のほうが主催いたしております講座やサークルなどで使用いたしております陶芸用の電気釜が故障したために、新たに購入するものでございます。

以上です。

石丸健一スポーツ振興課長

項５．保健体育費の主なものを御説明いたします。18ページをお願いいたします。

目１．保健体育総務費の節１．報酬は、スポーツ推進委員48名に対する報酬でございます。平成27年度から弥生が丘地区に６人増員を予定をいたしております。

節２．給料から節４．共済費につきましては、スポーツ振興課職員10人分でございます。

節13．委託料のうち、地域交流推進事業等委託料につきましては、サガン鳥栖を通じた地域交流、まちづくりを推進することを目的とした事業に要する経費でございます。具体的にはガイドブック作成やマッチデー冠スポンサー協賛金などを予定をいたしております。

また、本市を初めといたします県東部地区を中心に開催されます第68回県民体育大会の地元開催経費及び出場委託料、大運動会形式を改めまして、市内全域でさまざまな競技を体験

いただくスポーツフェスタ形式の開催を検討しております市民体育大会の開催委託料も計上させていただいております。

第68回県民体育大会の地元開催経費につきましては、主要事項説明書37ページをごらんください。

10月17日と18日に本市では、６種目が開催予定となっております。会場のテント設置費、会場案内看板製作費が主なものでございます。なお、開会式は神埼市の体育館で予定をされております。

説明のほうに戻ります。

節19.負担金補助及び交付金につきましては、県プロサッカー振興協議会負担金、鳥栖市、基山町、久留米市、小郡市の３市１町の持ち回りで開催しておりますクロスロードスポーツ・レクリエーション祭負担金――次の19ページをお願いいたします。市体育協会への運営補助金、県大会を経て九州・全国大会に出場する場合のスポーツ大会出場費補助金などが主なものでございます。

次に、目２．体力つくり運動推進事業費について御説明いたします。

節８．報償費につきましては、高齢者対象の若さはつらつ教室や助成対象のミズフレッシュ教室などの講師謝金、昨年度まで目３.体育施設費内で実施しておりましたウォーキング、サッカー、野球の各種大会の謝金や賞品に要する経費でございます。

節13.委託料につきましては、小郡市で開催が予定されておりますクロスロードスポーツ・レクリエーション祭本戦に出場する鳥栖市代表選手を選考する大会に要する経費、スポーツ・レクリエーション祭の開催に要する経費、市民体育館のトレーニングルームで実施しておりますトレーニング指導に要する経費、ロードレース大会に要する経費などが主なものでございます。

節14．使用料及び賃借料、節19．負担金補助及び交付金につきましては、これも、昨年度まで目３．体育施設費内で実施しておりましたラグビー、サッカーの各種大会会場の借上料及び大会負担金でございます。

次に、目３．体育施設費について御説明申し上げます。

節７．賃金につきましては、嘱託職員21人と、夏のプール開設時の臨時職員４人分の賃金でございます。

節11．需用費につきましては、芝やプールを初めといたします各体育施設の管理用品や、薬品費等の消耗品費、各体育施設の電気、上下水道、ガスに要する光熱水費、各体育施設の修繕料が主なものでございます。

節12．役務費につきましては、各体育施設の電話代等の通信運搬費、芝かす処分や、プー

ルの水質検査等の手数料が主なものでございます。

次の20ページをお願いいたします。

節13．委託料につきましては、各体育施設の電気、空調設備等の保守点検、警備、清掃等に要する施設管理委託料が主なものでございます。

節14．使用料及び賃借料につきましては、芝管理に要します機器やプールの券売機等の借上料が主なものでございます。

節15．工事請負費につきましては、市民プールの営繕工事費、平成26年度に８面コートのうち半分の４面を人工芝化しております市民庭球場改修事業を平成27年度に残り４面と練習コートを人工芝化するものでございます。

以上で、平成27年度鳥栖市一般会計予算の主なものの説明を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。

これより、質疑を行いたいと思います。

下田　寛委員

お疲れ様です。お願いします。

まず、素朴な質問なんですけれど、委員会資料５ページの学校図書館臨時嘱託職員と、補助事務員についてなんですけれど、学校の図書館は生徒がいない時間というのも結構あると思うんですが、この間、図書の先生たちは何をしてらっしゃるのかっていうのをまずお伺いしたいんですが。

柴田昌範学校教育課長

学校図書館事務補助員の職務につきましては、休み時間に子供たちが図書館の本を借りに来るほかに、調べ学習等で図書館を利用するということは多々ありますし、国語の中の読書指導ということで、各小学校で言いますと、図書館を利用できる時間というのが割り振ってございまして、かなりの頻度で子供たちが授業中も図書館を利用しているという実態はあります。

中学校についても総合的な学習の時間の調べ学習等で利用しているということで、授業の間、図書補助員の先生がフリーな時間でいるっていう時間はさほどないと。

そのほかにも、貸し出しの統計をとったりとか、図書だよりの作成、あるいは学校図書館の環境設備、いろんな取り組みをしていただいておりますので、そういった実態でございます。

よろしいでしょうか。

下田　寛委員

わかりました。また、今後ちょっとお話聞かしていただきたいと思います。

続いて、委員会資料の８ページ、学校給食センターについてなんですけれど、以前、栄養教諭の体制を新しくするというような議論があってたと思うんですけれど、どうなったのかというところをまずお伺いをさせていただきたいと思います。

柴田昌範学校教育課長

学校給食センターについては現在、学校栄養教諭及び学校栄養職員が５名配置されておりました、平成26年度は。

来年度につきましては、鳥栖の学校給食センターの基準からまいりますと、職員の配置数は２名ということになります。

今の５名体制から２名体制になるとかなり厳しいところございますので、県のほうに県職員の加配をお願いしておりました。

２名の加配ができないかということでお願いしていたところですけれども、現在の状況でいきますと１名増という加配が、県のほうから付くということで、来年度につきましては３名体制での学校栄養職員及び栄養教諭配置ということで、その辺は、業務分担等どういうふうにするかっていうのは、また現状見ながら対応していきたいなと思っているところです。

以上です。

下田　寛委員

わかりました。

それとあと、以前私聞かしてもらったんですけれど、ランチルームの活用方法についてというところで、何か展開があったのであれば教えていただきたいと思います。

豊増裕規学校教育課給食センター係長

現在のところ、各自治体、あるいは市内の市民団体の皆様の視察であったり勉強会対応というところで対応させていただいておるところです。

平成27年度に向けましては、市内各小学校の御利用を御相談していくといったことから始める予定でおります。

以上です。

柴田昌範学校教育課長

せっかく立派なランチルームをつくっていただいておりますので、例えば、浄水場が近くにございますので、そういった見学等に子供たちが出かけるときに、それと一緒に組んでいただいて、ランチルームで給食をとるといった利用の仕方についても考えていって、子供たちができるだけ給食センターのつくっている様子等を見学できるような機会をふやしていくようにということで、各学校にはお願いをしているところです。

またＰＴＡ等の見学も大分入っておりますけれども、保護者の皆様にも積極的に見学、利用等を勧めていきたいと考えております。

以上です。

下田　寛委員

プラスアルファで民間の人が、ちょっと給食の見学会も兼ねて食事をしたいというようなことっていうのは、今後できないでしょうか。

国松敏昭委員長

検討。

柴田昌範学校教育課長

どういう団体か等も見ながら、こちらで積極的に受け入れていく形で、検討はしていきたいと思っております。

できるだけ、あそこが、稼働率が上がるように、検討していきたいと思っております。

以上です。

下田　寛委員

ぜひよろしくお願いします。

で、あと、ここに関して、食育の拠点としての給食センターについて、また何か進展があったのであれば教えていただきたいんですけれど。今後どういった方針でっていうところで。

国松敏昭委員長

わかりますか。はい。

佐々木英利学校教育課参事兼課長補佐兼学校給食センター長

今年度行ってきた、半年間の稼働の中でいろいろな取り組みをしておりましたが、来年度についても、計画の中では、各今ある運営委員会、それからアレルギー対応委員会等を実施しておりまして、来年度についても計画を立てております。

その中でも、先ほどありましたランチルーム等についても、例えば、アレルギー対応の児童、保護者に対して、そういう講習会を開こうとか、それから、各学校の給食担当の職員の研修会を給食センターを中心に行って、そこで、実際に給食をつくっている様子を見たり、それからそこから各学校に発信するような研修会等を計画するようにしております。

以上です。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

下田　寛委員

また今から本格稼働どんどんしていくと思いますので、また、先進的な、他から模範とな

るような食育の取り組みをぜひともお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

引き続いていいですか。

９ページの、節13．委託料、下のほうの学校事務管理の委託料の給食業務委託料についてなんですけれど、これ以前も問、議会で取り上げられておりましたが、中学校の給食について、今後どういった方針でいくのかっていうところをお伺いしたいと思います。

園木一博教育部長

中学校給食につきましては、さきの一般質問等でも御質問いただいて、その対応等がなかなか、教育委員会事務局の対応が進んでないという現状も御報告させていただいたところです。

学校給食の基本理念・基本計画の中に、中学校給食についても、基本計画の建設スキームの中で、中学校給食も視野に入れて計画を進めるという位置づけになっておりました。

現在が、中学校給食については選択制弁当方式の民間事業者への委託という形で進めさせていただいております。現状、約半分まで到達できておりませんけど、月によっては1,000食を超えるような状況に至っている現状ございます。

それで、今、この取り組みをどう進めるかということで内部でも協議をさせていただいて、まずもって今の現状の選択制弁当方式の給食が、これまでの実績を踏まえて、どういう評価を、子供さん並びに保護者の方からいただけるのかということで、まさに今、アンケート調査というのを実施させていただいております。

対象が、中学校１年生、それと、小学校５年生・６年生の児童生徒並びにその保護者ということで、中学校の今の給食がどうなのか、どういうものを希望しているのかという、まずは、子供たちと保護者の考え方、意見等の現状を把握しようということをまずもって進めることにいたしておりまして、本年５月までに、教育委員会としてその調査結果に基づいた今後の給食の考え方というのを整理をしていきたいと。

仮に、完全給食を、やはり保護者、子供たちも希望が多いというふうなことで、完全給食実施に向けたという方向性が出てくれば、その中で、計画をさらに練っていく形になりますし、逆に、今の選択制弁当方式を希望される現状が非常に多いということになれば、もともと基本理念・基本計画の中で、視野に入れたという位置づけにしておりましたので、検討した結果、現在の選択制弁当方式を当面の間継続するとか、そういった、一定のかじ取りをしていく必要があります。

というふうに、現状としては考えておりまして、まずもって保護者、並びに子供さんたちの意見を集約してみようということで、今調査をまさに、今月、春休み前までに学校で、もう既に配布いたしておりますので、４月いっぱいぐらいで、学校側で集計をいただいた部分

を、教育委員会の中でさらに検討させてもらおうということで考えておるところです。

以上です。

下田　寛委員

今のお話を伺うと、ゼロベースから見直しているというような意味合いに聞こえるんですけれど、要は保護者の意見で、今の状態がいいのであれば、それを継続していくと。センターがいいのであれば、給食センターにかじを切っていくというような認識でいいんでしょうかね、今の段階では。

園木一博教育部長

現状の選択制弁当方式が導入される経緯といたしましては、基本的に給食を希望するというのもありますけれども、子供たちの意見としては、親の弁当を食べたいという意見もあって、全国的に中学校給食の中では、この選択制という、要は子供、保護者も含めてですけども、給食、弁当給食を頼むのか、自分で弁当をつくって子供に持たせるのか選べるというやり方で進めようということで、方針決定して動いてきた経緯がありまして、既にもう６年以上、この選択制弁当方式の給食というのを実施してきております。

実施してきた結果として、一定どういうふうな御意見になるかというのをまずもって把握する必要があるだろうということで捉えておりまして、当然、計画の中では完全給食を視野に入れたところで、計画は考えておりますけれども、その意見の結果として、保護者の意見も含めて、どういう意見が出てくるのかっていうのを見させてもらわないと、その方針を、例えば完全給食にかじをこのまま進めるにしろ、例えば非常に、今の弁当方式のほうが非常に、例えば多いという現状の中では、理解が難しいのかなと。

事業を進める上でも、やはり保護者の方々の御理解をいただくというのが大前提になりますので、意見を、御理解をいただく上で、皆さんの御意見がどこにあるのかというのを、まずもって把握をしたいというのが、今回の調査の目的として位置づけているところです。

下田　寛委員

慎重に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

引き続き、いいですか。

国松敏昭委員長

はい、どうぞ。

下田　寛委員

今度は、12ページの、まずは、節13．委託料がこれ前年と比較したら減っているじゃないですか。この約100万円ぐらいというのは、どこの差になったのか教えていただきたいんですが。

国松敏昭委員長

社会教育、委託料、13。答弁できますか。差額。

担当でもいいですよ。

休憩しますか。

ちょっと答弁が、整理が、あ、よいですか。

佐藤敦美生涯学習課長

失礼しました。

平成26年度には、人権同和問題に関する市民意識調査を実施いたしておりまして、この委託料が平成26年度だけでございましたので、150万円ほど差額が出ております。

国松敏昭委員長

いいですか。今の答弁で。

下田　寛委員

要は、市民意識調査が入っていたのがなくなった分が150万円ほどあったと。

佐藤敦美生涯学習課長

はい、そうでございます。

下田　寛委員

わかりました。了解です。ありがとうございます。

あとそのまま引き続きで、その下の放課後児童健全育成事業の件ですが、これ３月補正の部分でも費用は上がっておりましたが、指導員の確保が非常に難しいというような問題があるというふうに事前に聞いておりますが、今後、民間も参入してこられるというところで、まずその指導員の確保の対策についてどのようにお考えかというのをお伺いしたいと思います。

佐藤敦美生涯学習課長

指導員がなかなか不足する大きな原因としては、恐らく給与の、賃金面で非常に安価な賃金であろうということが主な要因だというふうに考えております。

ただ、その分を少しでも待遇を改善するというところで、平成27年度からは、これまで１時間当たりの単価にいたしまして874円であったものを、995円というという形での雇用に、見直しを図っております。

この見直しの内容は、これまで、日々雇用の臨時職員の賃金単価であったものを嘱託職員という形での雇用に見直すということで､賃金の単価を上げたという内容になっております。

その他にもいろいろな形で確保に努めておりますが、できるだけ多くの方たちに呼びかけるために、ハローワークあるいは市報、それからホームページ、また、回覧、各世帯に回覧

のチラシを配るなどしておりまして、つい先日土曜日、先週の土曜日ですけれども、求人のチラシによる広告もしたところでございます。

その件については非常に反響が大きいようで、数件のお問い合わせをいただいているというふうに聞いておりますが、なかなか、直接の雇用には、つながらない面もあります。

今、大きな要因といたしまして、今現在パート労働者という形での指導員が非常に多く、例えばですけれども、配偶者の扶養の範囲内での働き方を希望する方が非常に多いのも原因の一つかと思いますので、なかなか単に単価を上げただけでは雇用につながらない、苦しい面もございます。

以上です。

下田　寛委員

そういった課題があって、今後どうしていけばいいのかというのは、とても悩ましいとこだなというのが、ちょっと私も感じております。

そこで、今回、ここになるのかな、民間がつくってくださったじゃないですか。参考資料の34ページになりますね。今後、こういった考え方というのもふやしていく方向なんでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長

できる限り民間参入のほうも、できていければいいかなというふうには思いますが、なかなか本市だけで、それができるわけではないんですので、今回、平成27年度に開設される、あいあい保育園、アフタースクールあいあいの「はれあかる」さんの平成27年度の運営によっては､新たな民間参入の事業所も出てくるのではないかというふうに期待はしております。

下田　寛委員

要するに旭少校区は、四つていうことになって、ここは大体何人受け入れられることになって、旭小だけになるのか、ていうところお伺いしたいんですが。

佐藤敦美生涯学習課長

今回、新たに開設される「はれあかる」でございますが、受け入れの人数としては30人を予定をされております。

国松敏昭委員長

いいですか。

佐藤敦美生涯学習課長

一応対象としては、旭小校区の児童というふうになっております。

国松敏昭委員長

質問もあるかと思いますが、昼食のために暫時休憩をいたします。

午前11時58分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後１時８分開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。

質疑を続行いたします。

下田　寛委員

また先ほどからの続きでお伺いをしたいと思います。

参考資料の12ページ、放課後児童クラブについてなんですけれど、目標の数値と利用者数の数と、あと、いわゆる待機児童というのがどのくらいいるのかっていうのは、わかりますか。

佐藤敦美生涯学習課長

まず、平成26年度、今年度につきましては、目標数値というのは定めておりません。

基本的に、対象が小学校３年生までの児童、また、長期につきましては４年生までの受け入れをしておりますけれども、基本的に、平成26年度までは、申込者の中で入所要件を満たす児童については全て受け入れを行ってきておりました。ということから、待機児童は現在のところいないという状況にあります。

ただ、平成27年度からは、基準を定めて基準に沿った運営をする必要があることから、定数、定員を設けることといたしましたので、平成27年度の申請状況、それから、定員っていうのが基本的に受け入れの見込みでございましたけれども、その状況について、平成27年度の現在の状況について御説明をいたします。

平成27年度の入会の申請者が、一斉受付を行いまして、１月21日までを第１期の締め切りといたしました。その中で、入会の実際の決定をいたしました人数が、総数が785名となっております。で、実際に申請をされた人数は、延べ人数で942名になっておりますので、現在、待機という形でお待ちいただいてる方が156名となっております。

今回、入会の決定を行います、決定者を行ったときに、実際にもともと予定をしておりました受け入れの人数よりも下回る人数で決定をしております。

理由は、実際に指導員を、必要な配置数を55人として、平成27年度は運営をする予定にし

ておりましたが、最終的に今現在で36人の指導員という数になっておりまして、その指導員の数から受け入れられる人数を逆算して、その数を上限とした入会決定を行ったところでございます。

先ほど申し上げました785人の内訳でございますが、まず通常期につきましては、615人。通常期というのは長期ではない時期、615人の受け入れになっております。

また、長期入会につきましては、730人の受け入れ数となっております。夏休み、それから春休み、冬休みを長期というふうに申し上げてますが、長期休暇中の受け入れが730人を受け入れ決定をしたところでございます。

以上です。

下田　寛委員

ま、苦しいとこなんですけれど、市としては、ここをいかに減らすかという方針で考えているということでいいんでしょうか。

園木一博教育部長

今、課長のほうから報告申し上げましたように、やはり指導員の確保ができてないと。一つは、先ほど説明しました、55名体制というのは、基本的に若葉の増設も含めて、施設に見合う分の指導員を、施設規模からいって定数を確保する前提で、指導員確保人数を考えた場合55名体制が必要だという判断で計画をつくりましたけれども、なかなか指導員の確保が、足りてないという状況にありますので、部屋としてはあるんですが、やはりしっかり子供たちを見ていただく指導員さんがいなければ、放課後児童クラブ運営自体が成り立ちませんので、ぎりぎりの運営体制で考えたときが今申し上げた定数がぎりぎりだろうと。

原則的に、これまでが３年生までを、もともとが法律上、放課後児童クラブの対象が法律改正によって６年生までという体制になりましたけれども、それまでは３年生までということで捉えておりましたので、まずもって３年生までの入所を確保しようと。

それと、旭地区については、民間施設も立ち上がっておりますので、そちらのほうでも、要はカバーをしていただくというようなことで、原則的には、最低限３年生だけは受け入れるような形をとっていきたいということで、運営しております運営協議会の、先般、理事会においても、保護者の方の理事さんも参加いただいとりますけれども、指導員の確保ができない以上は、こういう決定しかやむを得ないだろう、ということで理事会でも決定をいただいて、入所決定通知を発送したところです。

以上です。

下田　寛委員

つまりは、鳥栖市としては、今はまだ小学校３年生までという状況なってるということ。

佐藤敦美生涯学習課長

一応、募集は小学生全てを対象として募集をいたしましたが、結果的には３年生までは、少なくとも受け入れなければならないということから、一部、３年生以上、４年生以上の児童も受け入れが可能ななかよし会もございますけれども、基本的には３年生までを最低受け入れようということで決定の通知に、を決定しています。

下田　寛委員

わかりました。また今後も、もう、検討していきながら進めていくしかないと思います。よろしくお願いします。

続いてなんですけれど、主要事項説明書の35ページなんですが、これ年次計画に沿って、ずっとやっているものだと思いますが、この目的のところに、歴史、歴史学習、観光資源、市民憩いの場とあるんですけれど、観光資源というところがいまいちまだぴんと来ないんですけれど、何かお考えがあったらお伺いしたいと思うんですが。

久山高史生涯学習課文化財係長

観光資源という文言について、基本整備計画から取ったもので、その時も説明したことでございますが、例えば現在、鳥栖市においていろんなツアーで鳥栖をめぐる方が、どこに来られるかという観測で考えた場合､文化財から考えると､例えば吉野ヶ里遺跡がありますと、次に九州歴史資料館、九州国立博物館があります。また、方角を変えれば、甘木のほうの遺跡の資料館もあります。ですからここはいつも通過されるんですね。

ですから、あちこちの旅行会社の方から、お昼御飯を兼ねて、１時間とかのコースが何かつくれないかということがあるんですけども、可能な限りは私たちも対応することがございますが、ちょうどこの葛籠城を整備することによって、その間を取れるということで、いろんな業者の方とも一応認知された観光資源となるものではないかと考え、こういう言葉を上げさせていただいております。

以上です。

下田　寛委員

まだ整備されるのはずっと先のことになると思うんですけれど、以前も意見させてもらったとおり、やっぱり日本語教育なんかともぜひ絡めて、鳥栖の歴史を伝えるという点で私期待してますんで、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

成冨牧男委員

そしたら､さっきなかよし会の質問あってましたので､そのところ関連してお尋ねします。

まず、午前中の電気料の関係で、社会体育で使われてる云々という話してましたけど、な

かよし会で、空調を若葉小学校の中に、もう一つ設けるということでの空調設備ですよね。

これは電気料はどこが払うようになってるんですか。

佐藤敦美生涯学習課長

なかよし会で利用いたします図書室のほうに、今回空調設備を設置する予定にしておりますが、その際には、子メーターをつけることといたしまして、その電気料については、なかよし会の運営費の中からお支払いをすることになります。

成冨牧男委員

運営費の中から、役所のほうに入れるちゅうことでしょう。

佐藤敦美生涯学習課長

そのとおりです。

成冨牧男委員

ていうことは、さっきの体育館の問題もそういう形で解決できるということだと思います。お金を取ることに一所懸命ならなくて結構ですので。

それとですね、今、私ちょっと認識不足で、55人の指導員を考えとったけど36人しか確保できない。その理由は、どうも賃金が影響してるみたいというふうに言われたと思います。

その賃金についても、嘱託職員として995円単価で考えとるちゅうことですけども、このあいあい、これ何やったかね、何会ちゅうんでしたかね、社会福祉法人和貴福祉会、ここについてはそういう人員確保、労働条件については、どんなんなってるか調べてありますか。

佐藤敦美生涯学習課長

こちらの、あいあい、アフタースクール「はれあかる」さんについては、労働条件については存じ上げておりません。

成冨牧男委員

確保されてるんでしょうから、ぜひそこら辺も、労働条件のウエートが大きいという認識されてるようですので、それとか近隣ですね、そういうところ……、何かわかったんですか。

わかったら教えてください。

国松敏昭委員長

できますか、答弁。答弁は。

できない。はい。

ある、今の。今の質問。

佐藤敦美生涯学習課長

労働条件等については詳細わかりかねますが、現在、この30人のお子さんを受け入れるために必要な支援員、指導員を３名予定されております。

うち１名が保育士と、あと２名については臨時の職員で対応というふうに聞いているところでございます。

成冨牧男委員

そしたら、待遇面はちょっとわからんと、お金の面はですね。ぜひそこも、それから周り、近隣の市町のことも含めて調査していただいて、せっかく55人の予算を、これ確保されて、入ってるんですかね、されてるわけですから、ぜひ、待遇面が決定的な理由であれば、その近隣とのあれがありましょうけど、均衡がありましょうけど、ぜひやっていただきたいなと思います。

それとですね、同じページでいきます。

同和教育、節13．委託料です。同じページの節13．委託料。丸の上から２番目、同和教育集会所管理委託料、101万3,000円。

これ私も何回も言ってるんですが、この額は、多分前年と同額ですよね。もう一度、内訳と、そして、委託している内容について、説明していただけますか。

佐藤敦美生涯学習課長

同和教育集会所の管理委託料の内訳につきましては、まず、管理委託料36万円、これは主に夜間の使用に対しての施設の開閉並びに夜間利用者の対応ということで、36万円をお願いしております。

また、警備委託料につきまして、こちらが14万2,560円となっております。

それから清掃委託料、これは年２回の清掃となっておりますが、こちらが14万9,580円でございます。

それと、もう一つが日常清掃委託料、こちらについては日常的に施設の清掃の委託でございます。これが年間36万円となっております。

合計で、今回101万3,000円をお願いしているところです。

以上です。

国松敏昭委員長

いいですか。

成冨牧男委員

これ、ちょっと金額は少ないですけど、実際、そういう委託した内容が行われているかどうかっていうのは大事なことなんですよね。

それで、例えば、管理委託料、私これ一般質問なんかでも、それからここでも質問したんですけど、今言われたように夜間の管理委託ですね。この間の話、一般質問で尋ねたときに

は、市役所関係でやるのが十数件やったですよね。20件未満、19件やったかな。

ただ、その夜間に管理委託……。まず知りたいんですけど、その管理委託されてる方は、同和の方ですか。同和関係の方ですか。

佐藤敦美生涯学習課長

関係の方と委託契約をしております。

成冨牧男委員

それでは同和関係ちゅうことですよね、前提が。

それで、私が言いたいのは、同和関係もさることながら、実際、仕事をですよ、多分これ契約上は５時から10時までになっとったでしょう。５時から10時まで、今の契約内容は、これ換算月３万円ですよね。12で割るから。この月３万円っていうのは、例えば、１カ月ですよね、30日とか31日とか28日ありますけど、それを、極端に言うと、一日二日行っても、極端な場合ゼロであってもこの36万円ちゅうのは払うような内容になってるんですか。

佐藤敦美生涯学習課長

極端に、もし、一月利用がなくてもですね、その管理委託料は定額でのお支払いをしております。

成冨牧男委員

それではおかしいんじゃないかと思うんですね。

恐らくこの、また別の機会に出していただきたいんですけど、５時から10時までっていうのは、今までいろいろやりとりした中でも、ほとんど使われていないほうが多いんじゃないかと思うんですね。大体昼間ですよね。

それに対して、月３万円ずつやられてるっちゅうのは、金額的には３万円といえどもですね、税金ですから、これについてはぜひ今後、例えば１回幾らと。１回幾ら。

そういうもうちょっと、もうちょっと出来高みたいな感じでの方法に、せめて契約を切りかえるような検討をされるべきだということを申し上げておきます。

それから、同じところでですね、清掃委託料も基本的に同じですよね。あそこには大体、通常３人、事務員の方が１人と、指導員の方が２人、全部で３人おられるわけですから、その業務は、掃除するのが業務じゃないとわかってますけど、ほとんどそこを訪ねてくる市民はいらっしゃらないちゅうことですから、私はそういうところでは、日常の清掃業務委託料ちゅうのは、むしろカットか、大幅カットにしてもいいんじゃないかということを、合わして申し上げてます。

さらに言えば隣に同じ生涯学習課で管理してある、勤労青少年ホームというのがあるわけですから、ありますよね。そうやったでしょう。そこと一緒に例えば込みで、清掃にしても、

施設管理しても何か考えられたがいいんじゃないかなということを申し上げておきます。

これはもう回答は要りません。答弁は要りません。

それと、はい、委員長。

国松敏昭委員長

はい、どうぞ。

成冨牧男委員

ずっと同和のことでいきますと、まず、前のページ、11ページ。賃金。社会教育費、１目の７節ですね、賃金。

これ、前年度よりも、若干少なくなってますよね。これはどういうことで、何を基準に変更になったのか。

ついでに指導員も若干安くなってますんで、合わして、これ、お答えください。

佐藤敦美生涯学習課長

まず御質問の賃金の分でございますが、こちらは同和教育集会所の事務員の賃金でございます。

平成27年度から、平成26年度の予算よりも減額になっております理由は、まず月額の単価を見直しを行いました。月額の単価の根拠といたしましては、同様の施設でありますまちづくり推進センターの職員と同額の月額賃金というふうになっております。

なお、報酬につきましても、今回、月額の単価を見直しを行っております。

鳥栖市役所のほうに配置しております指導員と同額の月額の職員をお一人、それから、もう一人については、まちづくり推進センターの分館長と同額の報酬額、月額の報酬という形で見直しを行っているところでございます。

以上です。

成冨牧男委員

ちょっと確認ですけど社会教育指導員については３人おって、１人は、まず、だから、逆に言うたら２人が、今、役所に配置されてる方と同じ額に下がったわけですね、一人ね。

で、同和集会所絡みで言うと、もう１人の人は分館長と同じ額に、これも引き下げたということですね。

こういうのは、ぜひ少しアピールして、説明のときちゃんと言っていただきたかったなと思います。

続けていいですか。

国松敏昭委員長

はい、どうぞ。

成冨牧男委員

ずっとバックしてますけど、９ページ。

教科用、一番最後に備品購入費で教科用等備品購入費。

これは楽器等もここに含まれるようなことでよかったんですかね、楽器。これちごうとったかな、違う。

国松敏昭委員長

何。

成冨牧男委員

楽器。

国松敏昭委員長

ああ、楽器。

成冨牧男委員

ここじゃないですね。

国松敏昭委員長

備品に入っとるかどうかちゅうことですか。

成冨牧男委員

まずそれ含まれとったんですかねっていうことの確認ですね。

ちごうとったら全然話になりませんので。

違うなら違うでいいですよ。備品、

柴田昌範学校教育課長

私のほうで、じゃあ。

中学校の備品購入費の中に楽器購入がですね、一応３校ブラスバンド部等がありますので、各学校に20万円程度ということで、楽器購入費も含んでおります。

成冨牧男委員

各学校20万円程度ということですけど、これ何か基準があるんですかね。自分持ちの分と、それから、これは備品、修繕じゃないですよね、備品ですよね。

修繕なんかもそうでしょうけど、そういう自分持ちという部分と何かこうあるんですか。それとも、そこんとこ何か基準みたいなのがあるのかないのか。なければないと、その都度判断するでもいいですけど。

柴田昌範学校教育課長

ブラスバンドの備品、楽器については、個人持ちというよりも学校用のものを使って、あるいは、寄附あたりでいただいている分もありますので、個人で買う分については、口に当

てる部分とかですね、(「リード」と呼ぶ者あり）はい、そういった部分は自己負担して、楽器については、学校のほうで購入しているという実態です。

成冨牧男委員

わかりました。

８ページの学校給食センター費のところですね。

さっきかなり詳しく、下田委員のほうから質疑があっておりましたけども、まずお尋ねしたいのが、ランチルームのことですよね、ランチルーム。

これは、給食センターについて私がずっと質問してったときには、自校であれば毎日、実際給食をつくられてる現場は見えんでも、例えば食器を返すときとか、そういうときに、毎日接触して、感謝の気持ちを子供たちが述べることができる。そういうのはセンターでもできるのかって尋ねたときに、できますと。職員をですね、職員を、センターで調理しとる職員を同行させますのでと、そういうふうにも言われました。

それとあと一つは、今さっき申し上げたランチルームの件でいうと、子供たちを見学させますと、そのためにつくりましたということですけど、さっきのランチルームの活用方法でいうと、何となく今から活用方法を拡大、充実・拡大していきますみたいなふうにしか聞こえなかったんですよね。

実際ですよ、自校のときと比較していただきたいんですけど、自校のときにはさっき言ったように毎日、ある意味では顔を会わせると。

そしたら、センターになったときにそこを例えば訪れる児童ちゅうのは、一定限られてると思うんですね。例えば近くでいうとどこですか、比較的徒歩でいけるような、児童。そうすると、例えば弥生が丘とか田代とかですよ、若葉はどうですかね、それから、旭もですね。そういうところはどうされるんですか。

水道の時に、水道施設と一緒にとかいうさっき話ありましたけど、バス代借り上げとかに予算上がってるんですか。それとも、徒歩でずっと行くんですか。

そこんとこ教えてください。

柴田昌範学校教育課長

まず、給食の配膳、調理員さんたちとの触れ合いの時間っていう分につきましては、やはり自校のときと比べると、どうしてもつくっている場所が異なりますので、接触の機会は減っております。

一方で、ゼロになったかと申しますと、そうではなく、調理員さんが学校を訪れるという機会もつくって、触れ合いの機会をつくって、その点につきましては給食の調理員さんたちも、やっぱ子供たちと会ったことで非常によかったというふうな御感想をアンケート等にも

書いておられました。

それから、ランチルームの活用については、バスの借上料等はついておりません。

ただ、場所的に新鳥栖駅から近いというところがありますので、例えば６年生でいうと吉野ヶ里等にもＪＲを使って行ったりとかをしておりますので、新鳥栖駅からの徒歩という見学の方法もあるのかなとは思っております。

成冨牧男委員

だから、私が言いたいのはですね、コンスタントに、毎日とは言わんですけどね、全ての学校が、ひとしく、日常的にて言い過ぎやけど、コンスタントに接触するような頻度ちゅうのは確保できないんでしょう。どうなんですか、正直言って。

そのずっと回るちゅうのは、バスは要らんのですか。

国松敏昭委員長

ちょっと、何かあると。

打ち合わせあるなら休憩とろうか、え。

ちょっと答弁整理ばしてくださいよ、きちっと。

園木一博教育部長

まず、御指摘２点あると思います。

学校側での子供たちと学校給食に従事する職員の触れ合いの視点が１点と、もう１点が、給食センター建設に伴って整備しましたランチルームの活用という、大きく２点だと思います。

まず学校側での触れ合いの分については、先般の答弁等でも申し上げたとおり、配送時にですね、調理員が交代で配膳作業に同行してます。学校側のパントリーに専属の配膳員を配置してますが、実際の配膳作業の際に、給食と一緒に調理員さんが配膳作業の手伝いのためにトラック乗って行っておりますので、基本的に子供たちと給食関係者が触れ合う場所というのは､配膳または給食後に食器を返納するパントリーでのやりとりしかございませんので、そういった意味で申し上げると、学校現場での給食関係者と子供の触れ合いという部分では変わってないと。

職員が、当然、ローテで動いていますので、全員が毎日子供たちと触れ合えるということにはなりませんけれども、子供たちとの触れ合いの機会というのは、そういう形で確保させていただいてるということでございます。

もう一つ、ランチルームの件でございます。

確かに御指摘のとおり、じゃあ、バスを借り上げてランチルームを使った食育活動まで予算化ができるかというと、今年度当初予算に予算措置等はできておりません。

それで、先ほど課長のほうが申し上げましたように、学年によっては浄水場の見学等を行う授業の中で行うカリキュラムがございますので、当然隣接しておりますから、浄水場の見学時間との時間調整をいただきながら、昼食の時間を食育の時間という形で確保させていただいて、そういったメニューも今後学校側と調整しながら、検討はしていきたいと。

それと、先ほど柴田課長が申し上げましたように、新鳥栖駅が隣接しておりますので、基本的に、あそこからですと当然徒歩で移動できる範囲でございますので、当然、学校側の理解とカリキュラム等の検討も必要になりますので、今後の課題ではありますけれども、そういったものも視野に入れながら、食育の事業の拠点という形でさらに活用、充実を図ってまいりたいというふうに考えておるところです。

以上です。

成冨牧男委員

新鳥栖駅が出てきてるんです。ちょっとそこんとこが理解できんのですけど、新鳥栖駅の見学みたいなのが入っとるから、それついでに活……（「ＪＲを使って、という意味合いです」と呼ぶ者あり）ＪＲを使ったら全部の学校。

そういうのは今実際やっておられるわけですね。

柴田昌範学校教育課長

一つの例としてちょっと申し上げたんですけれども、例えば、６年生の歴史学習で吉野ヶ里歴史公園あたりに行くときは、学年でＪＲ、学割という団体等も使うと子供料金かなり安くなりますので、そういったところで、あとは徒歩でいくというふうなやり方もします。

そういった関係でいくと、食育の給食センターも徒歩で行ける範囲内にありますのでそういった利用の仕方もあるのではないかということで、今後学校には提案していきたいなというところで申し上げました。

成冨牧男委員

はい、今の理由はわかりました。

もういろいろ言いませんけど、給食のやつでいうと、学校給食センターができる過程の中で、いろいろ一般質問でも賛否、私はもう反対の立場でしたけど、ありました。

その中で学校給食、一言で言うと、今よりも、全てセンターになったらよくなると、という議員からの、自分なりに、御自分で質問されて御自分でまとめられたことがありましたけども、今の話を聞くと、確かに施設は当然ですよね、新しく建てとるからきれいになってます。

だけど、そこで――今まだ質問しません。もうきょうは質問しませんが、労働条件の問題、かなり朝早くから出勤されてるって話も聞きますし、労働条件の問題、それから先ほど申し

上げたような触れ合いの問題、それから聞き及ぶところによると、何を地産地消というのかちゅうのもありましょうが､地産地消率が下がったという話もちょっと伺っておりますので、私自身はやっぱり、センターになって、特に見えないところで、やはり自校、なぜ自校のままでなかったかなて、今でもそう思います。

給食の問題はそれぐらいにして、６ページの、額にしては大した額、大した額ちゅうか、全体の予算からするとそうないんですけど、６ページの需用費、修繕料380万円ですね。（発言する者あり）いいですか。間違いましたか。修繕料。

国松敏昭委員長

どこの話かな。６ページの……

成冨牧男委員

６ページですよ。６ページ。

国松敏昭委員長

項目は。

成冨牧男委員

ごめんなさい、10款、２項、１目、11節、需用費、いいですかね。380万円。

これは前年度は440万円ですね。これ何か、減った理由が特別あるんですか。それとも、前年実績のいわゆる見込みで、少な目にしてあるのか。

何でこういう質問するかというと、結構修繕料が少なくて、各学校は大変だとかいう話も耳にしますし、もうちょっと大きな金額かかるんでしょうけど、トイレの修繕の話とかも出てきますし、それが放置されたままでという話も聞きますしね。

この修繕料、下がってるんで、その理由をお尋ねします。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

11、需用費中の修繕料につきまして、380万円でございますけれども、これは、55万円掛けるの、おのおの、８校ですね、前年度の。ございますけども、今年度がですね、47万5,000円と、１校につき、ということで換算をさせていただいとるところでございます。

成冨牧男委員

要は一律に減額されたということですけど、これ別に、私の感覚ですと、むしろふやしてもいいぐらいじゃないかという声が現場から聞こえてくるし､多分､白水次長のところにも、そんな話も入ってきているところもあると思います。全部が入ってきてるかどうか知りませんけど。

なのに、こういうふうに減らされるということは、私は納得いきません。

これ、あの、あれでしょう、必要な修繕料が、例えばどうしても必要であれば補正という

ことも考えていただけるのでしょうか。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

今回当初予算に計上させていただいております380万円で賄えない部分とか､あと緊急に必要な修繕等につきましては、当然その都度都度で、また皆様方に御相談する場合が出てまいると考えておるところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

いいですか今の答弁。

ほかございますか。

成冨牧男委員

次は４ページですね。

10款、１項、２目、総務事務局費の賃金ですね。これが、当初予算3,462万5,000円で、前年度当初から見ると大きく減額しておりますけど、これは学校給食関係ですかね。

ちょっとそこんとこ、もう簡単にいいですから、説明してください。

国松敏昭委員長

中身の説明やろ。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

７、賃金につきましては、今回学校事務補助員及び嘱託員等の賃金といたしまして、学校事務補助員等20人、内訳を申し上げますと、事務補助員の嘱託職員が各校１名ずつで12名、それから学校用務員といたしまして８名の配置分でございます。

前年度までは、これに給食の関係の嘱託職員等が含まれておりましたが、来年度からは、含まれておらないということで御説明させていただくと。

以上でございます。

成冨牧男委員

すいません、もうちょっと。

だから、それがどこに行ったまで説明していただけますか。もう１回説明受けたかもしれませんけど。

ここか。5,700……

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

ただいま減額になりました分につきましては、８ページの中ほどの、目４．給食センター費の賃金に充当されておるものでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはございますか。

久保山博幸委員

ちょうど給食センターの食育の話が出ましたので、以前も申し上げましたけども、各学校に電子黒板が完備されるという時期もありますしですね、ぜひ、もちろんその調理人さんの現場とつなぐということもそうですが、もっと言えば生産現場ですね、食材の生産現場、そのあたりを含めて、ビデオレターみたいな形で、例えば専属のアイデアがある方が、そういう発想力のある方が、職員の業務の一部としてですね、やれば、１回１分でも１分半でもいいと思うんですよね。

週に１回なのか、２回なのか３回なのか、それはもうダイレクトに、効率的に現場と子供たちをつなぐ、今の文明の利器があるからですね、そういうところを、まずそういうこと考えられるとわざわざ足を運ばなくても、日常的にコミュニケーションがとれるのかなっていう、そういうふうに思います。

次に１ページの、保健体育使用料の市民相撲場使用料が2,000円ですよね。

これは春と夏にちびっこ相撲があってると思うんですが、それ以外にも何か使用はされてるんでしょうか。

石丸健一スポーツ振興課長

有料の使用は、今委員がおっしゃったのが主なものでございます。そのほかに、県体の強化練習に御使用をいただいたりしております。

以上です。

久保山博幸委員

相撲に関しては個人的に思い入れがありまして、こだわるところなんですが、最近は大相撲も少し人気は盛り返してきたというふうな話も聞くんですけども、先日老人クラブの何か会報で、江島町の老人会長さんが、江島の奉納相撲ですね、奉納相撲もその子供たちの数が非常に減って寂しいと、よその町の子供たちは、その行列つくって登校してる姿を見るとですね、自分たちの町に子供が少なくて、この先その奉納相撲が維持できるのかどうかって、非常に寂しい思いをされておるというふうな、そういう記事がございました。

同じような状況は基里のほうでもございます。酒井西町も、去年はなんとかやれましたけども、じゃあことしやれるのかどうかっていうところですね。

その辺のお互いの同じような問題を抱えている地区同士が、交流をしてでも、そのなんか

今後とも維持できる方法がないものかなと思うんですが、というのも、奉納相撲の一つの目的というか効果っていうのは、そういうその子供たちが、要するに裸一つでですね、取っ組み合い、取っ組み合いっていうか、今もうもちろん戦争、けんかをしたらいかんという、それはもちろんわかるんですが、この前若葉小学校に学校訪問したときも思ったんですが、その自己肯定感ていうか、が薄いなっていうのが一つと、何かその思いっきりそのこう発散できる、そういう機会が学校現場、あるいはその地域にあるのかなと。

その学校教育目標の大きな一つが、生きる力を育てるというところにあると思うんですけども、教育現場でですね、生きる力を育める状況がどういう問題があるのかですね。

で、そういう問題がだんだん、例えば、簡単に人を殺してみたかったとかいうああいうニュースが今ありますけど、事件がありますけども、そういう反面、そういうリアルな体験っていうか、の機会が少なくなってくるし、あるいはその地域のコミュニティーですね。

奉納相撲なんか行くと、じいちゃん、ばあちゃんがやっぱり自分たちの孫が相撲をとっているのをこう目を細めて見たり、熱くなって応援したりという、一つの望ましいコミュニケーション、地域コミュニティーの姿がそこにあるんですけども、そういうものを、逆にそういう時代とは逆に薄れていってしまうという、だから、学校の抱える問題とその地域の抱える問題、何かこの辺を、相撲は一つかと思うんですが、何かその辺をこう、キーワードに何か、盛り上げていくことができないのかなというふうに常々思っていますが、その生きる力を育むっていうことで、学校現場の課題っていうか、地域とこういうふうな、交流できればもうちょっとその子供たちにいろんな体験をさせられるかなとか、いろんな課題があると思うんですが、何かその辺のお話を聞かせいただければと思うんですけども。

天野昌明教育長

今非常に自己肯定感､自尊感情ということをお話をしていただきましたけども､本当に今、子供たちのいろいろなアンケートとかを見ると、非常に日本人の謙虚さていうのもあるかもわからないんですけども、職員についても非常にそういった面が非常に低いというようなことがあります。

先日、若葉小学校のほうで、自分のよさを見つけようというような授業を見せていただいたんですけども、ああいうふうな授業であるとか、それから、いろいろな地域との交流も含めてですね、今、結局いじめの問題等いろいろ起こりましたけども、鳥栖市の基本的な方針の第一に、やはり自己肯定感を上げるため、自尊感情を高めるための学級経営をしてほしいということは挙げてます。

そういった意味で職員一所懸命頑張ってますけども、その中の一つで、流れとして、やっぱり地域との交流を含めた上での、こういった感情を高めていこうということで、各学校い

ろいろなことやってます。

例えば、麓であるとか、地域との触れ合い交流会を開くとか、そういったこと、弥生が丘でもいろいろな、新しい地域との交流をやっていくわけなんですけども、なかなか、やったからすぐ結果が出るという問題でもなくて、しかし各学校はやっぱり今地域なしに学校はあり得ないちゅうところ含めて、いろんな手だてを踏んで、それを効果的にカリキュラムの中に入れながら、そういうおじいさん・おばあさんたちの触れ合いの中を通しながら、自己肯定感を高めて、高めていこうということやってますし、今後も、こういったことで、積極的にやっていくように指導していきたいというふうに思ってます。

以上です。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

久保山博幸委員

これは意見となりますけども、そういう、いまだに何とか頑張っている地域もあるわけですね。何とか残したいという思いの地域も、鳥栖市内も幾つもあると思うんですが、そういうところに、そういう取り組みを、まず一般的に知れわたってないというところが、まず一番なのかなと、まずやってるっていうところを情報発信していただけるような何か取り組みをしていただくとですね、まずは、知らせるっていう、現状知らせるっていうところが課題かなというふうに思いますので、その辺よろしくお願いいたします。

国松敏昭委員長

質疑はあると思いますが、ここで10分ほど休憩をしたいと思います。

午後２時休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後２時９分開議

国松敏昭委員長

それでは、再開いたします。

質疑を続行いたします。

柴藤泰輔委員

すいません、２点お尋ねしたいと思います。

委員会資料の10ページですね、中学校費の節19の負担金補助及び交付金の中の三神地区教科用図書共同選定委員会負担金というのがございますけど、平成27年度はこの選定委員会、中学校教科書の選定委員会があると思うんす。このほかに何か予算っていうのはあるんでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

来年度、中学校の採択になりますが、これ以外には負担金はございません。

柴藤泰輔委員

これ、多分平成27年度から委員会があると思うんです。そのときに、予算ていうのは、結局この負担金の中から賄われるっていうことですかね。

柴田昌範学校教育課長

この分から全て、出張旅費等を賄うということになっております。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

中山孝史学校教育課主幹兼教育相談係長兼指導主事

鳥栖市以外も、三神地区の各市町から負担金をいただいておりますので、それをもとにしまして、支出をしているというようなところになります。

以上です。

柴藤泰輔委員

平成27年度は鳥栖市が担当てことでよろしいんでしょうか。

中山孝史学校教育課主幹兼教育相談係長兼指導主事

はい、そのとおりです。

柴藤泰輔委員

そしたら、例えば、旅費と、各２市６、４町でしたかね、負担金が集められますけど、例えばその各会社の教科書とかはもう、国のほうから無償で、こういうのを参考にっていう形で委員会が開かれたということでよろしいでしょうか。

国松敏昭委員長

誰。

中山孝史学校教育課主幹兼教育相談係長兼指導主事

はい、そのとおりです。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

もう１点いいでしょうか。続きまして、12ページですね。

節13の委託料の中の少年少女派遣事業委託料ということで、これまた対馬への派遣と思うんですけど、この日程が、平成27年度の日程と人数、子供たちの人数、子供たちの人数と付き添いの大人の方の人数がわかれば教えてください。

国松敏昭委員長

誰。

佐藤敦美生涯学習課長

平成27年度の日程につきましては、平成27年８月８日土曜日から、10日月曜日までの２泊３日を予定しております。

また、参加予定人数でございますが、小学生、中学生合わせて30名を募集する予定です。

なお、大人ですけれども、実行委員並びにリーダー、合わせて11名を予定しているところでございます。

以上です。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

これ子供たち30人ていう、その子たちは対馬の子供たちと交流があると思うんですけど、その実行委員、委員とかリーダーが11名ということで、この方たちの、例えばその対馬の方の社会人の方とかの交流、意見交換会というのは含まれてるんでしょうか。

国松敏昭委員長

いいですか。今の。

はい、答弁。

佐藤敦美生涯学習課長

実行委員と、リーダー含めて大人とですね、現地の対馬の関係者の方との意見交換の場というのは、予定のスケジュールの中にはございません。

ただ、今回、実際に事業を構築する中で向こうでのスケジュール等、また事前研修等もあわせてですが、先日、対馬の、交流を予定しております学校の、小学校の校長先生がお見えになりまして、もっと交流の内容を深めるために、事前研修、それから事後研修等をそれぞれ活用して、当日、向こうでの研修だけではなく、もっと深めるような交流の内容にしたいというということで、今後その交流の内容についても事前に協議を進めていこうということで協議を終えております。

以上です。

柴藤泰輔委員

ありがとうございました。

そういった検討がなされてるということに安心しましたけど、せっかく子供たちの交流があるんでしたら、大人たち、特にもう、対馬の現状というのもやっぱこう鳥栖の人たちが知って、もうちょっと鳥栖からも多く対馬に行こうというような交流が持てればなあということでですね。特にやっぱり日本人の観光客をここは増やさないといけないと思いますので、以上です。

ありがとうございました。

国松敏昭委員長

質疑はございますでしょうか。

下田　寛委員

済みません。

重ねて質問をさせていただきたいんですけれど、まず、16ページですか。16になるんかな、ちょっとわかんないですけど、サガン鳥栖の支援についてというところ、18になるんすか、県プロですかね。

いつも市民の人から聞かれることなんですけれど、鳥栖市でサガン鳥栖の激励会を行わないのかという話を聞くんですが、それについての考え方を伺いたいんですけれど。

石丸健一スポーツ振興課長

鳥栖市の激励会につきましては、サガン鳥栖が市のほうを訪問されておりますので、市の公式の激励会としては、市役所を訪問していただいた際の分を、激励会という位置づけにしております。

なお、佐賀市で行われているのは、発起人が知事、それから佐賀市長、それから県の商工会議所等で組織されました、どちらかといいますと、私の激励会というふうに認識しておりまして、特にスポンサーのサガン・ドリームスから聞いた話によりますと、スポンサーさんをメーンとした激励会ということで、スポンサー様の大部分、かなりの数が佐賀市の企業が多いということで、あちらでされておるというふうに伺っております。

下田　寛委員

理由については、わかりました。

ただ、市民の感覚とすると、やっぱり激励会ってなると、鳥栖市役所やってるのは、何というでしょうね、開幕の時の壮行会というか、市民参加型ではないですよね。なんで、そういったところで市民の方々は非常に違和感を持ってらっしゃるというのが、一つ現実としてあるんじゃないかなと思います。

それで、ぜひともこれ民間で、私はやったほうがいいんじゃないかなというふうに、個人的な思いですけれど、思いますんで、何かそういった働きかけ等ができれば、さらに浸透し

ていく一つの要素になりはせんかなと思ってますんで、意見として御検討お願いできればと思います。

ちょっと一つ、もう１個、ちょっと素朴なところで質問なんですが、13ページと16ページのところに、さまざまなイベント等に対する補助金が上がってますが、これは全部、鳥栖市の条例に基づいて申請が上がったものについて、補助金が交付されているという認識でよろしいんでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長

それぞれ補助金につきましては､鳥栖市においてさまざまな伝統芸能が行われております。そういった獅子舞、浮立等についてですね、補助金を交付いたしております。

また、市の文化財の指定をしておりますそれぞれの文化財のほうの管理についても、補助金を交付しているところでございます。

下田　寛委員

あわせて、じゃあつまり、これに関しては、文化財の保護等を目的として、すいません、補助金、これ条例じゃなくて規則か何かあったと思うんですが、これに準じて書類が上がってきて、補助金を出しているというわけではないということでしょうかね。

佐藤敦美生涯学習課長

こちらにつきましては基本的に補助金の申請が上がってきて、それについて実績報告等を含めてね、請求があり、補助金を交付しているところです。（発言する者あり）

国松敏昭委員長

いや、んなら担当係長は。答弁すりゃいいやん。

違う。よか。

佐藤敦美生涯学習課長

補助金の基準につきましては、民俗芸能については各町当たり５万円、それから、有形文化財につきましては､管理等に係る経費ということで、１件につき１万5,000円としております。

今回、例年にない村田町の浮立補助金というものの下のほうに、資料のほうで言いますと獅子頭補修及び獅子舞衣装等新調補助というのがございます。22万円の補助金額となっておりますが、こちらについては、実際に浮立に使います獅子頭を補修すると、また、獅子舞の衣装等を新調されるということで、これに関して、平成27年度に補助金を交付するという内容になっております。

国松敏昭委員長

いいですか。いいですか。それで。

石橋沢預文化芸術振興課長

16ページの文化振興費の中の19、負担金補助及び交付金の中の、下から四つですね、文化連盟から、鳥栖謡隊・こども能楽隊補助金、ここまでの分につきましては、市の補助金等交付規則に基づきまして、文化芸術振興補助金交付要綱というのを設けております。

これに基づいて、この四つの団体に補助金を交付しているところでございます。

下田　寛委員

済みません、以前委員会の議論の中で、特に文化財等についての補助金の根拠をどうするのかというところを整理するべきじゃないかという話があったと思いまして、ちょっと質問をしたところでした。わかりました。

続いて、同じく16ページの委託料、文化事業委託料なんですが、今、市内の学校や地域に演奏家等の派遣などを行っていると思うんですが、これはやっぱりラ・フォル・ジュルネから始まったものだと考えていいんでしょうか。

石橋沢預文化芸術振興課長

はい、そういうことでございます。

下田　寛委員

はい、わかりました。

熱狂の夏というだけあって、非常に評価も高かったですし、いろんな意見も議会の中であった事業でありますが、こういう形で終わってしまって、終わることになって、その後、このまま終わるのはもったいないなと、これは僕の個人的な意見なんですけれど、そこでそういった形で続いているということを、今、知りました。

今後、議会でも議論があったところですけれど、いわゆる鳥栖ならではといいますか、そういった形でのラ・フォル・ジュルネにかわるようなイベントというのは、何か検討していらっしゃるのか、また可能性はあるのか、という点についてお伺いしたいんですが。

園木一博教育部長

すいません、ちょっと厳しい質問でございましたけど、ラ・フォル・ジュルネにつきましては、事業を断念した際に、そのラ・フォル・ジュルネの音楽祭の中から、経費も、そんなに突出する経費が要らなくて、効果が大きいということで、アウトリーチ事業、学校、保育園等の訪問演奏事業については継続していこうということで、平成27年度も継続しております。

また本年度から子供たちだけではなくて、まちづくり推進センターで、津軽三味線になりますけれども、訪問演奏という形でですね、新たな取り組みということで、今年度から事業も実施しておりまして、基本的にこのアウトリーチ事業については、今後も継続していきた

いと。

また、鳥栖ならではの音楽祭、ラ・フォル・ジュルネの議論の中でもさまざまな御意見を頂戴した現状もございますけれども、現段階では、具体的な音楽祭の開催の計画等は持ち合わせてないのが現状でございます。

下田　寛委員

非常に大変な事業だったと思いますけれど、こういった形でまだ生きているというのは、一つの産物だったのじゃないかなと思ってます。継続をぜひお願いしたいなと思います。

ちょっと、もう１点お伺いしたいんですけれど、これ９ページになるのかどうか。

以前学校訪問をさせていただいた際も、ちょっと御説明いただいたと思うんですけれど、通級指導教室が、今度基里中学校にできるんでしたか。その辺を整理して教えていただきたいなと思うんですけれども。

それで、新しく人件費がかかったりするのか、組み替えになっているのか。市内でどういった配置になるのかっていうところをお伺いしたいです。

柴田昌範学校教育課長

通級指導教室については、今、小学校にことばの教室として鳥栖北小学校に２学級、それから、鳥栖小学校にＬＤ・ＡＤＨ等の学びの教室というのが１学級ございます。

中学校については現在ないということで、中学生になってからも引き続きそういった指導が必要なお子さんというのがおられますので、ぜひ設置をということで、昨年度だめだったんですけども、来年度へ向けて、今年度もしっかり県のほうに要求してまいりました。

その結果が先日出たんですが､県内で二つしか新設することができなかったということで、この鳥栖地区の基里中学校申請については、却下されたというか、現実としてできることは難しくなりました。

ということで、来年度については鳥栖市内の基里中学校につくろうとしていたんですけれども、通級はできないということです。

これに伴う予算的な措置としては、教室にエアコン等の設置等は必要なんですけれども、あと人の配置あたりは全部県費職員が配属されますので、その配置が県からなされなかったということで、来年度については中学校はできないということになります。

一方で小学校につきましては、ことばの教室を北小学校に二つつくっておりましたけれども、市内に分散させたほうが保護者の通級送迎関係はスムーズにいくのではないかということと、また、北小学校にタワーマンション等も計画されておりまして、スペースの関係等で非常に北小が窮屈になっているというところもありまして、鳥栖北小のことばの教室の一つを若葉小学校へ移設するということで、若葉と鳥栖北にことばの教室、そして従来どおりま

なびの教室を鳥栖市小学校に２学級という配置で考えております。

中学校については非常に、中学校に入ってからも支援を要するお子さんがおられますので、平成28年度にぜひ設置できるように県にはしっかり要請してまいりたいと考えております。

以上です。

下田　寛委員

わかりました。

基里校区の方々が、ちょっと混乱してるというか、基里にできるものだと思ってたけれどという声が少し上がってたので、ちょっとお尋ねをさせていただきました。

天野昌明教育長

今の通級の件で一つだけちょっと。

結局、この通級の加配を、中学校のほうが、小学校にはあるんですけども、あと中学校ではないということで、やっぱり鳥栖市としてもこれだけ対象の子供たちがふえている中で、いかにしてつくるかということで、随分県のほうにもお願いしてきました。

この通級加配は、国の加配なんです。国の加配によってできるということですので、ことしは、佐賀県の中でどれぐらいついたかというと、２名の加配ということでした。

昨年も２名、国のほうの加配があったということで、結局鳥栖市のほうには来なかったということですけど、県内を見ると、中学校のこの学びの加配が４校か５学級ぐらいあります。

そういう意味で鳥栖市は非常にふえてますし、今後も、中学校における学びの加配、通級の加配について、しっかりお願いをしていきたいと思いますが、この前、県のほうの役員として入った時にお願いをしたのは、国の加配ではなくて、県の単独加配でどうにかこの通級をできないかというふうなことでお願いをしてますし、今後、非常にどこでもこの通級が欲しいという声が上がってますので、そういったことでお願いしていきたいと思っています。

以上です。

国松敏昭委員長

いいですか。

下田　寛委員

はい、よろしくお願いします。

ここの部分で、合わせてなんですけれど、特別支援学級の生活指導補助員について、また加配をしていただくということで、ぜひ私、個人的にもお願いをしたいところですが、県内というか市内の指導員の方で、常勤の方っていうのいらっしゃるんでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

常勤というのはありません。

ことしでいうと、時給874円の、子供が登校する日数約190、200日切るぐらいの日数ということで雇用しております。

下田　寛委員

はい、わかりました。ちょっとここまた、議論をさせてください。

すいません、最後に、市民体育大会についてっていうところで、18ページ。今回やり方が変わるんですよね。

その点をもう一度お伺いをしたいと思います。

石丸健一スポーツ振興課長

現行の市民体育大会につきましては、町区大会、校区の大会、それから市全体で行います大運動会の形式になっております。

これは市制50周年記念事業として平成15年から大運動会が始まっておりまして、平成24年度まで計４回、現在実施をしております。

その大運動会を行うに当たりまして、実行委員会を設立をしておりまして、その中で、参加者の人集めが難しいとか、あと、全体からいうと、参加者数が少ないので、地区役員のみになってしまっているとか、あと、そういう声が非常に、回を追うごとに多くなってきたという現実がございましたので、地区体協理事長会、それから、体育協会とも御相談しながら、どういう形が一番いいのだろうかということを模索してまいりました。

先日一定整理ができましたので、体育協会のほうには御説明をさせていただいておりますけれども、大運動会形式につきましては廃止をいたしまして、スポーツフェスタ形式、これは、いろんな種目競技を市内全域で同時に開催して、そこに参加していただくということ、これは自由参加の形式をとりたいというふうに考えております。

これは、それぞれの種目競技団体の会員数が最近減ってきておるということもありまして、そういうフェスタを一つの種目競技団体の会員集めの活動の広報活動の一つとしても御利用いただきたいというのが一つと、それから気軽に参加をしていただいてきっかけづくり、ともかくきっかけづくりをしていただきたい、こんなスポーツがあるというのを知っていただきたいということを第一に考えまして、そういう形で、今申し上げたフェスタ形式で、自由参加形式で、今後行っていきたいというふうに考えております。

平成27年度がちょうど大運動会の年でありますので、来年度からその形式で、４月に入りまして、早急に実行委員会を立ち上げさせていただいて、具体的にはその中で練っていきたいというふうに考えております。

なお、各地区につきましては、議会終了後、区長会等に御説明をしていまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

下田　寛委員

わかりました。

すいません最後、最後というか、さっきも最後と言ったんですけど、今聞いた、つい一つ前に聞いた、支援学級の指導員についてなんですけれど、一つの考え方として、ちょっと御意見お伺いしたいんですが、生活指導補助員に関しても、１人リーダーを置いて、学校の中の情報を共有するような人がいたほうがいいのではないかというようなことが、今全国の自治体の中で議論してるところがあるというふうに聞きまして、そういった点についてどう思われるかというのを一点お伺いしたいんですけれども。

柴田昌範学校教育課長

今おっしゃったのは支援員の中にじゃなくて、学校の中の職員。（発言する者あり）支援員の中で。ただ１人配置校等も、中にはありますよね、はい。

ただ複数配置校については、そういった１人ですね、核となる方を任命して、そこから連絡をスムーズにするという方法はあるかと思いますので、参考にさせていただきたいと思います。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

成冨牧男委員

まず、そしたら９ページ。資料の９ページ。

２目、学校事務管理費、賃金、特別支援学級生活指導補助員賃金のところですね。

これ今までも何回か出てますけど、要は、学校の引ける、今15時30分までですかね。この、雇用、いわゆる条件が。

多分あの、多分じゃなくて、学校の現場から出ているのは、学校現場の実態と少し合ってないと、もうできればあと１時間ぐらい欲しいと。特に介助の必要、介助の必要な子供なんかは、車いすとかでしょうね、大変だっていう話も聞きますが、これってそんなに、例えば１時間ふやしたからといって、予算的にはどうなんですか。大体簡単に出ると思いますけど。大したことありませんよね。

ぜひ、どげんかならんのかなと思いますが、もう１回だけでいいですから、答弁お願いします。

柴田昌範学校教育課長

子供がいる間ということで、３時半で帰るというところがどうかというところは、確かに課題だと思ってます。

一方で、昨年度１回検討したんですよね。１時間延ばそうかといったところを検討したときに、今働いておられる支援員の皆様が、どうも賃金がふえる関係で、そうなると非常に困ると、続けられないっていう方が非常にたくさん出てきたといったところがありまして、また一方で校長先生方からも、現行の３時半で困っていないと、あえて１時間延ばす必要はないんじゃないかという声のほうが多かったところもあります。

現場の声としては、１時間延ばしてほしいというところも十分理解しておりますが、その辺両方勘案した上で、今の制度でいいのではないかと。

ただ、どうしてもというときがですね、水曜日あたりと時間を少し調整して、学校現場で少し柔軟に対応してもらっているところであります。

課題とは十分認識をしておりますので。

成冨牧男委員

はい、１回しか言わないと言ってますので、要望ですけど、やはり今言われた柔軟に、その学校その学校で違うということであれば、柔軟に対応していただきたいし、また、尋ねたちゅうのは、広く募集する人に尋ねたわけじゃないと思うんですよ。

今来られてる方に尋ねたらそうだということでしょうから、ぜひ現場の声に柔軟に対応していただきたいということを申し上げておきます。

それから、次は、さっき出た通級指導教室、これはちょっと予算絡みで言うとどこのページか、委員長いいですか、尋ねて。

国松敏昭委員長

はい。

成冨牧男委員

その関係ですけど、前ちょっと、学校視察しましたよね。

そのときの後の協議の中で、私が、これは原則、原則じゃなくて、これは、保護者の迎えがないと行けないんじゃないですか、て言ったら、私がとった、私は、その時言われたのは何となくイメージ的には、そら当たり前たいみたいな感じに聞こえたんですけど、それでいいのかっていうことですよね。

今言われた、今でも、そういう保護者が送り迎えできる人がある中で、さらに、要望が多いちゅうことですから、まさに子供の人権とか、人権とかいう立場から言えばですね、誰でもが同じ受けられる、同じことを受ける権利があると思うんですね、そういう通級指導教室という。

そういう観点でですよ、いっちょ蹴りせんでですね、もうちょっと、そうですねえ、みたいな感じでぜひ今後研究して、検討していただきたいなというふうに思います。

これも要望でいいです。

それと、次、次行きます。

国松敏昭委員長

はい、どうぞ。

成冨牧男委員

次は、16ページ。これは文化振興費ですね。６目の、その中の委託料、13、委託料。

これ、ちょっと二つ尋ねます。丸二つですね、この。市民文化会館管理業務委託料、それと文化事業委託料、この二つについてお尋ねしますが、まず、市民文化会館管理業務等委託料、これにはいろいろ、いわゆる施設管理とか警備とか、それから舞台機構ですね、そういうの、業務委託があると思うんですが、照明とか。私が尋ねたいのは、舞台機構とか照明の委託料ですね。

これでちょっと尋ねたいのは、一つは、ここは業者選択においては、業者選定においては、どういう方法とってあるのかですね。

それと、もう一つは定住・交流センターちゅうのが一番下の、同じページの一番下のところありますけど、ここの同じく委託料、ページで言うと17ページの同じく13、委託料の一番上の丸ですね、施設管理委託料。

ここもああいう舞台とかありますので同じようにありますが、業者さんはそれぞれ違うのか、同じなのか。

もう一度言います。

お尋ねしたいのは選定方法と、業者さんは同じなのか、違うのか。それぞれ別なのかですね。そこんとこちょっとお尋ねします。

石橋沢預文化芸術振興課長

文化会館と定住・交流センターの舞台運営関係の業務につきましては、業者の選定につきましては、随意契約ということで、１社選定で行っているところです。

これは文化会館も定住・交流センターも同じでございます。

成冨牧男委員

ごめんなさい、私の質問がちょっと悪かったんですけど、随契で同じ、選定方法は同じと。業者さんは別なんですか、一緒なんですか。

石橋沢預文化芸術振興課長

業者も同じでございます。

成冨牧男委員

ちょっと前提として、今の業者が悪いとか言うつもりでお尋ねしてるわけではないんで、

そこはくれぐれもよろしくお願いしますが、この選定方法が随契であるという、これどれぐらい続いているんですかね。何年ぐらい続いてますか。

石橋沢預文化芸術振興課長

文化会館も定住・交流センターも、開館当初からこの同じ業者でございます。

国松敏昭委員長

すっと何年なっとですかね。（発言する者あり）そいけんがもう二十……、60年ちは30、二十何年。30年近くですね。

答弁いいですか。

石橋沢預文化芸術振興課長

済みません、訂正いたします。

文化会館に関しましては、当初の、開館当初の業者さんが会社が倒産したということで、平成19年の４月１日からが現在の業者さん、トス・ステージサービスさんになっております。

国松敏昭委員長

そうすっとサンメッセは。サンメッセ。

石橋沢預文化芸術振興課長

サンメッセに関しましては、サンメッセに関しましても同じでございます。

成冨牧男委員

私は端的にお尋ねしますけど、そういう舞台とか照明とかいうのは、入札もしくは、いわゆるそことだけの随契です。随意契約というのは多分そこだけとの契約でしょう。

そういう経緯、そことそういう契約をしなければならない理由ですね。教えてください。

石橋沢預文化芸術振興課長

舞台の運営に関しましては、音響、照明等、ステージを使われる利用者さんの御要望がございまして、非常にいろんな御要望に対応するために円滑に行う必要があるということで、開館当初から携わっていただいている業者さんにお願いをしているところでございます。

成冨牧男委員

今の業者さんが、なかなかいい業者さんだっちゅうのは何となく今のでわかりましたけども、だからといって、ほかの業者さんが入りたいのをシャットアウトする理由にはならないと、私は思うんですね。

ですから、もっと、なるほどっていうふうな、随契じゃないといけない、しかも、随契でもうそこ１社、そこじゃないといけないて理由。厳密に言うと、いわゆる地方自治法、そから財務規則、何に該当するというふうにしてあるんでしょう。

何号かっていうことですね。

古沢　修文化芸術振興課文化芸術振興係長

地方自治法の２号、いわゆる２号随契、競争入札に適さないということで契約をさせていただいております。

成冨牧男委員

競争入札に適しないと。競争入札に適しないっていうことであれば、それなりのやっぱり理由が必要だと思うんですよね。

例えば、警備とかですね、特に機械警備とかやった場合に、そこの何かのシステムとかがあって、なかなかそれをかえてほかの業者が入ったら、かなりの費用がかかるとか、そういうことだったらわかるんですけど、私は少なくとも舞台照明とか、そういうのは、２号随契じゃなくてもできるんじゃないかっていうのは、これは私の意見ですね、思いますので、ぜひそこらへんのところは、今後、検討していただきたいと。

そこを外せって私は言ってるわけじゃないんですよね。今やってる方を外せと言っているわけじゃありません。ぜひ他のところも入ってこれるような、ふうにすべきではないかと。今の流れからいえば、全体の行政流れからいえば、やっぱり広く開放して入ってもらうと、入札とかで入ってもらうちゅうのがいいんじゃないかと。

必ずしも入札じゃなくてもいいわけでしょうが、いろんな随契でも中身の、今のは多分もそこに、１社にずっとまたお願いしますねって、さっき言った２号随契に当たるからちゅうことできてると思いますので、随契でも別な形で、例えばプロポーザルみたいな形でもいろいろできるわけですから、ぜひそういうことで、研究していただきたいなと思います。

最後に、本当の最後になります。委員長。

国松敏昭委員長

はい、どうぞ。

成冨牧男委員

あと文化事業委託料、これは私決算の時に、平成25年度決算でかなりの赤が出てたんで、赤の補填はどういうふうにするんですか、そもそもこういう会計処理でよろしいのでしょうかっていうのを申し上げましたが、詳細なことは置いといて、平成26年度現在、どういうふうになっているのかですね。その数字的なことがわかればお尋ねします。

それから、ここに出てくる自主文化事業、先ほど説明の中にあった自主文化事業っていうのは、何に対しての自主文化事業なのか。

自主文化事業っていう言葉を説明されたと思いますけど、そこんとこを、ちょっと教えていただければと思います。

そちらで考えてある考え方で、自主文化事業の説明については構いませんのでお願いしま

す。

国松敏昭委員長

どこ、どこかな。

成冨牧男委員

ごめんなさい、今２番目、はい。

国松敏昭委員長

何ページ。

成冨牧男委員

私が質問したのは、大きく２点て言って、その２点目の文化事業委託料です。ページが16ページ。

国松敏昭委員長

文化事業の委託料の……

いいですか。

石橋沢預文化芸術振興課長

文化事業協会への委託についてでございます。

平成26年度の事業につきましては、それまでの事業よりも、できるだけリスクを少なくする形で、事業を丸ごと買い取るような、そういった事業のやり方ではなく、事業の一部を買い取る形、チケットを何枚ということで、買い取る形で、イベントを運営する業者さんとの共催という形をとってきております。

また、自主的な事業に関しましては、例えば、先ほどお話に出ておりましたアウトリーチ事業とか、あるいはセミナー、あるいは参加型の事業等については極力経費を抑えた形で、しかし、たくさんの方々にそういった機会が提供できるような形を工夫して実施をしてまいっておりますので、平成26年度の事業につきましては、まだ３月の事業全て終わってはおりませんけれども、黒字決算が見込める状態でございます。

成冨牧男委員

いろいろ、平成25年度の決算のようなこともあったので、リスクがないように、改善に努めてあるというふうに受け取りました。

ぜひ先ほどの説明での自主文化事業であれば、その割合をもっとふやしていただいて、いわゆる何て言うかな、いろいろ言葉ありましょうけど、創造、自分たちでつくり上げるような事業を、もっとふやしていただきたい。その割合を。

お願いしときます。

終わります。

国松敏昭委員長

質疑があると思いますが、暫時ここで休憩をし、３時５分から再開をしたいと思います。

よろしいでしょうか。

はい、休憩します。

午後２時53分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後３時４分開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。

質疑を続行いたします。

中村直人委員

私の後には誰もしないそうですので、簡潔にやります。

まず､皆さんのほうからいただいた資料の６ページですね｡償還金利子及び割引料ですが、小学校関係。これは都市再生機構立替金償還金ですけれども、弥生が丘小学校の建てかえの分だと思いますが、これの、これから先の、償還の年次計画をお示しをしていただきたい。

ですから、もう後で資料でいいですので、資料の提出を委員長のほうでよろしくお願いしたいと思います。

それから、次は、皆さんのほうからいただいた資料では12ページ、それから、主要施策の事項については、34ページということで、先ほどからちょっとあっておりました放課後児童健全育成事業の補助金ですが、今回、初めてですが社会福祉法人和貴福祉会への補助金が出されております。

そこで、まずは、この社会福祉法人和貴福祉会は事業所として認めるということで、今度されてると思いますので､旭小学校区内ということですが､場所はどこに建設をされるのか。

この説明は民設民営ですから、民設ですから、場所の選定が必要だと思いますので、場所がどこなのか、まずはお願いをしたいと思います。

佐藤敦美生涯学習課長

今回、新たに平成27年度から事業開始される社会福祉法人和貴福祉会あいあい保育園の隣接する、保育園があります東側の土地に新たに施設を建設し、事業開始されるということで

ございます。

もう現在、建物のほうは建設中、ほぼ、完成というふうに聞いております。

中村直人委員

じゃあ現在の保育園の横というところで、じゃあ敷地面積はどのくらいになってるでしょうか、お願いいたします。

佐藤敦美生涯学習課長

申しわけございません。敷地面積は存じ上げておりませんが、その施設の概要について御説明いたしますと、まずこの学童、要するに放課後児童健全育成事業を行いますスペース、いわゆる学童保育に使用するスペースと、それから、この施設には隣接し、隣接というか同じ敷地内で学習等を、事業として行われることになっております。

塾のような形で事業をされるというふうに聞いておりますので、そういった学習に使う諸室と合わさった施設になっておりまして、そのうち学童に使用するスペースとしては、63.05平米が床面積となっております。

以上です。

中村直人委員

じゃあ、敷地面積は63.05平米ということですので、１人平均は1.65平米以上なければいけないということですから、30人を足せば、単純にしますと49.5平米。それに今ありますから、63.05平米ということで、これは敷地面積は確保されているということですね。

それから、労働条件はわからないということでしたけれども、支援員が３名いると。そのうち１人は保育士さんであと２名は臨時でということで、２名以上おればいいということになってるわけですね。それで１人がそういった保育士さんとか、学校の先生の資格を持ったもんとか、いろんな条項がありますけれども、それには適しているということですね。

それで、ただ590万円、今回補助金をされるわけですので、保護者からの負担金は除くわけですね。ですから、この、市がつくった鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例というので、これをされてると思いますので、その中に、いろんな目的、運営の規定だとか、必ずやらなければいけないというのがされていますし、それから人件費の問題だとか何かを含めて補助の対象になる分と、それから保護者からそれでもらうと。保護者からもらえない分を除いて、この補助金額が590万円でしょうから、ですから、この補助金の該当する、大体全体の何％を補助するのか。

極論すれば、極端に言えば保護者から２分の１もらって、そんなら２分の１に相当する分を補助するのか。それとも、補助、補助対象分をもう全部まとめて、計算をして590万円になったというだけなのか。するとあとはもう自分たちの運営するところに1,000万円要るなら、

あとの410万円は保護者負担にしてもらいますよと、こう言われるのか。

そこら辺の、補助金の算定基準はどうなっているのかと、労働条件わからないということでしたけれども、今、各小学校に配置している、支援員さんっていうか、その人たちの賃金と、ここが要求されてる人件費、そういったものの差はあるかないか、同一賃金なのか。

そこら辺わかればお願いしたいと思います。

佐藤敦美生涯学習課長

まず、今回、アフタースクール「はれあかる」のほうに交付いたします補助金についての、対象事業費等についての御説明をさせていただきます。

まず、この「はれあかる」さんの年間の事業費の内訳といたしまして、利用料が290万4,000円を予定されております。また、市からの補助金といたしまして、運営費が466万9,000円。また、環境設備費の補助金といたしまして、132万1,000円を予定しているところでございます。

それから、人件費につきまして、３名の人件費として、１人当たり16万円の月額の単価をお示しされておりますので、それからいたしますと、月額16万円に対し、例えば鳥栖市の放課後児童クラブの指導員の月額といたしましては、単純に比較ができないので、なかなか申し上げるのは難しいのですが、恐らく保育士さんの嘱託職員の単価と、月額としては同じくらいではないかというふうに、単純に比較したところではそういう金額になっているのではないかというふうに考えております。

中村直人委員

そうしますと、これから多分こういったところがふえてくるんじゃないかという気がするんです。これは今、保育園ですけれども、逆に言ったら幼稚園がそうする可能性もあるわけですね。

そうした場合、やっぱ幼稚園も保育園と一緒で、こういった条項の中で照らし合わせて、今後、補助をしたりすると、こういうことになるのかどうなのか。そこら辺をお願いしたいと思います。

佐藤敦美生涯学習課長

今後、民設民営という形でこの事業を新たに始めるというところについては、今回はたまたま、保育園がこの事業を開始することになっておりますが、恐らく、想定されるのは幼稚園のほうが、この事業を開始されるところ、検討されるところが出てくるのではないかというふうに考えております。

基本的に、放課後児童クラブの稼動というか、運営時間というのが放課後の時間帯になりますので、ちょうど、幼稚園が終わる時間と、それから放課後児童クラブが始まる時間てい

うのが、ちょうど入れかわりになる時間帯ではないかというふうに考えられるから、保育園よりも幼稚園のほうが事業開始されるのではないかというふうには考えております。

この人件費等につきましても、全て運営費、運営事業費の中から利用料として保護者のほうから負担していただく利用料の分を差し引いた残りの分が補助対象の経費というふうになりますので、そういった意味からも、今後、利用料を幾らにするのか、またあるいは人件費をどうするのかというところで、それぞれの事業所で、恐らくの設定の金額が変わってくるものというふうに考えております。

以上です。

中村直人委員

多分、まだ今、幼保一元化の問題等も含めてやってるわけですので、まずそこら辺の流れは、まず、ちょっと流れがありますけれども、厚生労働省と文部科学省との、保育園と幼稚園の違いがあるからですね、今のところはもう保育園のほうが主体になってきているわけですので、まだ幼保一元化になってどうなるかわからないんですけれども、多分そういったところでの運営を、保育園だけではどうしてもできないところもありますし、こういった、預かり保育の一環みたいな感じになってますけれども、今保育園もやってますが、それも、極端に言えば保育園に妹か何かがおった場合は、小学校に行ってる子をもうそっち預けて、一緒に面倒見てもらうと、こういった可能性が結構あると思うんですよね。

ですから、そういった面の、やっぱ対策というのはそんならどちらでやるかということになると、保育園でやるのか、今度はもう一歩離れたところの留守家庭でやるのかという、この対処の仕方、これがちょっと変わってくるんじゃないかという気がするわけですよ。

今非常に民間はもう、一時保育だとか、もう臨時保育だとかいろんなことをやっていますので、そすともうそちらのほうにもう小学校の子供も５時から以降は預けるというふうなところは、結構出てきているようですから、その対処の仕方ですよね。

そこら辺をやっぱうまくやらないと、厚労省管轄と、こっちの教育委員会は文科省関係の問題なったりしますので、そういった点での、駆け引きというのはきちんとやってもらわないといけないんじゃないかという気がしますので、これは初めて、この条例も生かされてやられてきてるわけだから、やっぱせっかくだから、そういったところはもうきちんとやってもらわにゃいかんけれども、非常に防災の関係から何から物すごくここ何か見ると厳しいような状況もあるし、そこまで厳しくしないと、また、この児童に対する安心・安全ができないのかなっていう気もしますけれども、そういう点含めていい事例ができただろうと思いますので、それを参考にしながら、今後いろんなことに生かしていただきたいと、こう要望して終わります。

国松敏昭委員長

ほかは、ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

国松敏昭委員長

以上で、教育委員会教育部関係の議案に対する質疑を終わりました。

次に、請願第１号　鳥栖市における少人数学級の拡充を求める請願を議題とする前に、入ります前に、請願の審査の順序について御説明をいたします。（発言する者あり）

はい。関係、関係、関係あります。

まず紹介議員である成富委員、（発言する者あり）ちょっとその前に、ちょっと休憩をとって、進め方について、ちょっとここで、皆さんにお諮りいたしますので。

あの、関係のある職員残っていただいて。

ちょっと議員の方、進め方について協議をしますので、そのまま、待っていただけますか。

〔説明員一部退席〕

そしたら、すんません。

ちょっと休憩をとりまして、進め方について、お諮りをいたします。

午後３時18分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後３時24分開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

請願第１号　鳥栖市における少人数学級の拡充を求める請願

国松敏昭委員長

次に、請願第１号　鳥栖市における少人数学級の拡充を求める請願を議題といたします。

早速でございますが、お諮りいたします。

請願第１号については、本会議での趣旨説明は済んでおりますが、審査の必要から、紹介議員の説明を改めてお聞きしたいと思います。いいでしょうか、これでね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、紹介議員からの説明を聞くことに決しました。

当総務文教常任会には、紹介議員である成冨牧男議員が所属されております。

それでは、紹介議員の趣旨説明を求めます。

成冨牧男委員（紹介議員）

それでは、請願の趣旨説明を紹介議員である成冨でございます、説明をさせていただきます。

請願の趣旨については､あらましこの請願書の中に基本的なところは網羅されております。

この請願者は、教師、それから、保護者その他、もちろん、この代表の方は元教師ですけども、そういう方々で構成されている教育を考える会というところが主体になって署名を集められております。

まず、この請願の趣旨の中で、ちょっと事前に教育委員会のほうにもお尋ねして、数字的に誤解を招くといいますか、そういうところちょっと説明をしておきます。

まず３段目の段落のところに、鳥栖市ではというところがありますが、鳥栖市では人口増加に伴い云々、36人以上の児童生徒のクラスがから先の数字的なやつですね。これは、請願者によると2014年５月１日現在の数字だということでした。

それで、現在はですね、現在じゃなくて、今2015年の３月２日にちょっと聞き取りしまして、来年度の見込みということでお聞きしたところでは、中学校で５学級が35を超えていると。それから小学校で８つですね、合わせて13学級。

だから、言い換えれば新たに13学級、35人以下にするためには設けなければならないという、今のところそういう状況だそうですというところを、ちょっとこの中では言っております。

それと、請願の趣旨がですね――違うとっところはどうぞ遠慮なく後から、補足して、補足なり、訂正していただいて結構です。

あとですね、請願の趣旨、項目のところをごらんください。

今までずっと長らくやって、大体、やってこられたのは、いわゆる国に対する意見書だっ

たんですね。国庫補助の負担金をふやしてくださいと、少人数学級のいわゆる、教員の定数改善計画ですか、そういうのの意見書が上がってました。

今回はそうではなくて、この文章の下から３行目ですね、下から３行目の後ろ、一番後ろのところか、「国が少人数学級を拡大するまでの間、鳥栖市独自の施策として、少人数学級を拡大することが保護者、教育職員から求められています」いうことで、請願項目が、「鳥栖市の予算で、小学校・中学校の少人数学級を拡充してください」という趣旨ですね。

これが、端的に市、市の予算でちゅうところがみそでございます。

それで、ちょっとおさらいになりますが、簡単に少し、簡単にち言いながら時間とりますが、この少人数学級、いわゆる今で言うところの35人学級が、どういうふうにして国の施策として設けられ、進められようとしていたかっていうところからちょっとお話をさせていただきたいと思います。

35人学級は、2011年の３月の国会で、自民党も含む全会一致で法律に盛り込まれたものです。小学校１年を35人学級にすることにして、附則で小学校２年以降も順次改定を検討、実施すると定めていたものであります。

ところが、安倍政権になって、2013年、14年度ととまってしまいました。

そして2015年度の予算編成では、財政制度等審議会というところから小学校１年ももとの40人学級に戻せとか、教員をもっと減らせという議論が起き、政府内で起きまして、文部科学省も35人学級推進の概算要求すら見送るという異常事態に陥っていました。

現時点では、小学校１年は確保できる見込みだというふうに言われています。

ここら辺からはもう皆さんも御存じなので、釈迦に説法になりますけども、あえて言わせていただきますと、今学校では、手厚いケアが必要な子供がふえ、学級崩壊や立ち歩き、トラブルの増加など、さまざまな教育困難が広がっています。中教審初等中等教育部会提言、2010年の提言では、40人という学級規模では学級経営が困難となっていると述べています。

また、下村文科大臣は、２月23日の国会答弁で、学校を取り巻く環境が複雑になる中、教員が子供の指導に専念できる環境が重要だ。40人学級に戻せという財務省の主張は、文科省の考えや教員など現場、保護者の声に相入れないと答えています。

少人数学級になれば､勉強を丁寧に見ることができ､子供の発言や発表の機会もふえます。みんなで話し合いながら、認識を深めていくなどの学習のあり方も変わります。この間のこれ、友達タイムちゅうのはこういうやつですか。違うんですか。私たちも、この間視察で、みずからの目で確認したばかりです。その友達タイムのこと、相談して話してたことを言っています。いじめ防止につながることは言うまでもありません。

学力テスト日本一の秋田県では、早くから少人数学級が小学校４学年、中学校２学年で実

施されております。

世界に目を向ければ、欧米では、１学級30人以下が当たり前、韓国でも35人学級編制を目標としています。まさに少人数学級は世界の流れでもあります。

こうした状況があるからこそ、ちょっと今資料で配付させていただきました、これですけども、少人数学級については、日本ＰＴＡ全国協議会、全国レベルの校長会や教頭会、教育委員会の協議会、さまざまな教職員組合、ふだんは、言うなら労使ちゅう関係でいろいろやっている団体がこぞって、もうこぞってですね、いわゆる23団体が求める、文字どおりの国民的な要求になっております。全国知事会も中長期的な教職員定数改善計画の早期策定を求めております。

１人の教員が教える子供の数が減れば、より丁寧に教えられることは、誰が考えてもわかることです。少人数学級が国民のきわめて切実な教育要求であり、世界の流れであるということについては、もう議論の余地はなくなってきているのではないでしょうか。

この十数年､全国各地で子供のことを考えたら､もう国が動き出すの待っていられないと、自治体独自の少人数学級が広がってきました。今回の請願も、その流れの中にあります。

先ほど申し上げましたように、教育委員会からの資料によれば、本市における来年度36人以上のクラスは、小中合わせて13クラスとなる見込みであり、35人にするためには、その13名の教師が必要になると言われています。人件費だけで幾らかかるのか、大卒採用で13名分4,240万円です。

教室は、来年度だけとってみれば、まだ間に合っているというお答えでした。鳥栖市はここ最近では、一般会計でいいますと、７億円から８億円を超える黒字決算となっています。財源には余裕があり、その気になれば、鳥栖市単独でも、少人数学級の拡充は実現できると考えます。

また、少子化傾向は、やはりこの鳥栖市もやがて、かかって来ます。そうなれば、そのままぐんぐん右肩上がりということでも、ないはずです。

市長が本当に子供たちに日本一の教育をと言うなら、少人数学級の推進にこそお金をつけるべきだと考えます。

最後に、この要望書、資料の要望書の最後のところの１ですね。

教育投資は、私の好きな言葉です、教育投資は未来の日本への先行投資であると、国の最重要課題であることから、右に掲げる諸方策の実現に当たっては、教育以外の分野の財源から投資を行うべきであり､既存の教育予算の削減やつけかえ等により行うべきではないこと。これは市に置きかえても、そのまま当てはまるのではないでしょうか。

国が少人数学級を拡大するまでの間――安倍首相も何て言いましたかね、この間。35人学

級の実現に努力していきたいという国会答弁をしております――そんなに長くかかるとは思いません。その間だけでも鳥栖市の予算で小学校中学校の少人数学級を拡充してください。

皆さんの賛同を求め説明を終わります。

以上です。

国松敏昭委員長

はい、ただいま紹介議員の趣旨説明が終わりました。

それではただいまの説明に対し、質疑のある方の挙手の上、御発言をお願いしたいと思います。

あ、ちょっと待ってその他。（発言する者あり）ああ、訂正がある。

柴田昌範学校教育課長

ちょっと今の御説明の中で、８と５で13というところ言われたと思うんですが、それは35人学級にするために必要な教員数ですので、学級数はもっと多くなりますね。ちょっとばっと数えたところ、小学校25、中学校は29かなというふうに思いましたので、この書いてあるところからいえば、昨年のはこれでいいのではないかなと思います。

国松敏昭委員長

いいですか。

それでは、ただいまの説明に対する質疑ある方は挙手の上、御発言をお願いいたします。

下田　寛委員

まずこの請願の趣旨、趣旨については、おおむね私自身は、総論的には賛成です。

それで、細かいところをちょっと聞きたいんですけれど、これ要するに鳥栖市で予算をつけて、その請願者の思いとしては、教室を増築するなどを検討してでも、この35人学級を実現、実現をするべきであるという趣旨になるんでしょうか。

成冨牧男委員（紹介議員）

はい、そういうふうに捉えられていいと思います。

そうです。

国松敏昭委員長

独自でね。

成冨牧男委員（紹介議員）

それから補足しますと、先ほどもちょっと言いましたけど、でこぼこがあると思いますが、補足していただいて、後から、逆に向こうに尋ねていただいてもいいですけど、施設も当然、必要になってきますので、だけど必要ならない場合も、例えば来年は必要ないということですから、それ、結論的には、今、質問に対しての答えをしたとおりです。

人も、場合によっては施設もとなりますね。

国松敏昭委員長

いいですか。

ほかはございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

ない。はい。

ほかには質疑はないようですので……、はい。

中村直人委員

ちょっと、趣旨説明者じゃなくして、教育委員会のほうに聞きたいんですけれども……

国松敏昭委員長

今からそれをやろうと思います。執行部。今から聞こうと思ってます。（発言する者あり）

一応、議員の中での進め方として、はい。

はい、請願の中で。（発言する者あり）

中村直人委員

それで、もしですね、わかればいいんですけども、ここ何年がいいのかな、学校別の学級編制の数ですね、学校別に。それからこの学級の児童数、ここ１年生の１学級には何人おったとか、学校別に。その推移がちょっとわかれば教えてほしいというのが一つです。その資料があればその資料を求めたいと思いますが。

それから、今後予想される、平成27年度はもうわかってるでしょうから、今後予想できる児童数、学校別に。こういうのがわかればですね、ちょっとそこら辺の資料があれば、お願いをしたいというのが１点です。

それによってわかると思いますので。

国松敏昭委員長

ちょっと待って。（発言する者あり）

もうそれは入っとるけん、中身に。

じゃあ私から、執行部の皆さんにちゅうことで、皆さんからということで、今、中村委員からお話しあった内容についての御答弁いただきます、か。できますか、それ。時間が必要。（発言する者あり）状況わからん。

今の平成27年度その以後、について。あると思うばってんね。

答弁。答弁できますか。

園木一博教育部長

資料的にはですね、過去の推移から来年度の学級編制の見込みまでについては、各学校ご

と、集計したものがあります。それでよろしければ、資料として、御提示は可能かと思います。

ただ、その後のですね、今後の話になりますと、どうしてもやはり不安定要素が多過ぎまして、一概に、そのように動く、弥生が丘小の事例等でも、何回も増築させてもらったような経緯もありますので。

あと、タワーマンションの建設とかいろんな事業要因が絡んでおりますので、とりあえず来年度の学級編制計画までは、過去、平成21年からの推移をグラフ等で整理したものは、資料として準備はできると思いますので、それでよろしければ。

国松敏昭委員長

それしかできん。

中村直人委員

それで結構ですし、国勢調査がありますから、その中で、人口推移は若干が学校別には分かれておりますので、またその統計が出てから、今後の推計はしていただきたいと思いますので、それで結構です。

国松敏昭委員長

じゃ、よろしいですかね、それは、後ほど。

今、中村委員から執行部に対する質問があります。

ほかに、皆さんから、執行部に出席いただいておりますが、執行部に対する、現状、問題点、あるいは見解なりを求める質疑ある方は、挙手をして発言をお願いします。

成冨牧男委員

すいません、しつこいようですけど、そのさっきのやつはないということですけど、例えば、学校の建設計画とかですよ、するときは、そういうあらまし的な、そういうやつもないん……

園木一博教育部長

一応試算はしております。内部資料としては当然、確保しておりますけれども、この数値自体が根拠等、明確な根拠として、資料的に議会のほうに正式にお出しできるような資料であるかとなると、ちょっと、不安定要素が大きいのかなという懸念があったんで、そういうふうな発言をさせてもらったもんです。

今後の学校の建設計画等策定する上では、内部資料としては、当然積算数字として積み上げてはおりますけれども、あくまで推計数値になってきますので、それを正式に議会の資料としてお出しして、するのがいかがなもんかという、ちょっと懸念がございましたので、そういう発言をさせてもらったということです。

成冨牧男委員

紹介者として、申し上げればですね、やはり皆さんも来年度しかわからんとに、どげんなるっちゃろかて、賛成しかねますよね。

賛成までいかないと思うんですよ､こういう要望をやったら今､下田委員確認したような。

何かどげんかなりませんかね、委員長。

園木一博教育部長

あくまで教育委員会の試みの試算をした数値として見通しを立てた場合という前提で御理解いただければ、資料としての御準備は可能かと思いますけれども、それでよろしければそういう対応をとらせていただきたいと思います。

成冨牧男委員

委員長、ぜひ今の、教育部長の申し出を受けていただきたいと思います。

そうしないと皆さんも判断材料が全くないところじゃ、全くじゃないけど、来年度だけじゃ。

国松敏昭委員長

ただいま委員、各委員から今お話しあったようにね、内部資料的な試算のそいは、提示でくるんでしょうか委員会に。

そしたら委員長のほうからそれを、出していただきたいことを要望いたします。(「不確定要素やけんね、これが前提になったらいかんけんが、それを堂々とこげんなっとるて言われたらいかん」と呼ぶ者あり)(「それは言わんごつせなね」と呼ぶ者あり)はい。

今、議員からも、委員からも今、はい、お話しありますように、あくまでも試算的に、不確定要素があるという前提で皆様の手元に資料お配りしますので、その辺はそれを形にね、今後どうのこうのということはないように、その辺十分、御理解の上、御了解していただきたいと思います。

柴田昌範学校教育課長

この趣旨の中でちょっと１カ所だけになるところがあってですね、吉野ヶ里町については町の嘱託職員の配置等で少人数学級が拡大されていますというところが､読み方によっては、少人数学級拡大のために吉野ヶ里町が町で嘱託職員雇っているようなふうに見えるんですが、吉野ヶ里町に確かめたところ、目的はそうでなくて学力向上で、教員資格を持った人を月17日間雇って、結果的にその方に授業は持たせられますので、学級数がふえたところもあるというふうなことでしたので、これがニュアンスが若干違うのかなというところはあります。

ちょっと補足ですけれども。

国松敏昭委員長

ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

いいですね。はい。

じゃ、ほかにないようですので、執行部に対する質疑は終わります。

いいでしょうかね。（発言する者あり）何かあると。その前に。

下田　寛委員

そもそも論として、もう今さらっていうところあるんですけれど、少人数学級のほうがいいんだよっていうのを示す資料っていうの、何かありますか。

国松敏昭委員長

資料。説得材料。今の質問に、何か回答はできますのでしょうか。難しいね。根拠は。（発言する者あり）

そりゃ、55人とか60人ぐらいおった、ほんなこと。（発言する者あり）そりゃ、町が小さかったけんたい。

ばってん、それば言うたけん……、はい。（「一つだけ、ちょっと一言だけ、よございますでしょうか」と呼ぶ者あり）

国松敏昭委員長

はい、教育長、どうぞ。

天野昌明教育長

少人数学級の拡充ということで、請願あるわけなんですけど、端的に、私はその、例えば、この前若葉小の５年生を見ていただいたと思うんですけども、５年生は今81名ということでですね、１学級今27ぐらいなんですよ。これが来年は転出があったということで79なるんですね。となるとですね、１クラスが39と40ぐらいなりますね。

そういうレベルのところは、確かにもう１人、学級がふえるかふえないかというのは、とても大きいと思うんですね。しかし、５とか４とかいうところのレベルはそんなにまで数は減らないんですね。

もちろん１学級のところもそうなんですけど、だから、少ないほうが絶対いいっていう、ことなのかもわからないんですけども、この前の授業の、３年生の授業見ていただいたと思うんですけども、あれはもう日ごろの学級経営がうまくできて、すばらしい授業も成り立ってたというふうに思ってますが、あれは、どこがっていうと、あれが例えば40人であったにしても、20人、二十五、六人、三十人ぐらいであったにしても、やっぱりそれは何を言うかというですね、職員の資質なんですよ、これは。指導力なんですね。

私もいろいろ今まで、昔は四十何人もおった時もあれば、三十人ぐらい持った時、数から

いうと物すごく楽だ、楽になるので、それがいいようなんですけども、やっぱり少ないから絶対ですね、少なくなったから、うまくいくかということでもないんですね。

だから、非常にこういう請願ということに対して、数からいうと、いったらそうなんですけど、私が今までいろいろ見て来た中で、やっぱりもう、職員の資質を向上して、きめ細やかな指導ができるような職員を育てるというふうなことが、非常に私は、非常に大事な気がしてます。

しかし、確かにその数が少なくなると、それだけの対応できるちゅうのはあると思うんですが、ただ、一つ言えるのは、鳥栖市の場合はこれだけ人数がふえているので県内でもですね、たくさんの加配をいただいているんですよ。主幹教諭にしても、それから指導教員にしても、それから、問題行動における加配でも、全部で小中合わせたら40名近く、加配をいただくということで、その加配がどうなってるかっていうと、職員担任の負担を減らして、複眼でみんなを見ていくちゅうことになってますので､そういった面では､非常に県のほうの、非常にそういう加配いただいて指導できてるっていう部分もあるということを御理解いただきたいというふうに思ってます。

ちょっとすいません。以上です。(「質問していいですか」と呼ぶ者あり)

国松敏昭委員長

はい、成冨委員。

成冨牧男委員

だけど､ここにも書いてあるようにですね､今､さっき言われた､何教員ちゅうですかね､もうちょっとレベルの上がってほしい教員が。

そういう教員のためにも、ある意味ではそのベースとなる教育環境を整えるということはやっぱり、多分、それはそればっかりしてもらう、そこはどげんですかね。

その必要なのは必要でいいんでしょう。ただそれだけじゃようならんですよっていう意味でいいんですか。

天野昌明教育長

はい、そのとおり。

その数からいってですね、確かに数が、子供の数が減ればそれだけ目が行き届くというのは、確かだと思います。

ただ、少なくなったからうまくいってるかっていう問題ではないんだと、そこをですね、やっぱり、しっかりこう、してもらわないと、非常に誤解も出てくるんじゃないかなっていう気がしてます。

以上です。

下田　寛委員

すいません、さっきそういった証明するような資料があったらといったところもなんですけれど、が、今までの経緯も私なりに把握しているつもりで、少人数がいいであろうというような認識は持ってます。

ただ、それを証明するものというの何かないのかなっていうところでちょっとお尋ねをしたところで、決して否定的に聞いているわけではないというところだけは御理解いただきたいと思います。

国松敏昭委員長

ほかはよろしいでしょうか。（発言する者あり）

佐々木英利学校教育課参事兼課長補佐兼学校教育センター長

失礼します。

先ほどの成果報告については、現在、中学校のほうが、少人数もしくはＴＴの選択になっておりまして、中学校については現在ＴＴのほうを選択をしておりますので少人数ではありませんが、その報告書もあります。

それから、小学校２年生、１年生については、成果報告を毎年度学校のほうより、出してもらうようにしておりますので、その資料についてはございますので、準備したいと思います。

以上です。

国松敏昭委員長

後ほど資料という形で出し、委員会に提出をしていただくわけですね。はい、了解しました。それでよろしいでしょうか。

ほかはよろしいでしょうかね。

〔発言する者なし〕

はい。じゃ、ほかにないようですので、執行部に対する質疑を終わります。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

国松敏昭委員長

ちょっとここで、10分ほど、４時５分から再開をしたいと思います。陳情が残っておりますので。

ちょっと休憩を、とらしていただきます。休憩をします。

午後３時54分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後４時３分開議

国松敏昭委員長

じゃあ、再開をします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

陳情第１号　要望書（旭小学校トイレ改修について）

国松敏昭委員長

最後の項目でございますが、陳情でございます。

次に、陳情第１号　要望書（旭小学校トイレ改修について）を議題といたします。

この際、教育委員会より陳情書に関して、現状の御説明を受けたいと思います。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

私のほうから旭小学校トイレ改修工事の要望書につきまして、現状の説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、要望書の内容に出てきます教室棟の１階から３階までの悪臭ということと、それから管理棟のトイレのまだ悪臭があるということ、それから最後に洋式化が、環境改善を強い要望があっているという３点でございます。

まず１点目でございますけれども、旭小学校の児童がおります教室棟の１階から３階までのトイレ、特に男子トイレ改修につきましてでございますけれども、今年、当初予算に工事費を計上させていただいておりまして、これに基づきまして、、昨年の平成26年の７月18日に契約をいたしまして、１階、２階のトイレを改修いたしております。予定予算額250万円に対しまして、１階、２階の施工費で235万4,400円要しております。

やむなく、臭気がきついとおっしゃられておりました１階、２階を先に手がけをさせていただいておるところでございます。

また、残ります３階につきましては、その他の大規模工事などを発注を控えておりました関係から、もし入札残等で賄えるようであればということで、事務局内で検討させていただ

きまして、小学校費の工事費の入札残におきまして、平成27年１月27日に随意契約によりまして、３階の男子トイレの改修をさせていただいておる次第でございます。それぞれフラッシュバルブを設置いたしました男子トイレということで、施工を終わっております。

現在、１月27日に発注しましたものにつきましては、３月11日までの工期となっておりますけれども、既に２月の末日には終了いたしておりますので、学校サイドとお話をさせていただきまして、利用をもう既にいただいてるような状況でございます。

それから、残ります管理棟の改修でございますけれども、若干この内容とは違ってくるところがございますが、管理棟の１階につきましては、フラッシュバルブが設置をされております。ですので、学校の関係者の聞き取り等も既に昨年から行っておるところでございますけれども､このような臭気の実態は余り聞こえてこないといったようなところでございます。

さらに、この陳情書が出されました後に、旭小学校の関係者に聞き取りをしておりますけれども、同様な状態であるということで、お話をいただいております。

それと、２階、３階の管理棟でございますけれども、尿石がたまり黒カビや悪臭が発生するといったような御要望でございますけれども、年に１回尿石の除去の施術を行っておりまして、１階に比べて非常に利用の頻度も低いということで、この文面にあらわれておるような、悪臭が漂って、近くによれないといったような状況は、今のところの実態として把握をいたしておらない状況でございます。

また、トイレの改修の要望といたしまして洋式化がございますけれども、この洋式化につきましては大便器の改修になりますので、それぞれ小便器と違い、かなり工事の事業料もかさんでまいりますので、これにつきましては、大規模改造等の折にそれぞれの要望、それから傾向等に従いまして、施工をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、状況の説明を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

はい、今の御説明に対して、何か御質問等がございましたら。

久保山日出男委員

今白水次長の話によりますと、じゃあもう、しなくてもいいっていうことなのかな。

多少よくなったから、においが。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

しなくてもいいと判断されるかどうかはちょっと別といたしまして、これにあります要望に載っております普通教室棟の１階から３階まではもう既に施工が終わっておるといったような状況でございます。

それから管理棟の１階から３階までのうち、１階につきましては同様にフラッシュバルブ

が設置をされておりますので、問題になります２階と３階部分につきましても尿石の除去等で対応をさせていただいておりますので、学校関係者、この旭小学校のトイレの当初予算を編成するに当たりましては、昨年、一昨年の聞き取り調査によるものでございますので、その段階、それから今年度の聞き取り調査、またさらには、この要望書が出されました後での関係者の聞き取りと、３度にわたって行っておりますけれども、管理棟の２階、３階におきます臭気については、この文面にあらわれているほどのものではないといったようなことで、現場から状況があっております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

よろしいですね。

久保山日出男委員

はい、わかりました。

国松敏昭委員長

まだ、ありますか。まだ、質問いいですか。

久保山日出男委員

これ１月の８日でしょう。これ。そして入札残で見込みで、終わったちゅうことは、これはある程度解消されたのかな。

はい、わかりました。

国松敏昭委員長

いいですか。答弁はいらんですね、はい。

中村直人委員

これとは直接じゃないですけれども、旭小学校のグラウンドの裏にある外トイレ、いつかの時点で、オーバーフローして逆流してきている、物すごいオーバーフローして全然使えない状況になったんですが、誰かあのして、そこを掘って、やってたというような気もしますけれども、あの修理は終わりましたか。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

現場より市役所の当直を通じて私に直接連絡がございましたので、ここにおります原係長を通じまして、業者を委託いたしまして、施工は終わっております。

原因といたしましては、ため升あたりにですね、大量に砂が詰まっておったということでございましたので、その除去をいたしまして、現在は、通常の使用が可能となっております。

以上でございます。

中村直人委員

今回要望書が出て、その整理ができたということですけれども、要望書が出ないとしないということじゃないと思いますけれども、それぞれの学校からいろんな要望があってると思うんですね、各学校から。

ですからそ、れを整理をして、やっぱりどこが優先的にやるのかというふうなところは、教育委員会できちんと整理していただきたいと思いますので、特別にまた要望出さないかんという、これは余り、僕は好ましい問題じゃないと思いますので、それぞれ教育委員会、学校教育課では、それぞれの学校からの要望というのは把握されてると思いますので、その順序立てをきちんとやっていただければいいんじゃないかと思いますので、そこら辺の見解を求めたいと思います。

園木一博教育部長

学校施設の安全管理含めまして、当然、秋口、当初予算編成前に各学校校長、事務長、それと施設関係の教育総務、備品関係でいくと学校教育課、時間を割り振りながら全ての学校のヒアリングを行っております。

私どもとしては、そのヒアリングの中から事業の緊急性、それから優先度等を検討しながら、予算要求に反映するような形で進めてきておりますので、今後もですけれども、やはり保護者も含めまして、学校長並び事務関係でいくと事務員さん、事務長さん、おられますので、そこら辺と連携をとっていただいて、学校の中でまず、何が優先的に改修、要望等が必要なのかという整理をいただいた部分を、教育委員会のほうに、上げていただくやり方でということで、もう２年ほど前からそういうルールの形で運営をしてきておりますので、まだなかなかそこが浸透してないのかという気はいたしますけれども、今後そういう形で、一元的に情報を私ども収集させていただきたいなというふうに考えております。

国松敏昭委員長

ほかはよろしいでしょうか。

成冨牧男委員

今のに関連して。

そういうシステムつくられるのはいいんですけどね、よく、私は学校給食の時も言ってましたけど、何か学校には、市役所は財政的に大変げなちゅう神話が、何か学校の中には結構あるごたっとですよね、学校現場の先生方とか校長先生の話聞くと。

だからそのさっき言われた、なるべく学校の中で優先順位とかをきちっと、それはもうそれで大事なことですけど、もう言うたっちゃ同じことやけんちゅうてはなから、こう自己規制ちゅうか、自主規制してしまうことがないように配慮していただく。基本的にもうこれはと思ったら出せというスタンスですよね。

はい、以上です。

国松敏昭委員長

はい、要望ですね、はい。

ほかはございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

はい。そしたら、以上で陳情については終わります。

ՖՖՖՖՖՖՖՖՖՖՖՖՖՖՖՖՖՖՖՖ

国松敏昭委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務文教常任委員会を散会いたします。

午後４時14分散会

平　成　27　年　3　月　10　日　（火）

1　出席委員氏名

委員長	国松　敏昭	委員	中村　直人
副委員長	下田　寛	〃	久保山　博幸
委員	成冨　牧男	〃	柴藤　泰輔
〃	久保山　日出男		

2　欠席委員氏名

なし

3　委員会条例第19条による説明員氏名

総務部長	野田　寿	教育長	天野　昌明
総務部次長	松雪　努	教育部長	園木　一博
総務課長	古賀　達也	教育部次長	白水　隆弘
総務課長補佐	古澤　哲也	教育総務課総務係長	原　祥雄
情報管理課長	青木　博美	学校教育課長	柴田　昌範
情報管理課情報化推進係長	佐藤　正己	学校教育課参事	佐々木　英利
財政課長	小柳　秀和	生涯学習課長	佐藤　敦美
契約管財課長	三橋　和之	文化芸術振興課長	石橋　沢預
		スポーツ振興課長	石丸　健一
会計管理者兼出納室長	権藤　博文	議会事務局長	江﨑　嗣宜
監査委員事務局長	中山　泰宏		

4　議会事務局職員氏名

議事係長　江下　剛

5　審査日程

自由討議

議案審査

議案乙第１号　　平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）

議案乙第９号　　平成27年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第２号　　鳥栖市行政手続条例の一部を改正する条例

議案甲第３号　　鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第４号　　鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第10号　　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

〔総括、採決〕

請　　願

請　願第１号　　鳥栖市における少人数学級の拡充を求める請願

〔総括、採決〕

報　　告（教育委員会事務局学校教育課）

鳥栖市内中学校で発生したいじめ問題の概要及び訴訟内容等について

〔報告、質疑〕

6　傍聴者

な　　し

7　その他

な　　し

午前10時開議

国松敏昭委員長

これより、本日の総務常任委員会を開会いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

自由討議

国松敏昭委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

それから今、申し遅れましたが、手元に、きのう、それから各、総務と文教委員会のときの資料提供を受けた分の資料でございます。お手元に配っておりますので、よろしくお願いします。

今回付託されました議案を含めて、議員間で協議したいということございましたら発言をお願いしたいと思います。

〔発言する者なし〕

で、そうですね……、請願の取り扱い等々のあれが、御意見がございましたら。

きのう教育委員、教育のほうで、委員会で、皆さんの御意見、また、趣旨説明を提案者のほうから出していただきまして、進めてまいりましたが、何かその辺で御意見ございましたら、御発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

どんなふうでしょうかね、その請願の中身について、皆さんからの御意見がまたありましたら。発言を出してと。

今手元に資料も、それはきのう提示依頼をした資料も手元にありますので。

何か、いいですか。

〔発言する者なし〕

ちょっと休憩をしましょうかね。休憩をさせていただきます。

午前10時２分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前10時22分開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

国松敏昭委員長

昨日の請願の審査の中で、資料提供を求めておりました。

各委員のほうから、その中身について御説明をいただきたいと、執行部に求めていきたいと思いますので、まず資料の中身について、概要について、御説明お願いしたいと思います。

担当は。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

では、資料２種類ございますので、それぞれに説明をさせていただきます。

まず教育総務課分、横長の資料でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料の説明に先立ちまして、一番表に記しておりますとおり、昨年の４月１日現在における、０歳から14歳までの人口登録者ですね、鳥栖市での住民登録者の数のみを拾って、データ化したものでございますので、自然増であったり、その他の要因で変化が、この中には盛り込まれておりませんので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは１ページめくっていただきまして、各学校ごとの、資料の説明となります。

まずは鳥栖小学校でございますが、左上、ちょっと小さくて見にくうございますが、左上につきましては、来年度の見込みを出すために資料作成したものでございます。

平成27年度で、鳥栖小学校につきましては26学級に、25学級から26学級にふえるんじゃないかという今のところ推移の見込みをさせていただいておるものでございます。

それで、これを、その下でございますけども、40人学級に当てはめますと、学級数といたしましては、来年が18、将来にわたって大体18学級ぐらいの推移であるというふうに、私どもとしては、今のところ考えておるところでございます。

しかしながら、鳥栖小それから北小につきましては、駅前のマンション等の影響が恐らく出てくるものが、ある程度あろうと考えております。

それから、鳥栖小につきましては西町郵便局の裏の大規模開発の影響も相当受けるものと考えておりますので、この18学級がどのようにふえていくかというのは、今後の推移を見守

らざるを得ないと考えておるところでございます。

それを、40人学級の場合を35人学級に若干見直しましたものが、右手のグラフということになります。

平成26年現在が、23学級にふえるということでございます。来年度が22学級、大体22学級程度で推移するんではなかろうかという予測でございます。

同じような見方で、それぞれ鳥栖小、その次のページが鳥栖北小学校でございますが、鳥栖北小学校につきましては、だんだんだんとこう減っていくようなグラフになっておりますが、来年度見込みは、30学級が28学級に減るんではなかろうかという見込みをいたしております。実数、現在のところでございます。

その下の、それを40人学級の見込みで、平成32年までのデータとして読み込みますと、大体23学級、22学級、そのあたりで推移をするんではなかろうかと考えてるところでございます。

これを同じく35人学級と、見直しました場合は、平成27年度で22学級から26学級にふえるんではないだろうかという予測でございます。

この北小につきましても、駅前の現在建設中のマンション、それから建設計画中のものがもう１件ございますけれども、そのあたりの推移を見守っていく必要があると考えてるところでございます。

続きまして、３ページ目は田代小学校でございますけども、来年度、平成27年度の現在の見込みといたしましては、16学級のままで推移をするものと考えております。

これにつきまして田代小学校、平成32年までの実人員で、登録人数で計算しますと、40人学級ということで見直しますと、大体12学級になっております。これを35人学級の場合に見直しましても12学級で、余り変わりはないものと考えております。

最初に申し遅れましたけれども、これは実人数で考えておりますので、特別支援教室の学級数はこれには含まれてございませんので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

同じく、４ページが、弥生が丘小学校の場合になりますが、弥生が丘小学校、現在は32学級から来年度33学級にふえる見込みという見込みを立てております。

弥生が丘につきましては、まだ今後これよりも、人口の増が見込まれるというふうな状況にございます。今のところ、このデータでいきますと平成28年程度、平成29年程度、そのあたりが一番多いんではなかろうかというふうな見込みでございます。

この現在の学級数の見込みを見てみますと、40人学級の場合で、平成29年あたりが28学級までふえるんではないだろうかという予測でございます。

これを35人学級に試算し直しましたところであらわしますと、28学級のところが32学級ま

でふえるんではないだろうかという予測でございます。

同じく若葉小学校でございますが、若葉につきましては平成27年度見込みが本年度と変わらずという見込みを立てております。

その下のグラフで見まして、平成32年度までの学級数の推移を見てみますと、大体13学級から12学級の前後で推移をするんではなかろうかというところでございます。

これを35人学級で見てみますと、15学級か16学級のあたりで推移するものと、考えておるところございます。

同じくその下、６ページが基里小学校になりますが、基里小学校につきましても、児童数につきましては、若干の増加の見込みを見込んでおりますけれども、学級数といたしましては大体14学級程度で、推移をするんではなかろうかと考えているところでございます。

これを40人学級の場合、その下のグラフで見てみますと、14学級が12学級といった形になろうかと考えております。

35人学級で試算をし直しますと、大体12学級から15学級程度まで増加をするものと、現在のところ見込んでおるところでございます。

同じく、麓小学校でございますが、平成27年度見込みは１学級、今のところ少なくなるんではないだろうかという見込みをしておるところでございます。

これは40人学級の場合で見てみますと、平成27年度は19学級から、その後大体18学級程度で推移をするものと考えております。

同じく35人というふうに試算し直しました場合は、来年度が19から20学級、１学級ふえると、大体１学級程度ずつふえるではないだろうかという、推移の試算でございます。

旭小学校にまいります。

８ページでございますが、旭小学校は、将来、人口増がまたここも見込めるというところでございますけれども、現在のところ29学級ございます。来年度も、今のところでいけば29学級で見込んでおるところでございます。

これを40人学級というふうな形で試算をしますと、来年度が24学級、大体24学級から減っていくんではないだろうかという試算でございます。

同じく35人学級に見直しますと、24学級が25学級、26学級と、１学級から２学級程度、40人学級の場合よりは、ふえるんではないかという試算でございます。

続いて中学校でございますけれども、９ページ、鳥栖中学校の場合でございますが、来年度は今年度よりも１学級ふえるのではないだろうかと、実数的に見込んでおるところでございます。

鳥栖中学校に入学してくる生徒数につきましては､実数の推計値で､若干でございますが、

今のところ減ってくるものと見込んでおります。

40人学級で学級数を考えました場合は、来年度は同じく22学級でございますが、それぞれ、年を経るごとに１学級ずつ減ってくるものと考えているところでございます。

これを35人学級に試算をし直しました場合は、平成27年度で見比べますと22学級が25学級に３学級ほどふえるという試算でございます。それぞれ、各年、40人学級の場合よりはふえてくるものと考えております。

鳥栖中学校につきましては、先ほど御紹介いたしました西町郵便局の裏の大規模開発、それから、鳥栖駅前のマンション開発の影響を今後受けてくるものと考えておりますので、この減少ラインがどのようになってくるかは、今後の推移を注意深く見守らなければならないと考えているところでございます。

続いて田代中学校でございますが、現在20学級が既に来年度22学級にふえます。これは大規模改造も現在途中でございますが、２学級増は見込んだところで改造工事に取り組んでおるところでございます。

生徒数の見込みでございますが、弥生が丘小学校の増加部分、それから、田代小学校、若葉小学校、その２校につきましても微増をしておりますので、減ってくるという見込みにはなってございません。

したがいまして、40人学級として換算した場合も、来年度は20学級ですが、22学級、それから平成32年には23学級といったような形で、常に増加傾向にあるといったような推計でございます。

これを35人に試算をし直した場合は、平成27年度が20学級というところ23学級、同じくそれぞれにふえていくといったような試算でございます。

基里中学校、11ページでございますけれども、グラフをごらんになってわかりますように、基里中学校も生徒数は少のうございますが、増加傾向にございますので、来年度は１学級ふえる見込みをしております。

それぞれ学級数を40人と見た場合、来年度は６学級、大体６学級程度で推移するんではないだろうかと。

35人に試算し直した場合も大体それで吸収できるんではないだろうかと、今のところ試算をしているところでございます。

最後に鳥栖西中学校でございますけども、鳥栖西中学校も、旭小学校の増加の影響を受ける部分がかなり出てまいると考えておるところでございます。学級数の増減につきましては、ほぼ変わらない推移を見込んでおるところでございます。

来年度、40人学級に換算し直しました場合は、19学級にふえるんではないだろうかという

試算でございます。

同じく35人学級で見た場合は、それぞれ２学級から３学級程度、現在よりもふえる試算で推移をするものと考えております。

それから最後のページでございますけども、全体、小学校児童数と教室数、それから、児童数の見込み、同じく中学校をあらわしたものでございますので、全体として御参照いただければと考えているところでございます。

それぞれに全体を合わせますと、小学校、中学校とも増加傾向にあるというところは変わらないものと考えておるところでございます。大体平成30年から32年程度までは、それぞれ増加傾向にあるものと考えざるを得ないと思っておるところでございます。

以上、駆け足ではございましたけども、教育総務課分のグラフにつきましての御説明を終わらせていただきます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして学校教育課から、資料の説明をさせていただきます。

私のほうからは、別紙でお配りしております、この１枚ものの、平成27年度児童生徒数及び学級数推定という分について、御説明いたします。

まず、小学校１年生につきましては、国のほうで少人数学級となっておりますので、35人学級ということになります。

２年生については、県のほうが少人数または、少人数ＴＴ、選択できるということで、２年生までは、県のほうで定数加配があるということです。

中学校につきましても、中１は県のほうで少人数またはＴＴ選択ということで、例えば、鳥栖中学校と西中学校は35を超えておりますけれども、市内の中学校はＴＴを選択している関係で、教員の定数は１ふえますけれども、少人数学級も実現できるという状況になっております。

例えば弥生が丘小学校の１年生ですと、平均が今29.8となっていますけれども、40人学級でいくと１クラスの定員が三十七､八人ということになっておりますが､これは国のほうで、５クラスにできるという状況になっております。

したがいまして、小学校でいきますと３年生以上、中学校でいきますと２年生以上が対象となり、１学級当たりの人数が35人を超えるところが、赤い印でつけているところ、小学校でいくと、８学級ですね、８学級。それから中学校でいくと５学級。要するに、13人をふやせば全て35人学級になるということで、きのう成冨議員さんからもありましたように、県費職員の給料でいくと約4,240万円ほどがかかるというふうな試算になっております。

以上簡単ですけれども、私のほうがこの１枚ものの御説明をさせていただきました。

もう一方の、学校教育課の資料については佐々木参事から説明いたします。

佐々木英利学校教育課参事兼課長補佐兼学校給食センター長

失礼します。

先日御質問いただいた部分で、資料のほうを作成をいたしました。縦横で若干ちょっと形が違うんですが、御了承ください。

まず１ページのほうですが、これについては、平成17年の文部科学省の調査、少人数指導と少人数学級の評価ということで、ホームページのほうに掲載されている資料です。

上のほうが少人数指導､少人数指導というのは､例えば一つの学級を習熟度別であったり、子供の学力の実態に応じて二つに分けて行ったりっていうのを少人数指導といいます。

下のほうが今回、御指摘の少人数学級のほうについての評価になっております。

ほぼ、少人数指導も少人数学級のほうも、評価としては学習面、それから生活面、指導方法面について、学力が向上した、もしくは、不登校やいじめ等がなくなったというようなところでの評価が、文科省のほうの評価の中では、少人数指導、少人数学級ともに評価は高くなっているというところです。

それから、２ページ目のほうからは、大阪府のほうの少人数学級編制に、係る研究報告書がありましたので、それを掲載しております。

大阪府のほうでは、国のほうが、先ほど課長のほうから言いましたように、１年生については35人学級で教員の配置をしておりますが、２年生について学級編制を35人で行うということで進められております。

３ページ目のほうごらんください。

経過としては、平成19年度から１年生、２年生の35人学級を編制をしまして平成22年度までの経過で見てきていると。

効果としては、４ページ目のほう、まず１つ目の効果が、欠席者数の減少ということ、それから、２つ目として保護者の肯定的な評価、３つ目に教師のほうの指導、児童の様子についての変化ということで述べられています。４つ目に、基礎基本の到達ということで、６ページのほうに挙げられています。

総括して７ページ目のほうに、平成23年度に見られる効果と考察ということで、まず１つ目の、先ほど言いました、欠席者数の減少、それから、保護者の評価が上がっているという肯定的評価をいただいたということ、それから３つ目に、生活面での不登校、欠席、いじめ等の減少等の効果があったというようなこと。それから４つ目に、個別指導等が行いやすいということで、基礎基本の定着率が上がったというようなところが挙げられておりました。

ただ、その下のほうに､「少人数学級編制で行っただけで、子どもたちや学校の課題がただ

ちに改善されるものではなく、少人数学級編制を生かした教師の指導の工夫、学校の取組みが伴ったときに､大きな効果が期待できる」というようなところがつけ加えられております。

８ページ目のほうは、山形のほうの資料を挙げております。

山形のほうでは、平成14年度から、１年生から３年生で実施が始まって、平成22年度に中学校２年生まで実施、平成23年度、これでは、予定となっております。現在であると、もう実施しているということだというふうに捉えておりますが、１学年34人、33人以下ということでの学級編制を進められているということです。

９ページのほうに同様に成果として挙げられているところは､学力の向上､不登校の減少、欠席率の低下というところで挙げられております。

10ページのほう、すいません、方向は変わりますが、10ページのほうについては、先日お話した指導法改善実施報告書､毎年各学校から上げられているものについて挙げております。

実はこれは、少人数学級というよりは、少人数、先ほどの少人数指導というところでの報告書になっていますということで、一学級を二つに分けたり、あるいは、二学級を３人で教えたりという指導の報告書として、挙げられているものです。

学校の評価としては、少人数指導のほうでは、一人一人のつまずきや思考がよくわかり、児童に合った個別指導がよくできるというような少人数指導の成果、効果というところが挙げられております。

それから11ページのほうでは、保護者のほうの声としても、個人の指導力に合わせた指導をすることができるということで、個に応じた指導がしやすくなるというところが、少人数指導のよさとして挙げられているところです。

低学年､市内では低学年､先ほど課長のほうからもありましたように､今年度については、鳥栖北小のほうで、２年生が少人数学級を選択をしております。

それ以外については、弥生が丘小学校では、先ほどの選択をＴＴという選択をとっております。

その理由としては、弥生が丘小学校の学級数をふやすよりは、同じ人数、学級数をふやすよりも、その１人の人を自由に動ける、先ほどのＴＴでどの学級にも入るというような体制をとったほうがやりやすいというようなところでＴＴという選択をしております。

北小については、少人数学級のほうを選択しておりまして、少人数の成果というのは、２年生の、全体の生活指導であったり、学習指導であったりというような報告書は上げられておりますが、今回は、少人数学級の成果というような内容ではありませんでしたので、これについては、資料としては提示しておりません。

それから補足ですが、先ほどの１枚の別紙のほうに挙げられております、鳥栖中学校、田

代中学校、西中学校については、35人以上40人になりますので、少人数で、あるいはＴＴの選択をすることができます。

ただ、少人数をした場合に、各教科担任が動くことがどうしても多くなると。それよりは、１人、学級数を同じそのままにしておいて、１人教員、加配のある分を充実した指導、ＴＴ等の指導をしたほうが効果的であるということで、来年度についても中学校は、ＴＴを選択するようになってます。

それから、もう一つ理由として挙げられたのが、例えば、鳥栖中学校２年生で、そこに１学級当たりの人数を、269人、７学級としておりますが、そうすると38.4という数字になるかと思います。これを35人学級と考えて、もう１学級ふやした場合に、33.6という数字になりますが、こうなったときに、ほかの学年でもそうなんですが、１学級ふえたところで、38人と33人で５人しか変わらないというようなことになります。

それであれば、ＴＴを選択して、教員が１人入ってＴＴとの充実した指導を行ったほうが効果的であるというような判断を中学校のほうではされているというような状況です。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

国松敏昭委員長

ただいまそれぞれ資料に対する、説明というか、それいただきましたけど、何か皆様から、皆様の中から御意見、御質問がございましたら。

久保山日出男委員

40人から35人学級となった場合、増になりますね。そうした場合、教室、普通教室、要するに授業教室といいますかね、障害者のじゃなくて、普通の教室では、何％ぐらい、足りるんですかね。足りないところは、起こり得ますか。

というのは、財政厳しいという、教育に厳しいていうのはいいけど、建設に厳しくて、おろそかになって逆にまた次の年は少なくなったとか、波のある変動じゃいかんからちょっとお尋ねしたいんですが、各小学校あるいは中学校においては、大体何人ずつぐらいの教室が余分にあるとか、そういう、わかりやすい表がありますか。

もう表じゃなくてもいいですよ。何教室くらい、口頭でもいいですが。

園木一博教育部長

先ほど資料の御説明を差し上げてる分で、40人と35人の資料提供しております。

まずもって前提が、あくまでこれは、平成26年４月の人口推計の０歳から14歳までの人口が、経年で、各校区ごとにどうやって動くかだけの数値ではじいておりますので、特別支援学級も含まれてませんし、社会動態、要は転入等による増減等も加味してません。

そういう意味で、これ自体がそのまま実数になるとは私どもも判断しておりませんけど、

資料として提供させてもらってるのは、仮に、全てが35人学級になったときに普通学級がどれほど必要になるのかという、必要な試算をする上での資料として作成をいたしております。

それを念頭に考えまして、現実的に人口の動きでおわかりいただけると思いますけれども、田代中学校が非常に厳しい状況にあるということから、まずは、来年度から大規模改修の事業に入りまして、当然、ここでは、教室の不足が生じるということで、増築も事業の中に盛り込んだところの大規模改修事業で考えております。

もう１点が鳥栖中学校校区ですけれども、タワーマンション、それから民間開発等の開発要因がまだまだ読めないところがございます。

タワーマンション等については一定、こちらのほうで推計をしておりますけれども、それについては現行の教室の配置状況でいくと、ぎりぎりどうにか、おさまりがつくのかなと。ただ、これが35人学級編制というような方針に変われば、いよいよ教室が不足する可能性っていうのは出てまいりますので、そうした場合に、鳥栖中学校区内にどういった形で教室配置をしていくのか、増築も視野に入れたというような形になってまいりますので、可能性としてはそこが大きいのと、もう１点、弥生が丘小学校が２度の増築を行ってまして、敷地内増築がもう限界にきてる状況です。今の推計の中では、現行体制の中では、教室数の不足が生じないということで、整理ができておりますけども、35人学級、それから、特に、近年、非常に多いのが特別支援学級の増加っていうのが、急激な増加を見ている状況がございますので、そこら辺の要因を、見据えるとですね、将来的に学校施設、近隣の駐車場用地とかございますけども、そういったものも視野入れながら、特別教室を出す、そういったことも検討する必要があるだろうということです。

県内では、唯一鳥栖市だけの悩み事なのかもしれませんけれども、教室というのは非常に私ども常に動向注視しながら、現状を認識しながら、検討しているような状況です

国松敏昭委員長

よろしいですか。

久保山日出男委員

じゃあ、とりあえず、近年においてはあんまり、さほど影響までは見てないということですね。

はい、わかりました。

国松敏昭委員長

ほかは、ございますでしょうか。

よろしいですか。

中村直人委員

ちょっと資料の、確認の中で、したいんですが、この児童数の関係のほうの資料の１ページに、ちょっと、鳥栖小学校でちょっとお尋ねしますが、上のですね、児童数及び学級数の推移で、平成27年２月から平成27年見込みがありますね。ここで663でしょう。

そすと右のほうの児童数の見込み、平成27年４月１日では642とか、この人口の、生徒数の関係がちょっと違ったりしているのは、どういう関係が、この左と右の関係でですね、どうなってんのかというの。

先ほどの柴田課長からの説明の中の資料も、若干この生徒数が違うような気がするんですが、普通の児童数が631で、知的障害とか入れたら665とかになったりしておりますので、この推移をちょっと教えていただきたいと思います。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

ちょっと､若干冒頭の説明に不足がございましたので､追加の説明をさせていただきます。

１ページずつ、資料を４つに区割りしておりますけども、左上は現況でございますので、この数字につきましては、特別支援学級の子供たち、それから区域外の子供たちが加わっております。

その他のグラフの資料につきましては、住民登録によります割り振りでございますので、区域外などは是正をされておりません。

まちまちで、割り振ったところの学校に人数として落としていっているといったものでございますので、それと冒頭申しましたように、特別支援学級の子供たちはこれに含まれておりませんので、若干の、数の差異が出てまいっているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員

今のは、１ページですると上段の右側が現況、左が現況。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

上段左側が現況です。

中村直人委員

現況が左。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

残りの三つは、先ほど申しました住民登録によります推計です。

中村直人委員

そうすると、柴田課長が言った最後のほうの、赤、言われた600幾ら、665になりますね。

国松敏昭委員長

665。

中村直人委員

見込みは２人違う、だけか。

柴田昌範学校教育課長

私が１枚で説明した分は、３月10日現在の、もう日々動いている数字の分でありまして、来年度、教員の定数配置とかで使っている分で、教育総務課がつくってるのが２月27日、住民登録からしますと、例えば、神辺町とかが若葉と田代とか、松原とか、桜町とか、そういったところで非常に微妙なところがありますので、正確な数字ではちょっと教育総務課の部分はですね、あくまで、今ある範囲でやっている分でございます。

国松敏昭委員長

こちらは実数たいね。（発言する者あり）

柴田昌範学校教育課長

先ほどの弥生が丘が、今27学級で今来年の教室配置が学校から出てきているんですけれども、それでいくと、あと余ってる、教室にできる教室、部屋が、会議室、児童会室と多目的室と、一応学校の中で使っているなかよし会ということで、教室に転用できるのが４つしかない状況ですね。

もうどうしてもということであれば、また図工室あたりを教室に転換するということで、32学級とかなってくると、もうちょっと、今の校舎では、非常に耐えがたい感じがしております。

国松敏昭委員長

難しいね。現況、住民登録。

よろしいですか。

久保山日出男委員

単純なことですけど、例えば、学校独自性持って少し変えるわけいかんわけ。

教育委員会内の定数は定数。教室、学級数を、35人学級、40人学級ちゅうのは、あくまで教育委員会内の決定数でいくわけですか。

いや、誤差が何人かで、一部屋ふやさんとかなるじゃないですか。その辺は、何か対応されてますか。

佐々木英利学校教育課参事兼課長補佐兼学校給食センター長

失礼します。

学級編制に関しては弾力的な運用をということで国のほう、県のほうからも言われておりまして、例えば、全て１年生から５年生まで、４クラスと、６年生が３クラスとなった場合に、学校の運用の仕方として、４クラスにしたほうが縦割りのクラスをつくれると。単純な

話でいくと、運動会に四つのグループをつくってそれをできると。

それから、日ごろの生活指導とかでも縦割りの掃除であったり、そういったものもやりやすいというようなときには、学校の運用として、先ほど３学級を４学級に運用するというやり方はありますので、昨年度も旭小学校のほうでそういった運用の仕方はしておりました。

久保山日出男委員

要するに独自性を持ってされてるっていうことですね。

はい、わかりました。

成冨牧男委員

さっきの中村直人議員と全く同じ質問しようと思ったんですけど、今わかりましたが、ちょっとその確認ですけど、要は、上、四つあって上二つの右側の、例えばですよ、具体的に言ったがいいと、平成27年４月１日の642人ちゅうと、あ、ごめんなさい、鳥栖のやつでいきます。642ってありますよね、642人。

これで、それぞれ下の40人学級の場合、35人学級の場合に、こういうふうになるということでよろしゅうございますかね。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

現在の御意見を頂戴したとおりでございます。あくまでも左側の上が現在数でございます。

その他三つにつきましては、住民登録によります住民数から推計したものでございますので、実数、実際の校区の割合であったり、それから校区間のやりとりであったり、そういったものはここには加味されておりませんので、そのあたりは御了承いただきたいと思います。

園木一博教育部長

わかりやすく申し上げるとですね、その鳥栖小学校の642人のところで見ていただけるとおわかりいただけると思いますけど、１年生が102になってます。

平成28年度はこの人たちが２年生になるということで、102ということで、斜めに全部上がっていくだけで、次の年齢階層の方が１年生に入ってくるという推計だけで表に落としたという状況になっているということ、御理解いただけたらと思います。

成冨牧男委員

よくわかりました。

問題はです、ちょっと、少し外れるちゅうか、要はですよ、この追加資料を提出するに当たって、一定の条件がありますということなんですが、どういう質問すればいいかな、いろいろやっぱ教育施策を進める上でですよ、子供たちの生徒数がどうなるかっていうのは、非常に必要な一番の基礎、基礎資料だと思うんですよね。どうなんですか、この資料で大体いく、いかれるんですか。これはもう、これはいや、これだ、このための資料よとか、その都

度と。

本来からいうと、共通の児童生徒の推移、減ったりふえたり、その推移があって、全ての教育施策にそれを、それでもって施策を考えるっていうふうになれば一番いいと思うんですよね。

今どうなんですかね。

園木一博教育部長

この児童生徒数の推移のつかまえ方っていうのは非常に難しくて、例えばその、人口推計等でいきますと一般的に使われてます方法等による、当然自然動態と社会動態も明確に捉えて、鳥栖市規模であれば国勢調査人口についても、そういった方法で推計されておりますけれども、校区になってきますと、地域特性が非常にばらつきがございまして、極端に言えば町単位での社会動態的なものという捉え方っていうのが非常に困難である。

例えば、田代小学校校区内にある町区の動向というのも、要は、加藤田町はどうなんだ、じゃあ田代本町はどうなんだと、人口の推移含めて該当する児童生徒の人の動きがどうなんだという特性を、全て分析してないと、ある程度、予想できるような推計数字というのは捉えることが困難であるということで、今回、資料として御提示させてもらっている、単純に人口の年齢構成による推計というのが一応、これを、ベースデータという捉え方で位置づけてます。

これに特殊要因として、その校区における過去の児童生徒数の増加率、例えば、１年生から２年生になる、普通社会動態を動かない場合は、先ほど数字言いましたように102人が、１年生の102人が同じ数だけ２年生になりますけれども、過去、そこの学校の特性として、例えば伸び率が一定あるよねというような部分をどこまで見るかというところで、一定上限的なもの、それと、動かないで、逆に減るとかいうのも含めて、下限的なものを含めて、学級数はある程度、ここからこれぐらいの範囲で推移する可能性が強いだろうというふうなところを、資料的に解析をしながら、必要学級数が、例えば35人学級数になると、例えば今の学校施設の中で、特別教室等会議室等も調整しても、おさまりがつくのかつかないのかというのを、教育総務の中で常日ごろ検討しているような状況ですし、今回の駅前の開発、タワーマンション的なものが出てきますと、じゃ、北小、それこそ北小、鳥栖中大丈夫なのかというようなことになりますので、そこら辺の解析もやっていくような形を随時、やりながら、検討してるというのが実情です。

成冨牧男委員

はい、わかりました。ベースデータにはなるということでいいんですね。

要は、何を言いたいかちゅうと、なるべくひとり歩きしたら困るみたいな趣旨のこと言わ

れましたけど、一方で、私たちが何かこう、よりどころに、やっぱりせんといかんですよね。私たちなりに考えるときに。

そのデータとして、ベースデータにはなるということで、そういう、前こういう条件のもとにつくられた数字で、数字によればみたいな感じで、使うことはいいですよね、きちっとそういうのうたえば。

園木一博教育部長

すいません、追加資料の冒頭に掲載させていただくような内容です。

あくまで、０歳から14歳までの平成26年４月１日現在の人口構成、地区の人口構成で単純に、割ったらこうなりますというだけの、資料でしかありませんと。

これには、本来ですと社会動態等も含めた、それと、開発要因等を踏まえたところの推計が必要ですけど、これについてはやはり推計が非常に難しい部分がありますので、そういう意味で、資料提供させていただいているということで、前提を御理解いただければよろしいかと。

成冨牧男委員

ありがとうございました。

国松敏昭委員長

いいですか。

中村直人委員

１点だけ確認しますが、中学校だけで言いますとね、現況としては、平成27年度は2,078人ぐらいになるわけですよね。住所登録は、住民登録からすると2,420人なるわけですね。

ということは、340人ぐらいの開きがあるという人たちは、まず、香楠中学、東明館、弘学館、佐賀学園の成穎中、それから致遠館、そういったところに行ってると、こう想定していいわけですか。

柴田昌範学校教育課長

今、御指摘のとおり、１年ごとに100人以上の子供たちが、私立、国立、中には特別支援学校とかですね、行っていらっしゃるお子さんもおられますので、引いた数字が、そういったところに流れているということで、いいと思います。

中村直人委員

そうしますと、各、340ですから大体110人ぐらいずつですね、学年ごとに。

そうしますと、これからまだふえるか、向こうの定数もよるし、そのときの受験の状態にもよるでしょうから、若干違いが出てくるかもしれないけれども、これだけ少子化だから、ずっとこう子供、生徒を取ろうという私立の学校は結構ふえると思うんですよね。そういっ

たところ、中高一貫みたいな感じでやろうということ。

そうしますと今小中一貫をやられてるわけだから、そことの影響ですね、バランス、そういったものが今後、ちょっとこの数字から見ても、若干、100人ずつはもう、別な中学校に行っていると、こういうことになってきますので、それを抑えるために小中一貫の、やられてると僕は想定するんですけれども、そこら辺の考え方、ちょっとお示しを、将来のためにお示しを願いたいと思います。

天野昌明教育長

小中一貫を始める、平成22年度から始めたんですけども、その中の一つの課題といいますか、それにやはり中学校の子供たちが、県立中学に逃げると、はっきり言ってですね。今言われたように私立と合わせて100名超す子供たちが行くということでやって、小中一貫をやってまいりました。

その中に今度は教科日本語ということで、特色のある、魅力のある学校づくりということやってきましたけども、数からいったときは、この５年ぐらいの推移を見ると、なかなか減らないんですね。

やっぱり、どうしても県立中学校に、しかし実数は少しずつは減ってます、数は減ってるんですけど、やっぱり全体合わせると、そのときは、例えば県立が少なかったときは私立が多かったりとか、大体今のところ、大体800名ぐらいの、700、これでいくと１学年がですね、約800前後今いるんですけど、その中で約100名程度行くということで、これからも教科日本語を通しながら小中一貫ということで、特に基里中なんかはちょっとことしは３名ぐらいしか香楠は行かないんですよ。昨年も少なかった。

ということで、少しずつそういった魅力のある中学校ということでわかっていただいている部分もあると思うんですけども、大きくこのことでぐっと減っていったとか、そういうなのはなかなか見えてこないというのは、あるのは現状です。

国松敏昭委員長

よろしいですかね。ほかは。

〔発言する者なし〕

以上で、資料を通しての請願の説明を通して、皆さんからいろいろ御意見いただきまして、それで自由討議としてさせていただきます。

はい、はいどうぞ。

中村直人委員

きのうちょっと、予算で聞けばよかったんですけれども、この県の補助金として、何ですか、被災幼児児童生徒就園就学支援補助金というのが、県の補助金としてあるわけですね。

今、対象者は鳥栖の中で何人おられるか、ちょっとその数だけお願いしたいと。

国松敏昭委員長

あの、東日本だと思います。震災……

中村直人委員

国の補助で30万円ぐらい、小中学校で50万円ぐらいついていたと思いますが、あわせて、鳥栖に対象者が何人おられるのか、ちょっとその数だけ。

今わからなければ後でも結構ですので。

国松敏昭委員長

何ページかな。

中村直人委員

県の補助金でついていたと思います。

国松敏昭委員長

予算の、予算の中の話。

中村直人委員

歳入の中にあったんかな。

国松敏昭委員長

県の補助。２ページ。歳出の小学校、県支出金の中の。

中村直人委員

小中学校でついてるでしょう。

国松敏昭委員長

２ページ、資料で、委員会資料。２ページ。

中村直人委員

小学校が31万円、中学校が11万5,000円ついてますが、昨年よりか中学がちょっとふえてます、倍ぐらいなってますので。ちょっときのう聞き損なって。（発言する者あり）

国松敏昭委員長

今の、よかですかね。答弁を後ほどでもいいから。（発言する者あり）

よろしいですね。はい。

以上で自由討議、またはその中での請願議論を終わりたいと思います。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

国松敏昭委員長

それでは、総括入る前に、暫時休憩をいたします。

午前11時14分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時28分開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

国松敏昭委員長

総括に入ります前に、審査の中で資料提出を求めていた分がありますので、資料について執行部の説明を求めます。

青木博美情報管理課長

情報管理課ですけれども、社会保障・税番号制導入の鳥栖市対応についてということで資料を出させていただいております。

ちょっと順に説明をさせていただきます。

まず、番号制度のスケジュールですけれども、本年10月に個人番号の通知を開始いたします。

これは、地方公共団体情報システム機構というところから、個人番号が入ったカードをお送りするということで通知をいたします。で、これから個人番号カードの交付の申請を開始いたします。平成28年１月から、個人番号のカードの交付を開始いたします。

それから、平成29年１月から、国の機関との情報連携開始、これは、国と市町村で電子的な情報やりとりを開始することとなります。

それから平成29年７月から、地方公共団体間でも情報の連携を開始するということで、この番号制度の情報のやりとりということが全て始まることになります。

これに対しての本市の対応としましては、まず、今年度、平成26年度に住民基本台帳システム、地方税務システムなどの改修を行います。この内容につきましては、今、市が持っております住民基本台帳や税情報などに関しての様式等、また内部システム取り扱い等につい

て、個人番号を取り込めるように改修するものです。

それから平成27年度、これもまたは旧住民基本台帳システム、地方税務システム、また福祉系システムなどの改修を行いますけれども、これについては、市と国との情報を電子的に送信するようなシステムの改修を行って備えることとしております。

それから予算内容についてでございますけれども、平成26年度３月補正予算の内容としましては、総務省補正分のシステム改修委託料、1,520万円と、厚生労働省の補助金の通知を受けておりましたけれども、この分の内容が確定しましたので、178万6,000円の減額を出しております。

それから平成27年度当初予算ですけれども、1,080万ということで計上させていただいております。内容としましては、地方税務システム改修と、国の連携を行うためのネットワークの環境の構築ということなっております。

ただ、平成27年度につきましては、今後、国のほうが、改修内容等示される予定になっておりますので、内容がわかり次第、また補正でお願いしたいと考えております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

ただいまの説明について、何か御質疑がございましたらお受けいたします。

成冨牧男委員

今の説明の中でちょっと。

結局ですね、この背番号制、いわゆるマイナンバーですよね。通常いうところマイナンバー制度が導入されるぞというときには、結構、マスコミとかいろいろ話題になってずっと来たんですけども、今何か、ずっと、それは私たちにも責任あるんですけど、余り、大体何がどうされるのか、その制度の中身がほとんど、市民の中に、国民の中にちゅうことは市民の中にも、あんまりわかられていないと思うんですね。私も、その十分わかっとるわけないし。

だから、そういう意味では、あわせて、広報とかも必要だと思いますが、さっきの話では例えば、本市の対応に平成27年度の一番最後、最後のところですね。交付対応、詳細未定と、こういうふうに予算が出てきておるけれども、対応、詳細未定と、いう感じですよね。

そして国のほうは、まだ運用も開始してないのに次、次の、さらに、今、法律で出してるんですよ、さらにこれをいろいろ活用できないかっていうことで、奨学金の話が出とったかな。何なんか、そういうことでいいのかなっていうのがあります。

その一方で、この……、質問したがいいですかね。

厚労省分がマイナスになってますけど、これ、どういう、それと平成27年度当初予算で国から財源が来る予定とかいう説明があったでしょう。それも決まってないんですよね、今ん

とこね、予定って言われるのは。この期に及んでそうなのかっていうのがどうしてもね。

国から、選択の余地がないようなやつ、選択の余地がないんでしょう。私は、昔の住基みたいに、受けない、１回質問しましたよね。矢祭町がつながんやった住基ネットワーク、そういう選択は今回はないんですよね。

そして、今のがちょっと質問ですね。

それと、この178万6,000円の委託料の減額は、歳入との絡みとは違うんですかね。

その二つ、ちょっと質問は二つ。

青木博美情報管理課長

まず、今回の制度導入については、選択の余地はないものと考えております。

それと、平成26年度の厚生労働省分の減額補正につきましては、当初、国が示した人口に応じた、それぞれの改修項目に対する基準額というのございます。

それでまず、うちのほうは要望を出しておりまして、内示をいただいておりました。その後、厚生労働省から各項目ごとの補助金というのが示されましたので、その分に関しての減額となっております。

以上です。

成冨牧男委員

わかりました。

それで、要はですね、さっき挙げた点ですよね。ここまでスケジュールは決まっておきながら、交付対応は、詳細未定とか。これ独自に、例えば、この制度はこういうものですよとかいう、広報とかは考えられてるんですか。

国松敏昭委員長

中身について。

青木博美情報管理課長

制度自体はどのような運用するかというのは、基本的には決まっております。

ここで書いております詳細未定といいますのは、先ほど申しましたが、番号の発番、発送等については地方公共団体情報システム機構から行っていただくことなっております。

その後、個人番号のカード交付申請に移るわけですけれども、今は基本的には直接個人が、この地方公共団体情報システム機構に郵送で申請するということになっております。

その点については、市町村でも受け付けをできないかというような、案は出ております。

ただ、その辺がまだはっきり決まっておりませんので、詳細未定と書かせていただいております。

以上です。

成冨牧男委員

はい、ごめんなさい。

担当課を責めてるんじゃないですよね、国の対応なんですよね。こんなスケジュールをつくっておきながら、まだなかなかはっきりせんところがあると。

そして、最初、全面的に財源もちゃんと上げますよって言いよったのが、そうでもないような、ちょっとグレーになってきてる部分もあるし、平成27年10月から云々やったら、最後の１点お尋ねしたいのは、さっき言った制度の周知ですよね。そういう意味ではどう考えてあるんですか。市民に向かっての制度の周知、広報。

青木博美情報管理課長

確かにおっしゃるとおり、今年10月には番号カードナンバー通知が始まりまして、実際動き出します。

その前には、私どもでも、どういった形で申請をしていただくのか、またどういった利用ができるのか、その辺は、あらゆる手段を通じて市民の皆様に広報していって、利用を促進したいと考えております。

以上です。

成冨牧男委員

最後に一つだけ。

メリットとして、住民票なんかが、わざわざ取り行かんでもとか、そういう話されたと思いますが、税の証明なんかも同じようにできるちゅう話ですかね。例えば、１月１日現在、居住市町村からとらんといかんとかあるやないですか。課税市町村か、ごめんなさい。そういうなやつもできるということなのか、まず。

それと、ほかに独自に、例えばこういうこともできるんですよって、そっちから、積極的にいうような、何かやろうと思えばこういうこともできるんですよみたいなやつですよね、はないのか。

それこそ長くなるといけないんで、もう本当に今回で終わりますけど、そのないのかと、それとあと一つは、財源的にはもうこれで大体終わるんですか。これぐらい、予算的にはこれで、新たなまた来年度の予算とかいろいろ出てくることはないんでしょうか。

以上で終わります。

青木博美情報管理課長

今のところ国のほうからも出されておりますのは、例えば、健康保険証に使うとか、図書館の利用カード、そういったものが、まず代表的なものとして挙げられております。

そのほかに、それぞれの市町村独自で、入れようと思えばあらゆるいろんな可能性はある

と考えております。

また、よその市町村からの住民票とか納税証明とかの取得につきましては、例えば鳥栖市民が、１月１日で市県民税課税になりますので、１月１日以降鳥栖市に転入された場合、それを取得しようという場合には、その転入、もとですね、もといらっしゃったところの市町村が対応されてれば使えるようになると思います。

それから、平成27年度当初予算ですけれども、これは今1,080万円予算計上させていただいておりますけれども、この分については地方税務システムについての、国と連携のネットワーク関係を予定しております。

これ以外にまだしなければならないことがありますので、国の基準額等どういったシステム改修を行うべきかというのが示され次第、補正をお願いしたいと考えておりますので、平成27年度については、またこれ以上の予算が出てきます。

以上でございます。

成冨牧男委員

あとちょっと意見。意見ちゅうか要望。

今言われたように、まだ今から出てくると。もうこれは当初から、予算を食う割には、一言で言うと大したことがないと。今の政府にとっては非常なメリットなんでしょうけども、そういうことが言われました。

それからさっき、今言われた市町、住んであった市町村が対応しておればちゅう意味は、その人がそこに申告しておればっていうぐらいの意味ですか。それじゃないと、全部強制と言われたんで。もういいですよ。答えは求めませんので。思いました。

とにかく、今までも、実際、例えば税で、市町村なんかでは、当然、今言われたようなメリットありましょうけど、メリット、そんぐらいのメリットで、いわゆるよく言うとこの費用対効果っていうのを考えても、何のためのを制度なのかっていうのは、私は疑問を持ちます。

以上です。

国松敏昭委員長

意見ですね、最後は。

ほかございますか、この件で。

〔発言する者なし〕

以上で資料についての質疑を終わります。

総　　括

国松敏昭委員長

　これより総括を行います。

　議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ、総括的な御意見等ございましたら、発言をお願いしたいと思います。

　なお、議案外の所管事務についての御意見などは、採決後に時間を設けたいと思いますので、総括については、付託議案の審査を通じての総括的な御意見等お願いしたいと思います。

　ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

　いいですか、はい。総括を終わります。

ဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢ

採　　決

国松敏昭委員長

　これより採決を行います。

ဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢဢ

議案乙第１号　平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）

国松敏昭委員長

　まず、議案乙第１号　平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

　本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

　異議あり、異議あり、ありますので、挙手により採決を行います。

　本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

はい、挙手多数であります。よって議案乙第１号　平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）中、総務文教常任委員会の常任委員会付託分については、原案のとおり可決をいたしました。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

議案乙第９号　平成27年度鳥栖市一般会計予算

国松敏昭委員長

次に議案乙第９号　平成27年度鳥栖市一般会計予算中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議ありますので、挙手により採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

はい、挙手多数であります。よって、議案乙第９号　平成27年度鳥栖市一般会計予算中、当総務文教常任委員会付託分については、原案のとおり可決をいたしました。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

議案甲第２号　鳥栖市行政手続条例の一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に、議案甲第２号　鳥栖市行政手続条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

議案甲第３号　鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に、議案甲第３号　鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

議案甲第４号　鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に、議案甲第４号　鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

議案甲第10号　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

国松敏昭委員長

次に、議案甲第10号　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを採決行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をいたしました。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

請願第１号　鳥栖市における少人数学級拡充を求める請願

国松敏昭委員長

次に、請願第１号　鳥栖市における少人数学級拡充を求める請願について、採決を行います。

本請願につきましては、その趣旨を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、御異議なしと認めます。よって請願第１号は、その趣旨を採択することに決しました。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

国松敏昭委員長

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい。それでは委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

報　告（教育委員会事務局教育部学校教育課）

鳥栖市内中学校で発生したいじめ問題の概要及び訴訟内容等について

国松敏昭委員長

次に、執行部より議案外の報告の申し出があっておりますので、これを受けたいと思います。

それでは資料の配付がございますので。

〔資料配付〕

柴田昌範学校教育課長

では、お手元にお配りしております資料をもとに御説明したいと思います。

大変御心配をおかけしておる、鳥栖市内中学校で発生しましたいじめ問題の概要及び訴訟内容について御報告をさせていただきます。

この件につきましては、被害生徒を第一にということで学校教育課を中心に、また、当該中学校校長とも連携をとりながら対応してきたところでございます。しかしながら、２月19日に相手方の保護者様から、訴状が提出されました。

教育委員会にも、２月19日に記者会見等あったところでございますが、３月６日金曜日に訴状が届きましたので、その概要について御説明を申し上げたいと思います。

損害賠償金額請求額につきましては、１億2,773万円ということになっております。

訴状の概要といたしましては、加害生徒らにより原告被害生徒に対し、入学当時の平成24年４月から約半年間にわたって行われていた暴行、傷害、脅迫、恐喝等により、生徒さんがＰＴＳＤの症状で通学できなくなったということで鳥栖市及び、そのときの担任らのいじめ発見などの安全義務違反、学校や市教委、発覚時の情報共有、連携体制の不備、発覚後の加害生徒への措置の不備、原因解明なども不備があったということで提訴をされております。

原告につきましては被害生徒及び家族となっております。被告につきましては鳥栖市及び加害生徒８名並びにその親権者15名というふうになっております。

いじめの概要につきましては､以前にも御報告申し上げておりましたが､覚知については、生徒が１年生の10月23日、同じ学級の生徒から担任への報告ということで、わかった事案であります。

今後、この件につきましては、来月、答弁書等をつくって、佐賀地裁に出向くようになっておりますので、弁護士とも相談をしながら、対応について考えていきたいということで対応してまいりたいと思っております。

以上簡単ですけれども、御報告させていただきます。

国松敏昭委員長

ただいまの報告について質疑があればお受けしたいと思います。

よろしいでしょうかな。

成冨牧男委員

単純にお尋ねしたいのは、推察される、ということしかできない部分もあるかと思いますが、何で今ごろっていう、ずっともうおさまりよったのかなあって、順調にいってたのかなて思ってたんですが、かなりこれは皆さんのそういう思い入れがあると思いますので、よかったら、お願いします。

柴田昌範学校教育課長

この件につきましては、それこそ、先ほど最初に申し上げましたように、被害生徒第一ということで、学校教育課としては、子供を学校に戻すことを中心に考えてまいりまして、家庭訪問へ行ったり、ケース会議もですね、保護者さんだけでなく、鳥栖警察署、県警、スクールソーシャルワーカーとか、児童相談所、あらゆる関係者の方を呼んで、数時間に及ぶケース会議をですね、８回ほど実施いたしました。

一方で、家庭訪問、当該中学校の先生が夕方からですね、６時から８時、９時、10時というところまで、毎日のように勉強を教えに行ったりということで対応していたところです。

子供については、適応指導教室みらいにも、この１年間、高校進学が決まるまで通っておりました。

先ほど質問があったなぜ今というところにつきまして、あくまで推察でありますが、やはり加害者生徒及び保護者へのタイミング、ちょうどこの訴状が届いたのが先週の金曜日になりますけれども、きょうから高校入試もあっておるという状況で、こういったタイミングをはかられたのかなと、卒業前のですね。

そして、こういった動きにつきましては１年ほど前から、ちょうど平成26年の１月ごろからですね、相手方弁護士さんから要請書及び要望書が学校及び市の教育委員会にたびたび、送られている状況で、また弁護士との、相手方弁護士との加害者との面談、あるいは担任とぜひ面談をさせてほしいといった状況もありましたので、いずれこういった訴訟になるのではないかなという、こういったタイミングについてもですね、ある程度予測できたところであります。

ただ、我々としては、本当に、いじめに遭った被害者のことを第一に考えて対応してまいったところで、記者会見等であった市教委や学校は何もしてくれなかったというふうなことはですね、なかったということで、今後対応してまいりたいと考えております。

以上です。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

ほかは、この件に対して。

成冨牧男委員

ちょっと単純な話。

これちょっと、不勉強なんでわかんないんですけど、被告は鳥栖市っていうふうになるんですね。それとあと、１回目いつ始まる、何か始まる予定とか決まってるんですか。その公判。

柴田昌範学校教育課長

早速ですね、４月の24日が第１回と、いうふうになっております。

天野昌明教育長

本当にこのいじめの問題につきましては、もうちょうど、私が教育長になった10月に覚知したということで、もう２年と半年、２年６カ月ぐらいになるんですけども、こちらとしても今課長が言ったように、まずは子供が学校に戻れるようにということで一所懸命やってきましたけども、こういう結果になったのは非常に残念です。

きょうが、県立の高校入試がきょう、あしたあるわけですけど、もちろんそれにも出られませんし、今週金曜日の卒業式のほうも参加しないというふうに聞いております。

こういったことで、本人が学校に戻れなかったということがですね、非常に残念ですし、悲しい思いをしております。

今から、口頭弁論等も始まり訴訟がスタートしていきますけども、弁護士の先生方の御指導を受けながらですね、一つ一つ現実的に、誠実的に、誠意を持って取り組んでいきたいというふうに思っています。

これからも、いろいろと議会の皆様方にも御理解、御協力をいただくようなことも多々あろうかと思いますが、こちらとしても、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思ってますので、よろしくお願いします。

以上です。

国松敏昭委員長

いいですか。

ほかはございますですね。

〔発言する者なし〕

はい、質疑を終わります。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

所管事務調査

国松敏昭委員長

次に総務、当総務文教常任委員会の所管事項について御意見やお聞きしたいことがありましたら、この際でございますので、お受けしたいと思います。

御意見等のある方は、手短にお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

はい。それでは、以上で所管事務についての協議は終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

国松敏昭委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて平成27年３月定例会総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前11時55分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長　　国　　松　　敏　　昭　　㊞